

会 議 録

令 和 2 年 第 3 回 定 例 会

会期：令和2年9月 1日
令和2年9月18日
(18日間)

小 海 町 議 会

第3回定例会会議録目次

議事日程等	2
-------	---

第1日 招集日（上程、説明）

開会	5
招集あいさつ・報告	7
議案第34号～36号（条例）	12
議案第37号～39号（補正予算）	13
認定第1号～5号（決算）	14
陳情・請願等	16

第2日 議案質疑（委員会付託）

議案第34号～36号（条例）	17
議案第37号～39号（補正予算）	20
認定第1号～5号（決算）	34

第7日 一般質問

第4番 井上一郎 議員	61
第10番 井出 薫 議員	67
第7番 篠原伸男 議員	80
第11番 新津孝徳 議員	89
第3番 井出幸実 議員	95
第9番 的埜 美香子 議員	101
第2番 渡辺 均 議員	110
第5番 小池 捨吉 議員	126

第18日 最終日（委員長報告、討論、採決、追加議案）

開会・報告	135
議員派遣の件	136
井上一郎議員の議会運営委員会の委員の辞任	136
渡辺 均議員の議会運営委員会の委員の辞任	137
議会運営委員会の委員の選任	138
議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果	138
議案第34号～36号（条例）	139
議案第37号～39号（補正予算）	141
認定第1号～5号（決算）	144
陳情第5号～7号 発議第4号～6号	145
発議第7号、8号	149

署名	159
----	-----

令和 2 年 第 3 回
小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和2年9月 1日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和2年9月18日 午後 1時55分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第10番議員、第11番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和2年9月 1日 至 令和2年9月18日 18日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
	議員派遣の件	
	井上一郎議員の議会運営委員会の委員の辞任について	許 可
	渡辺均議員の議会運営委員会の委員の辞任について	許 可
	議会運営委員会の委員の選任について	選 任
	議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果について	選 任
議案第34号	小海町議会議員及び小海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	原案可決
議案第35号	小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第36号	小海町給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第37号	令和2年度小海町一般会計補正予算（第4号）について	原案可決
議案第38号	令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決

議案第 39 号	令和 2 年度小海町介護保険事業特別会計 補正予算（第 2 号）について	原案可決
認定第 1 号	令和元年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 2 号	令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について	原案認定
認定第 3 号	令和元年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	原案認定
認定第 4 号	令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について	原案認定
認定第 5 号	令和元年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定につい て	原案認定
陳情第 5 号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書	採択
陳情第 6 号	国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める 陳情書	採択
陳情第 7 号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県 並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書	採択

《追加議案》

発議第 4 号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書	原案可決
発議第 5 号	国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める 陳情書	原案可決
発議第 6 号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県 並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書	原案可決
発議第 7 号	渡辺均議員に対する辞職勧告決議について	原案可決
発議第 8 号	井上一郎議員に対する辞職勧告決議について	原案可決

会議の顚末	令和2年9月 1日 午前10時00分に始め
	令和2年9月18日 午後 1時55分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘	会計管理者 井出 浩
	副 町 長 篠原 宏	子育て支援課長 井出宗則
	教 育 長 中島行男	教 育 次 長 井出直人
	総 務 課 長 井上晴正	観光交流センター所長 井出知之
	町 民 課 長 井出三彦	やすらぎ園所長 宮澤賢司
	産業建設課長 吉澤君雄	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 黒澤五雄	
	書 記 池田知美	

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	9/1	9/2	9/7	9/8	9/10	9/11	9/15	9/16	9/18
第1番	古谷 恒晴	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第2番	渡辺 均	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第3番	井出 幸実	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	井上 一郎	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第5番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第6番	有坂 辰六	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第7番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第8番	篠原 義従	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第9番	的埜美香子	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第10番	井出 薫	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第11番	新津 孝徳	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第12番	鷹野弥洲年	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計		12	12	12	12	7	6	12	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第10番 井出 薫 議員								
		第11番 新津 孝徳 議員								

令和 2 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和 2 年 9 月 1 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 2 年 9 月 1 日 午後 4 時 31 分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	おはようございます。令和 2 年第 3 回の定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶を致します。今日から 9 月となりましたが今年の夏は大変な異常気象にあったように思われます。梅雨入りした途端に豪雨に見舞われ全国各地で記録的な大雨により河川の氾濫、斜面の崩落などにより浸水被害が発生し大災害となりました。そして多くの方々が犠牲になりました。大雨と日照不足が 7 月末まで毎日のように続き、梅雨明けした途端に極度の猛暑で干ばつになり当地域の主要産業である野菜や花卉の生育に大きな影響を与えております。野菜は高値が続いておりますが、生育の不良により生産量が落ちているようであります。今日も沖縄地方には台風が接近しておりますがこれから台風シーズンを迎える中で災害の発生に至らないように、また農産物の生育に影響を及ぼさないような天候の移り変わりであってほしいと願う所であります。そして憂慮されております、新型コロナウイルス感染症問題では依然として猛威を振るっております。7 月、8 月には感染症の拡大傾向が顕著になり、大都市を中心に増加し最近では地方にも拡散して私達の長野県内でも多くの感染者が出ています。大変心配がされるところであります。一日も早い終息を願うと共にワクチンの開発や治療薬の開発に期待をよせる所であります。また国政に置きましては先週の金曜日 8 月 28 日に安倍首相が辞任の意向を表明されました。突然の辞任表明に大きな衝撃を受けました。安倍首相の功績につきましては国民それぞれに評価される所ではありますが長期政権を担ってきました首相の退陣は今後の国政に変化が見られるのは必定かと思われます。後継総裁が誰になるかはまだ分かりませんが、国民生活の向上と平和国家の維持に繋がる

	ような国政の舵取りをお願いしたいと思います。さて、本定例会であります。9月議会には特に決算議会とも言われております、主に前年度の決算の審査の他、本年度の補正予算などの議案について審議をお願いするものがあります。議員の皆様にはそれぞれ議案に対して適切な審議をお願いすると共に円滑な議事進行にご協力をお願いを致します。只今の出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますので、只今から令和2年第3回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。なお、暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。
<u>日程第1 会議録署名議員の指名</u>	
議 長	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第10番 井出薫君、及び第11番 新津孝徳君を指名致します。
<u>日程第2 会期の決定</u>	
議 長	日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る8月20日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。井上議会運営委員長。
議会運営 委員長	ご報告いたします。本日招集の令和2年第3回小海町議会定例会の運営につきましては、去る8月20日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は条例関係案3件、補正予算案3件、決算認定5件、陳情3件の合計14件であり、会期は本日より9月18日までの18日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、2日議案質疑終了後までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ一般質問が1日で済めば9月8日午前10時から、2日間の場合は8日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですのでご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長	お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から９月１８日までの１８日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から９月１８日までの１８日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第３ 町長招集あいさつ</u>	
議 長	日程第３、町長より招集のあいさつをお願いします。 黒澤町長。
町 長	皆さんおはようございます。令和２年第３回定例会開催のご案内を申し上げましたところ、コロナ禍の中、また大変お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、定刻に開催できますことに心よりお礼申し上げます。 さて、２８日金曜日、安倍首相の突然の辞任表明には日本中が大きく揺れました。８月２３日には連続在職日数で歴代１位を更新したばかりで、そのわずか５日後の出来事に議員の皆様もそうだったでしょうが私も大変驚きました。賛否はありますが、少なくとも新型コロナウイルスが広がる以前の景気回復に果たした役割は大きかったのではないかと感じております。これまでのご労苦に対し敬意と感謝を表したいと思います。そして、新型コロナウイルスの世界的な蔓延は、人々の価値観や生活スタイルを大きく変えようとしています。６月の定例会最終日辺りでは、緊急事態宣言による全国的な自粛要請等により感染者数もかなり減少し、緊急事態宣言も解除され、経済復興に向けて様々な対策が実施され始めたわけですが、人の動きに伴い感染拡大が再発し、第２波は予想をはるかに上回るものになってしまったのではないかと感じております。第１波の全国感染者数は約１５,０００人だったわけですが、第２波では既にその３倍を超える５０,０００人以上となってしまっています。ワクチンと治療薬が開発されるまでは、今までの自粛と行動の繰り返しになるのではないかと感じていますが、今この社会の変化を的確に判断し、今後の町づくりについて、今までの価値観を見直し、withコロナ時代にどういった施策を展開していくべきかを早急に考え行動に移して行くべきではないかと感じております。マスコミなどでは、この騒ぎによって地方への人の流れが加速されるというようなことが度々報じられていますが、是非このチャンスを活かせるよう、議員

の皆様方からも積極的な施策提言をいただければ幸いです。12 月には長期振興計画のローリングもごございます。昨年の第 6 次長期振興計画策定時にはこのコロナ騒ぎについては予想もしていなかったことですので、with コロナまたアフターコロナ時代を見据えた政策転換も必要になってくると考えております。今議会におきましては、そのような議論もいただければ幸いに存じます。また、今年の気象は 梅雨明けが 8 月になってしまうという異常気象で、日照不足と低温で農作物への影響がかなり懸念されましたが、梅雨が明けたとたんの異常とも言える高温続きで、水稻については冷害という不安は無くなったわけですが、当町の主力であります高原野菜については、長雨による根腐れに追い打ちをかけるかのような高温で、各農家とも出荷数量が激減したようです。コロナの影響による需要低下が心配されましたが、結果的には供給不足となり、8 月 1 カ月は全国的に野菜の高値が続きました。後程産業建設課長から生産動向については詳細にご報告いたしますが、今後生産・価格とも安定し、いつもと変わらぬ年になればと願っております。台風につきましては、本年は今のところ何事もなく過ぎておりますが、九州熊本を中心とする 7 月豪雨災害では、多くの皆様が被災され、全国では 82 名もの方がお亡くなりになりました。あらためてお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた皆様のご冥福をお祈り申し上げます。今年はこの 6 日に全町挙げての防災訓練を計画しております。結果等につきましてはまた全員協議会の折にご報告申し上げますが、当日 10 時から総合センターにおいて、避難所における災害備蓄品の展示や消火訓練などが行われますので、都合のつく皆様はご覧いただければと思います。なお、例年ですと 9 月は本定例会のほか、運動会、地区ごとの敬老会、中学校清流祭、花卉品評会、戦没者追悼式等行事がございますが、本年はコロナの関係ですべて縮小開催ということになりましたので、議員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。まず、議案第 34 号 「小海町議会議員及び小海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定」につきましては、公職選挙法の改正に伴い、町議会議員及び小海町長の選挙において、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成が選挙公営の対象となり、新規に条例を制定するものでございます。次に議案第 35 号 「小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、コロナ対策のためのマイクロツーリズム促進のため、南佐久郡内の住民の入浴料を大人 500 円、子供 200 円に減額するものでございます。次に議案第 3

	6号 「小海町給水条例の一部を改正する条例」につきましては、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になったことによる一部改正でございます。次に議案第37号 令和2年度小海町一般会計補正予算第4号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ514,420千円を追加し、総額で5,263,059千円とするものでございます。歳入の主なものにつきましては、地方特例交付金が3,311千円の増、国庫支出金が156,848千円の増、県支出金が108,273千円の増、財産収入が2,811千円の増、基金繰入金が45,000千円の減、繰越金は令和元年度の決算に基づき295,306千円を追加し、繰越金の総額で335,306千円となります。歳出の主なものにつきましては、企画費では地域おこし協力隊関係費で3,836千円の増、積立金は減債基金に146,000千円、地域振興基金に106,620千円を増額します。社会福祉総務費では、住民支え合いマップシステム導入費で4,950千円、やすらぎ園運営費ではコロナ対策で4,323千円、農業振興費では、コロナ関連で農業経営継続支援金で15,000千円、林業振興費では、6月定例会で陳情が採択された森林組合のフォワード導入補助で5,000千円、商工業振興費では、プレミアム商品券の精算と追加のコロナ対策町民応援事業等で51,245千円それぞれ増額、観光費ではコロナの影響で中止になったイベントへの補助金7,550千円を減額しました。道路橋梁費では維持修繕及び工事費等の増額で32,760千円の増、消防費では、コロナ対策用備蓄品購入などで20,179千円の増、教育費ではコロナ対策の通学バス借り上げ料で5,820千円の増、災害復旧費では中村及び宮下の頭首工復旧工事費などで109,305千円の増を見込みました。次に議案第38号 令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,585千円を減額し、総額528,415千円とするものでございます。主な補正内容は国保税収入見込み額の減に伴うものです。次に議案第39号 令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第2号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,813千円を追加し、総額を711,919千円とするものでございます。主な補正内容は繰越金の確定及び過年度国庫返還金の確定による増額です。認定第1号から第5号までは、令和元年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算認定案件でございます。各会計とも監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。認定第1号の令和元年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額4,569,251,831円、歳出総額4,097,696,814円で、歳入歳出差引額は471,555,017円となり、実質収支額は335,306,017円となりました。認定第2号の令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認
--	--

	定につきましては、歳入総額が 535,014,663 円、歳出総額は 509,591,888 円で、翌年度に 25,422,775 円を繰越いたします。認定第 3 号の令和元年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額 651,953,864 円、歳出総額は 641,140,482 円で翌年度に 10,813,382 円を繰越いたします。認定第 4 号の令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 75,928,644 円、歳出総額は 75,890,377 円で翌年度に 38,267 円を繰越いたします。認定第 5 号の令和元年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきましては収益的収入が 95,842,352 円、収益的支出は 85,586,109 円となりました。なお、本決算につきましては、上水道運営審議会でご審議をいただいております。 以上、本定例会に提案した議案につきまして概要を申し上げます。よろしくご審議を賜り、認定、可決決定をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。
<u>日程第 4 諸般の報告</u>	
議 長	日程第 4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの 4 ページ、5 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第 5 行政報告</u>	
議 長	日程第 5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。
町 長	では、4 点についてご報告いたします。 まず第 1 点目ですが、友好都市の大洗町の小谷町長さんが、この 9 月の任期満了をもってご勇退されるということで、先般 8 月 27 日にわざわざごあいさつにお越しいただきました。6 期 24 年間の長きにわたり町政を担われたということで、そのご労苦に対し、心から敬意を表するものでございます。2 点目といたしまして、新たに代表監査委員をお願いしました新井進一さんですが、肺炎をこじらせてしまい、8 月 11 日から入院されております。決算監査直前の入院であったため、監査につきましては議選の監査委員であります有坂議員さんにすべてをお願いし、本定例会における監査報告もお願いするということになりますので何卒よろしくお願いいたします。3 点目としまして、郡町村会主催の研修会につきましては、毎年盆明けに行ってきたわけですが、今年はコロナの影響で実施を見送りま

	した。また、本年は南佐久南部協議会の視察研修の実施予定もございましたが、やはり同じく見送ることにさせていただきましたのでご理解をいただきますようお願いいたします。最後に、NPO法人ひまわり設立関係での職員の懲戒処分等の経過、結果等につきましては、9月8日開催予定の議会全員協議会にて報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。
議 長	以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願い致します。
総務課長 町民課長 教育長 総務課長 町民課長 産業建設課長 観光交流センター所長 教育次長 子育て支援課長	【佐久広域連合第2回定例会の報告】 【南佐久環境衛生組合第1回臨時会の報告】 【中学校組合議会の報告】 【令和元年度決算健全化判断比率の報告】 【駅前再整備検討委員会の報告】 【保健推進協議会の報告】 【交通政策審議会の報告】 【介護保険懇話会の報告】 【上水道運営審議会の報告】 【野菜・花卉の生産動向の報告】 【観光交流センター運営委員会の報告】 【高原美術館協議会の報告】 【子育て支援推進委員会の報告】
議 長	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。 なお、先程町長から報告がありましたが代表監査委員は7月から新しく新井進一さんが任命されておりますが病氣療養のため欠席となっております。ここで11時10分まで休憩とします。 （ときに10時52分）
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	再開を致します。 （ときに11時10分） これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第34号から議案第39号及び認定第1号から認定第5号につきましては、上程から説明までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。

<u>日程第 6 議案第 3 4 号</u>	
議 長	日程第 6、議案第 3 4 号 「小海町議会議員及び小海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井上総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 7 議案第 3 5 号</u>	
議 長	日程第 7、議案第 3 5 号 「小海町松原湖高原観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出観光交流センター所長。
(観光交流センター所長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 8 議案第 3 6 号</u>	
議 長	日程第 8、議案第 3 6 号 「小海町給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。

<u>日程第 9 議案第 37 号</u>	
議 長	日程第 9、議案第 37 号 「令和 2 年度小海町一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 （事務局長朗読）
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。篠原副町長。 （副町長説明）
議 長	説明が終わりました。ここで 1 時まで休憩とします。（ときに 11 時 57 分）
<u>日程第 10 議案第 38 号</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。（ときに 13 時 00 分） 議事に入ります前に、さきほど、12 時 30 分から議会運営委員 お よび各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。
4 番議員	ご報告いたします。議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程等が決定しましたのでご報告いたします。 9 月 10 日（木）午後 2 時 00 分から 民生文教常任委員会 視察なし 9 月 11 日（金）午後 2 時 00 分から 総務産業常任委員会 視察なし 9 月 15 日（火）午前 10 時 00 分から 予算決算常任委員会 視察なし 9 月 16 日（水）午前 10 時 00 分から 予算決算常任委員会 視察なし また、午前中も申し上げましたとおり、現地視察を 8 日に行い、終了後、全員協議会を行う予定ですのでご承知おきください。 一般質問の通告につきましては、2 日午後 5 時又は議案質疑終了後までとします。なお受付につきましては本日から受付いたします。 視察については場所が白駒の池ということで作業着でお願いしたいと思います。履物は歩道も整備されております、雨でも降った場合には長靴ということになるかと思いますが、革靴でもいいかなということでございます。よろしくお願いします。
議 長	はい、それでは続けます。 日程第 10、議案第 38 号

	「令和２年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	（事務局長朗読）
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	（町民課長説明）
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第１１ 議案第３９号</u>	
議 長	日程第１１、議案第３９号 「令和２年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	（事務局長朗読）
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	（町民課長説明）
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第１２ 認定第１号</u>	
議 長	日程第１２、認定第１号 「令和元年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	（事務局長朗読）
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出会計管理者。
	（会計管理者説明）
議 長	２款 総務費 ６項 監査費 １目 監査費まで説明。 ここで午後２時１５分まで休憩といたします。 （ときに１４時０１分）
議 長	再開致します。会計管理者続きをお願いします。 （ときに１４時１５分） ３款 民生費 １項 社会福祉費 １目 社会福祉総務費から。
	（会計管理者説明）

議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 3 認定第 2 号</u>	
議 長	日程第 1 3、認定第 2 号 「令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。井出町民課長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 4 認定第 3 号</u>	
議 長	日程第 1 4、認定第 3 号 「令和元年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。 ここで 3 時 3 5 分まで休憩とします。(ときに 15 時 19 分)
<u>日程第 1 5 認定第 4 号</u>	
議 長	再開致します。(ときに 15 時 35 分) 日程第 1 5、認定第 4 号 「令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 6 認定第 5 号</u>	
議 長	日程第 1 6、認定第 5 号 「令和元年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤産業建設課長。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>○ 監査報告</u>	
議 長	以上で令和元年度小海町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算の説明が 終わりました。 ここで、令和 2 年 8 月 2 5 日付けで、監査委員から「決算審査意見書」 が提出されていますので、監査委員の報告を求めます。 監査委員有坂辰六君。
	(監査委員報告)
議 長	以上で監査委員からの報告を終わります。
<u>日程第 1 7 陳情第 4 号から 6 号</u>	
議 長	日程第 1 7、陳情第 4 号から 6 号についてを議題と致します。今定例会 で受理した陳情はお手元に配布した通りであります。陳情書の朗読及び 審査は、付託した委員会でお願ひします。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は 9 月 2 日水曜日、午前 10 時から行います。

	これにて本日は散会といたします。ご苦勞様でした。 (ときに 16 時 31 分)
--	---

令和 2 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 2 日」	
* 開会年月日時	令和 2 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 2 年 9 月 2 日 午後 2 時 22 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんおはようございます。令和 2 年小海町議会第 3 回定例会、本日は 2 日目であります。本日は議案質疑を行いますのでよろしくお願いをしたいと思います。ただ今の出席議員数は 12 人で全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。
<u>議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。なお、代表委監査委員は欠席しております。 暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。
<u>議案の上程</u>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案の質疑・付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第 1 議案第 34 号</u>	
議 長	日程第 1、議案第 34 号 「小海町議会議員及び小海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関

	する条例の制定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
10 番議員	公選法の改正に伴って議員それから町長の運動用の自動車、それからビラ、ポスターなどが対象になったということでありますけれど、供託金の関係は別に変化はなかったですか。
総務課長	はい、おはようございます。お疲れ様でございます。昨日説明するのを落としてしまったかと思うんですが第2条の但書以降にございますように今度は町議会議員の選挙に置きましても供託金が必要となりました。供託金の額は15万円でございます。立候補届け出前に供託するということになっております。供託金、ここにありますが、第2条にあります、小海町に帰属することにならない場合に限るということでございますが、法定得票数の関係でありますけれども、有効投票数を議員の定数で除してそれを又1/10にしたものということになります。前回の議員選挙で申し上げますと、有効投票数が3,180票でそれを12で割って10で割ると26.5票程になるということでございます。以上です。
議 長	他に…、1番古谷恒晴君。
1 番議員	この金額に対する消費税の扱いというのはどういうふうになっているか教えて頂けますか。
議 長	立って質問してください。
1 番議員	失礼しました。この金額に対する消費税の扱いについて教えてください。
総務課長	これについては事業者との契約になりますので税込で考えて頂きたいと思います。
議 長	他に質問のある方はございますか。これで質疑を終わります。
<u>日程第2 議案第35号</u>	
議 長	日程第2、議案第35号 「小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
2 番議員	渡辺でございます。この改定をせざるを得ない、或いはする目的、これは観光振興で誘客促進のためと書いてありますがその基礎を成す…一昨年も料金を改定してそれがどういうふう利用者の増減に繋がっているのか、それから町内の利用者と町外の利用者がどんな風に推移しているのかその裏付けの資料と、これを改定することによって利用促進がど

	の程度見込まれているのか、予測数値のようなものがあれば…これはいずれ付託ですから細かな質疑はその時に成されると思いますけれどもそのバックデータのようなものを用意して頂きたいと思うんですがいかがですか。
観光交流 センター 所長	はい、お疲れ様です。ただ今の資料等につきましては、データにつきましてはこちらの方で精査して作成をしたいと思います。
2 番議員	それからもう 1 点、コロナの後の対策として、マイクロツーリズムというような地域限定型の観光振興政策が国の方でも進められようとしているように伺いましてそういったことでどんなふうな絡みがあるのかという点とそれから広域観光で佐久穂町との連携とか色々出てますが周辺温泉施設との連携を図ったツーリズムのようなことについての何かお考えがあれば…またいずれで結構ですのでまたご答弁頂ければと思います。がその辺はいかがでしょうか。
観光交流 センター 所長	マイクロツーリズムということでございますが、現状と致しましてはこの間も説明を致しましたが今現在コロナ、このまま即終息という感じにはならないと思いますのでその点ではやはり県外の誘客と言うのは難しいんではないかというところでこのマイクロツーリズムを絡めまして、佐久地域特に南佐久郡の誘客ということで町村民の方の割引によって誘客を増やすということとまた、それに絡めて松原湖周辺の観光も振興していくということを目的として今回このような形で料金改定を行っております。
議 長	他に、9 番 的埜美香子君。
9 番議員	9 番、的埜です。今の佐久穂町との地域活性化の連携ということでこれ提案されたと思うんですけど、逆に小海から南佐久の施設を利用して、というような話は今の所でないのかどうか、その辺、お聞かせください。
観光交流 センター 所長	その件につきましては私どもの方に佐久穂町との提携について中心的にやってる渉外戦略係の方から温泉についての佐久穂町との提携の中で施設の割引ということを申し込まれておりましたので、その点につきましては渉外戦略係の方に確認をしましてまたお答えしたいと思います。
議 長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。
日程第 4 議案第 36 号	

議 長	日程第４、議案第３６号 「小海町給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第４ 議案第３７号</u>	
議 長	日程第４、議案第３７号 「令和２年度小海町一般会計補正予算（第４号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 ５ページ 第２表 地方債補正 【歳入】 ８ページ １０款 地方特例交付金 １５款 国庫支出金 １項 国庫負担金 ２項 国庫補助金 ９ページ １６款 県支出金 ２項 県補助金 １７款 財産収入 １項 財産運用収入 １０番 井出薫君。
１０番議員	はい、森林組合からの出資配当金ということでありまして、配当率が６％という配当は最近あまり聞かないという話でありますけれども、そこら辺の内容を伺っておるようでしたら教えて頂きたいんですけど。
産業建設課長	はい、お疲れ様です。森林組合の配当金につきましては最近の事業量のパワーアップによりまして町もそうですけれども組合員の皆さんの方へなるべく還元したいという意向のもと進んでいるようでございまして、以前町の方も５％ということでしたが、今回６％になっているということで増える、事業量の増により配当を増やしている、そういうことを聞いております。以上です。
議 長	他に…。 ２項 財産売払収入

	10 ページ 19 款 繰入金 3 項 基金繰入金 20 款 繰越金 21 款 諸収入 4 項 雑入 22 款 町債 11 ページ 町債続き 歳出に移ります。 12 ページ 2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 4 目 企画費
2 番議員	地域おこし協力隊の項目が非常に多くなっておりまして、ここ以外の項目でも非常に地域おこし協力隊に関わる予算が出ております。できれば、どういう方がどういう仕事についていて、どの期間携わるのか、そういったものの経費の内訳を一覧表のような形で出して頂くと検証しやすいんですが。その辺いかがでしょうか。
議 長	一般管理費から今、4 目の企画費に移ってるけど、井上総務課長。
総務課長	はい、いずれ出させて頂くようにします。
議 長	4 目企画費 13 ページ 続き 6 目 積立金 3 番、井出幸実君。
3 番議員	すみませんが、ちょっと聞きたいところなんですが積立金の減債基金なんですが、決算監査、監査委員の方の審査意見書にも出ていたんですが公債費率は去年と比べて下がってるというふうに書いてあったんですが、このところの減債基金を積み立てるわけを聞かせていただきたいと思うんです。繰上償還するわけではないだろうというふうに思いますけれどその辺のところをお願いします。
総務課長	はい、減債基金については繰上償還の原資とするということともう1つは、財政対策のために許された起債に対する償還金の返済に充てられるということになっておりまして、臨時財政対策債の返済金に回すために積み立てを行います。
議 長	他に… 2 項 徴税費 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費 14 ページ 社会福祉総務費続き

	3 目 やすらぎ園運営費 1 0 番 井出薫君。
10 番議員	この新型コロナの対策でボランティアの関係と施設修繕ということですが、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。
やすらぎ 園所長	はい、ご苦労様です。新型コロナの対策のボランティア手帳作成でございますが、コロナ禍にありまして、コロナ草の根助成っていう補助金がありましてこの中に、ボランティアさんの活動が非常に低調に進んでいるということでボランティアの活動を活性化させるために補助金を出しますよっていう項目がありまして、この中にボランティア手帳を作るのも当てはまるかっていうことをお尋ねしたところ、いいですよっていうことでこの補助金をもらって作ることに致しました。作成部数は、今会員が 300 超えているんですがその分を見越して、新たに新規に入る方も見越して 600 程度作ろうというふうに思っております。それから新型コロナの対策の施設整備修繕ですが、非常に外部から色んなお客さんが来て、業者さんでは県外から来る方もいらっしやいまして、どうしても高齢者を扱う施設なので隔離をしたいということで、やすらぎ園の構造がかなりオープンに作られてましてそこを遮断するということをやらんくちやいけないということで仕切りを付けます。それからお客様が来られた時に、今現状は玄関ところで入らないようにして頂いたりしてやっているんですが、ちょっと失礼かなということでお客様の応接、それからそれに付け加えまして相談支援だとか色々な事業をやってましてそういう方と話す部屋がないということでそれを兼ねまして、隔離をする施設を作りたいと思っております。以上です。
議 長	他に…。 4 目 心身障害者福祉費 2 項 児童福祉費 1 目 保育所費 1 5 ページ 2 目 児童措置費 3 目 児童館運営費 4 款 衛生費 2 項 生活環境衛生費 2 目 塵芥処理費 4 目 住宅管理費 1 6 ページ 5 款 農林水産費 1 項 農業費 2 目 農業振興費 11 番 新津孝徳君。
11 番議員	はい、お願い致します。18 節の負担金補助及び交付金のところですね、農業次世代人材投資事業ということでこれ説明がございましたが、これ

	国の政策もありますけれども県とのかかわりと言いますか関係と言いますか、違いと言いますか、その辺はどんなようになっているのでしょうか。
産業建設課長	はいお答え致します。次世代人材投資事業というのが以前からある事業なんですけれども、これ国の事業でしてそれが県を通しての補助金ということで入ってくるというところで収入のところの県費に 150 万円計上されております。県から直接入金ということになる予定です。以上です。
11 番議員	はい、分かりました。その下の農業経営継続支援事業の内訳が昨日、20 万が 30 人、30 万が 30 人みたいなことがありましたけれど、この内容、どのようなことでこういうふうになっているのか、それをちょっと教えて下さい。
産業建設課長	はい、これにつきましては前回の補正 3 号の時に 6 款、商工の関係で経営継続支援事業という補正予算をお認め頂きました。その農林業者向けということでして要綱そのものは同じものを利用して改正して事業を進めて参りたいということなんですけれども、この内容、継続支援事業、商工の場合は前年同月の売り上げが 10% から 50% 未満の場合に給付を行うと、そういうものなんですけれど、この農林業につきましてもやはり同様でして 10% から 30% 未満の場合には 20 万円、30% 以上 50% 未満の場合には 30 万円を支給するというような内容でございます。以上です。
議長	他に、9 番 的埜美香子君。
9 番議員	はい、お願いします。今の農業経営継続の支援の関係ですけど申請期間とかはどのようになりますか。
産業建設課長	はい、お答え致します。商工業の関係も含めてなんですけれども 50% 以上の場合には国の持続化給付金という物の該当になります。その申請が 1 月末までということになっておりまして、これを給付された方は対象外と言う内容になっております。その関係で今実際 6 月以降もそんなに多くは申請を頂いてない状況なんですけれども、そういうことがありますので今後のコロナの影響といいますか、そういうものの関係で段々申請が行われてくるということを考えまして町においては 2 月末までというふうな設定に致しました。以上です。
議長	他に…。 4 目 農地費 2 項 林業費 1 目 林業振興費 10 番 井出薫君。
10 番議員	林業振興費で、フォワーダの補助事業と言う関係が出てきていますけれども、コロナの関係で材木の動きが悪くなっているという情報があるんで

	すけれど、もしお掴みのようでしたら教えて頂きたいんですけれど。
産業建設課長	はい、すみません 6 月の議会の定例会の折に森林組合からの報告を委員会で求めた経緯があります。その時に私もそのような傾向があるというようにことを聞きまして、やはり今も価格が下がっていることは間違いないようでございます。金額についてはちょっと把握しておりませんのでまた改めて確認したのちにお答えしたいと思います。以上です。
議長	いいですか、17 ページか言ってますが続き、 6 款 商工費 1 目 商工業振興費 7 番 篠原伸男君。
7 番議員	はい、負補交の P ネット協同組合補助金、△で 4,500 万ですけれども、この販売期間はいつまでだったですか。
産業建設課長	はいお答え致します。前回の補正等行いまして事業は 7 月から実施をしたところでございます。実際には休日、夜間も含めて 7 月には終了したということを報告、その時に報告した通りなんですけれど、ただ商工会の窓口の方でもその後、役場で最初は販売してたわけなんですけれど、その後やっぱりまだ買えないかということです。いぶんと問い合わせが来たようでは買えないというわけにもいきませんのでそれは対応をして実施したということで 7 月いっぱい購入期間を設けたということでございます。これは特別広報はしてございません。
7 番議員	まあチラシでは 7 月 17 日までに配るということで広報的にされてあって、一部の者からそういうことがきて 7 月いっぱい、まあ私も 8 月の有線放送を聞いて 8 月まで入って売ってたのかというように解釈したんですけれど 7 月一杯まで OK なら、これは商工会と町でも協議してそういう形にしたのか、それからもう 1 つは 7 月一杯までだったら、あと 2 週間ほど待てば、7 月には年金が下りないわけですよ、8 月に入れば年金が入ってくるからだったらなぜそれをもうちょっと伸ばしてくれて、まあ高齢者の皆さん、中々お金を持ってると言っても、貯金は中々出さないけれども直にもらった物だったら色々なところでも使えるからということでありまして、なぜ、もうちょっとそういうことが延びたということを広報で知らせてやらなかったかという問い合わせを私も受けてるんですけれど、その辺については検討されたわけですか。
産業建設課長	はい、おっしゃられる通りでございまして、最初の広報を 7 月 17 日までということで勿論休日や平日も時間延長して夜間まで販売したという経緯がございます。で、これで終了ということですが、やはり町民の皆さんはこの期間に中々買いに来れなかったというような意見が多く寄せられ

	ていました。そこでそれは対応しないという選択もあったと思うんですけども町民の皆さんの意見にはなるべく答えようと、それはそれが当然だと思いましたので商工会の窓口の方からに意見を聞きましたのでそれであれば販売、当然に、赤い引換券を交付してるわけですけども、そういった物を受け取って適正に実施したということでして買う意向のある意見には応えたということでございます。そして年金の関係でございますが、その年金の収入をとという考えは致しませんでした。こちらの方は当初特別定額給付金 10 万円、これをもらえるということでぜひ商品券を買って頂きたいということの広報をしたものですから、すいません、その辺は考えにありませんでした。
議 長	他に… 2 目 観光費 1 8 ページ 続き 2 番 渡辺均君。
2 番議員	新型コロナ対応観光応援事業というのは具体的にはどういった中身でしょうか。
産業建設課長	1 8 ページの一番下ですね、はい、これにつきましては 100 万円ということにして、実際には O S J の、八ヶ岳の周辺をランニングする大会でございます。O S J フェスティバルということなんですけれどもそちらに来る皆さん、これは 1 0 月 9 日から 1 1 日を予定しているんですけど、金曜日から日曜日まで、これは今の所実施予定でございまして受付もすでに済んでおります。で、300 人を超える申し込みがある訳ですけどこの皆さんが松原湖周辺の宿泊所で泊まるということでして、前回も宿泊のための補助ということで 5,000 円を補助する、そんな提案もさせて頂きましたがこれと同じものでして 1 人当たり 5,000 円について宿泊所へ補助をするということでございます。以上です。
議 長	他に…。 7 款 土木費 2 項 道路橋梁費 1 目 道路維持費 2 目 道路改良舗装費 1 9 ページ 8 款 消防費 1 目 非常備消防費 9 款 教育費 2 項 小海小学校費 1 目 学校管理費 2 0 ページ 2 目 教育振興費 4 項 保健体育費 2 目 小海小学校 給食費 3 目 スケートセンター運営費 1 0 款 災害復旧費 2 項 農林施設災害復旧費

	21 ページ 続き その他全体を通して質疑のある方はございますか。 2 番 渡辺均君。
2 番議員	17 ページの、すいません、13 ページの社会福祉費の12 節の委託料、これどちらに発注して住民支え合いマップシステムというのはどういう中身なのか少し説明をお願いしたいと思います。
町民課長	はい、お疲れ様でございます。この地域支え合いマップシステムの委託料と言う内容でございます。これにつきましては現在、防災マップの作成、地区防災マップを生活環境の関係、消防費の関係で予算化してあるわけでございますけれども、これと併せた中で県で推奨されているんですけれども社協、福祉係、保健係等がこのマップ作りに加わりまして情報を共有して作成して複合のマップを作って行きたいという事業でございます。地区防災マップの内容につきましては同じ内容のものですが、それに援護を必要とされる方の要援護者の台帳のデータ化、システム導入といった物を併せていくシステムの委託ということでございまして、これは業者の方に委託して参るわけとなっております。ハザードマップ、それから地区ごとの自主避難計画マップ等の防災情報に合わせまして、障がい者の皆さん、独居者の皆さん等の要援護者の地図情報を加えて適宜更新していけるというシステムで現在県の方で進めておりまして、県下の自治体ですべて網羅できるような形で県の方で進めている事業ということでございます。
2 番議員	お聞きしますと、データベースっていう物をしっかり充実させようとそれで情報を共有していこうということについてはいいんですけれども問題はそういったデータを万が一の時にどのように利活用するのかっていう現場サイドのマニュアルっていうか運用の手順段取りが整備されてないとデータの持ち腐れになってしまうと、その辺についてもこれがしっかり組み込まれているシステムなんではないでしょうか。
町民課長	この目的としましては勿論災害時に置きまして1 人暮らしの老人、障がい者といった要援護者に対する安否確認、それから迅速な避難行動支援、ということですので地域のどこにどんな要援護者の皆さんが住んでおましてということを一連の情報を地図に落とし込んで誰でもすぐ確認できるようなシステムの導入ということになっております。
議 長	よろしいですか。6 番 有坂辰六君。
6 番議員	はい、2 点ほど伺いたいと思います。17 ページ上段のフォワード補助事業これは小海町では500 万を可決したわけですが、南北相木の250 万っていう、当初そういう説明がありましたけれど、その250 万は別と

	して南北相木の対応はその後どうなっているでしょうか。
産業建設課長	はい、お答え致します。私が両相木のそれぞれ担当の所へ問い合わせた情報では今回の定例会に上程されているということでございます。両相木とも 250 万円ということでございます。
6 番議員	それは小海町の可決が影響されたと思われていますか。
産業建設課長	すいません、その内容については小海の影響を受けてかどうかということとはわかりませんが、前回の 6 月の定例会の折にやはり問い合わせはしてりましたが確かにそういう物を受けて話し合い、議論はするしそれから色々な資料を森林組合の方からもらっている、そういう話は聞きました。ということでそれぞれの村がそれぞれに判断した結果だと思います。
6 番議員	いずれ、小海町の可決が影響したと思われることなんですけれど、いずれ、南相木、北相木、小海町があって中部森林組合でありますもんで、議会としても今後、このようなことが起きた時にはやはり南相木、北相木と連携していくことが必要だとは思われます。もう 1 点、19 ページの 9 款教育費の新型コロナ応援通学バスの件ですけれど、これはいつまで続ける予定なんですか。
教育長	お疲れ様です。お答えを致します。予算の専決の状態です、お願いしたもので 9 月の中旬までは予算を確保できてた状態でございます。今回、この予算をお願いしまして、結果的には 2 学期の終わりまで、12 月の末までは運行したいという状況でございます。実は 1 回は 1 学期でいいじゃないかということも思ったわけなんですけどその後実際に第 2 波が来ている状況であるということでございます。で、学校の中では 3 密を控えるようにと強く指導しているところですけども、実際問題子どもたちの通学するバスが一番密になっているという実情がございます。若干、細かい説明をさせていただきますと、1 日 6 便運行しております。八那池の子ども達だけを乗せたバスが朝、帰りが 2 便です。低学年と高学年の帰る時間が違うということで帰りが 2 便になっております。それからもう 1 本は本間線でございます。本間線、本間川から本間下までの子どもだけで 26 人います。で、その子たちがいる関係で更に一番危惧されるのが、帰りのバスですと具体的には水曜日という日のバスですけども、水曜日は 5 時間授業の日でして、小学校、中学校、更には保育園という子どもたちが一気に一便のバスに乗り込む状態が、これを行う前はあったものですから、その混雑を緩和するためということでお願いしました。で、八那池の件ですと八那池と鎔掛上で乗車する子供だけで 23.4 人いるという状況でございます。で、今回の予算で 12 月末、2 学期末までとい

	うことですけれどもまたこれでコロナの関係がどういうふうに流れていくのか、秋から冬にかけてということがございますので、また様子を見させて頂いて、とても収まりきらないという状況でありましたら12月議会の方へ追加でお願いしたいということも考えているところでございます。よろしくお願いします。
6 番議員	まあ1,000万、1,090万ですか、っていうふうになってますけれども、まあ町民から見ると一部中島観光の支援というふうな捉え方もされてます。この金額が今後コロナが収まらなくて来年度に渡るといような時には町独自でそのような対応をすることも考えたかどうかと思いますがいかがですか。
教育長	はい、おっしゃる通りでございます。財源の問題もございますので、来年度以降も収まらないというように感じになりますれば、できるだけ町営バスの方へお願いして増便という形を考えるのも1つの方策だと思っていますところでございます。
2 番議員	あの17ページの今有坂議員が指摘したフォワードの事業の件なんですけれども私はこの事業について林業振興のためにということで賛成をしたんですけれどもその前提条件として民間企業に公的な資金が入ることには環境とかそういった公益性の成果が裏付けとしてなされなければいけないと、その1つの指標として再生林の指標が出ておりまして南北相木の再生林率は80から90%に及んでおりますが小海町における再生林率は60%台だったと記憶しております。フォワード導入によって事業収益が上がりその1部が先程5%から6%の配当率のアップにつながったということはある面では事業の成果を出資者に還元するというのは当たり前かもしれないけどそれに資する公的な支援がそういった形で繋がっていくことについてはいささか問題があるんじゃないかと思うんですがその辺いかがでしょうか。
産業建設課長	はい、その件についてお答え致します。前回の定例会の折に総務産業常任委員会において説明を受けた内容が全てということなんですけれどもやはりできにくい再生林も森林組合は取り組んでいると、中々これについては主伐はお金になるからやってもその次の再生林については中々行われる状況じゃない、ただし今伐期がきている森林、それがものすごい面積がある、とても10年、20年という数年で終わるようなものではないというそういう面積があるということで大いに進めなければならない、更新をしていくことは環境的に見てもそういう必要があるとそんな話がされたところでございます。そういうことでこちらの方も機械の整備がなければ中々年間の更新が、造林ですとか主伐、それから再生林が

	進まないということを聞きましたので、それであればやはり組合員にも還元するけれども町の方からも機械に対しての補助を、これは県の方もあります。そういうところの公的機関の補助を受けながら整備体制を進めてそれで実際にその森林整備を進めていく、そういう考え方については大いに同意できるもの、賛同できるものであるというふうな判断のもとでございます。これからは森林組合においてはまた次の国の補助を受ける機械整備のために受けたい、そんな話もしてるようでございます。地元の負担についてはそれはないようでございますけれど、そういった体制でとにかくまあ進めて行きたいという意向は持っているようでございます。以上です。
2 番議員	ちょっと説明の、一生懸命聞いたけどよく分からないところがあったんですけど、ポイントは事業の効率化を図るために町が補助したと、効率化の成果が出て収益が上がったと、その収益の一部を勿論組合員に還元するのも構わないんですが、再造林に向けていくってことに対して森林組合長辺りから目標とかそういう方針が具体的に示されているのかどうか。そこをちょっと確認させて下さい。
産業建設課長	はい、すみません、今目標の数値については資料は求めていますので今お答えすることはできませんが、当然に今後はこのような体制づくりをしてそれで面積に対しても 1 年後、3 年後、10 年後という数値目標はあってこの体制を作っている、拡大しているというのがあると思いますのでまた資料を求めたいと思います。以上です。
議 長	他に全体を通して質疑のある方はございますか。4 番 井上一郎君。
4 番議員	はい、ちょっとお尋ねしたいんですが、17 ページをお願いします。商工費、商工振興費の中で需用費ですね、10 節の需用費、ここに 150 万ですかを計上してあるわけですが、新型コロナ学生応援事業ということなんで 150 万、これは昨日の説明の中では 1 人、10 万円というようなことなんですけど、それで対象がそうすると 15 名になるんですかね、10 万円で 1 人当たりと、それと今朝の新聞を見ると、私はこれ大変結構な事業だと思ってますけど親元から離れてこちらに中々コロナ関係で帰って来れないということの人達が不自由しててマスクも買えない、色々不自由しているということで、大変結構な事業ですけど、例えばどういう方がどこに住まれて、どうやってこれを調べるか、ちょっとこれを…その辺と、せっかくの事業ですから落ちの無いようにですね、全ての学生さんにできれば行き渡るようにというようなことなんですけどその辺どのようにお考えですか、お願いします。

産業建設課長	はい、お答え致します。今朝の新聞にという話でございます。小海出身の学生の皆さんの支援をしようという内容で新聞にも掲載されておりました。1人当たり 5,000 円相当の内容の物をお送りする、特産品やそれからマスクなどの衛生用品も含めて送りたい。そういう内容でございます。それが 5,000 円相当ということで色々、諸々込みなんですけれども、段ボール費用とか詰め物ですとか色々ありますのでそういう関係でなんですけれども人数的には 150 名、10,000 円を見込んで込々の費用を見込んで 10,000 円ということでやって 150 万円ということでございます。人数の方なんですけれどもこれをちょっと調べますと大学生の皆さん、通常、1年から4年、あ、2年とか3年とか4年とかありますけれど、小海に住所を置いて、置いたまま出かけてる方もいると、多くいるということでございます。ただ実際に小海にはいない場合もあるということがありましてその人数の把握というのが中々出来にくいものですから、これは町内にいる親御さんにその申請をしてもらうような、そういう考え方をしております。そしてまたこの中にも載っているんですが商品券を町民の皆さんにお送りするという事業があります。そうしますとそれは全世帯に行くもんですから、その中に案内を入れる、学生の皆さんに対しては別のこういう支援がありますということ、それを案内を入れた上でお送りすれば申請してもらえるかなあと、合わせて勿論防災無線やら、回覧などは必要だと思いますけれど、そんな方法で行いたいと考えております。以上です。
4 番議員	今ね、そのチェック方法、せつかくのことですから該当者はね落ちないようにぜひそういう形で皆さんに伝わるような施策を取って頂きたいと思います。以上です。
議 長	他に…。5 番 小池捨吉君。
5 番議員	はい 16 ページの所ですね、1 番上の 5 節の材料、要するに原材料費のところでもって、鳥類対策ということで、鹿対策の網だと思いますけれど今までかなり投資はしていると思いますが、そのやってあるんだけど後の管理が悪くて投資効果が発揮されていないようなところはどのような指導をしているか、その辺は指導しているか、していないかということと、今後やった施工者とかそういったところにどんな指導をするかということを考えておりますか。
産業建設課長	はい、お答え致します。これまで多くの地域で鹿対策のフェンスって言いますか防止柵ですけれども整備してきました。確かに中々草がね、弦などの草が生い茂ってしまっていてそれに押されて風の影響を受けて斜めになってしまうとか、倒木により倒れてしまうとかそういうことがあるよ

	うでございます。で、今現在はそういった修理に対しての補助も行っております。個人の皆さんへのビニールのネットですとかそういったものを補助しておりますけれどもこういった地区の皆さんへの修繕費にも対応しております。今回計上させて頂きましたこちらの方も一部広げるといような内容のものとそれから今ある範囲の物を修理も含めてちょっと拡大したい、そういう内容の材料費の計上でございます。特別管理してくださいというようなお知らせはしてないわけですが、実際には耕作者の皆さんがおいでですので、草刈りなどをやってあとは鎌などで弦を切ってくれているそんな地域もあるようでございます、特別なこちらからの呼びかけはしてないところでございます。以上です。
5 番議員	今、あまりそういうことは指導していないということですがけれどもいずれにしろ、1 度やったものですからね、各地区から申請で追加出来たりするときにはどういうふうになってますということを確認した中で追加で資金を投入してもらいたいと思います。そんなことを担当者もね、ただ来たからいいですよってということのないようにお金は有効に使って頂きたいもんですのでよろしくお願いします。
産業建設課長	はい、やはり手入れをするのとしめないのでは長持ちの度合いが違ふと思いますので補助の際にはそのような声掛けをしたり、助言をする、そういうようなことはしたいと思います。以上です。
議 長	他に…これで質疑を終わります。ここで 1 1 時 1 5 分まで休憩とします。 (ときに 10 時 59 分)
議 長	再開致します。 (ときに 11 時 15 分) 次の議題に入る前に産業建設課長より発言を求められおりますのでこれを許します。吉澤産業建設課長。
産業建設課長	はい、先程の商工費の関係で、予算書で行くと 1 8 ページです。説明を訂正させて頂きます。あ、1 7 ページですね、井上一郎議員の新型コロナの学生応援事業の関係でございます。私あの、150 人×10,000 円で 150 万円になりますという説明の関係ですがけれども、ここに他という文言が抜けていていけないんですけれども学生への商品、5,000 円相当分+送料で 6,000 円、以前副町長がご説明した通りです。その他の 4,000 円分の費用と言いますのは学生のみならず 1 8 節に記載されております、色々な事業の関係の封筒ですとかチラシですとかそういった諸々の費用が入っての需用費の計上ということでここに合わせて計上してあるということですので、学生に対しては 6,000 円×150 人の 90 万円分だということですので訂正をお願いします。
議 長	よろしいですか。はい、次に入ります。10 番 井出薫君。

10 番議員	あのー今の件ですけれども、もっとちゃんと分かるように予算書、直してくんねかい。このページだけで結構ですから。先々わかるように。
産業建設課長	はいわかりました。訂正させていただきます。
<u>日程第 5 議案第 38 号</u>	
議 長	よろしいですか。はい、次に移ります。 日程第 5、議案第 38 号 「令和 2 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行ないます。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 6 ページ 1 款 国民健康保険税 1 目 一般被保険者国民健康保険税 7 款 繰越金 8 款 諸収入 【歳出】 7 ページ 6 款 諸支出金 7 款 予備費 その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。 10 番 井出薫君。
10 番議員	国保税もコロナの関係で売り上げが落ちたという皆さんに対しては国、県からの減税対策があるということで納付書だとか色々な部分で行政からも関係者に届けられているわけですけれども、介護保険も含めて現在そういった点での進み具合はどうかという点を伺いたいと思います。
町民課長	はい、コロナウィルス感染症による国保、それから介護保険の保険料の減免ということでございます。国保税につきましては、減免の対象となりましたのが 4 名の皆さん、それからあと 2 件の問い合わせが来ております。それから介護保険の方も対象の方はほとんど重なるんですけれど、介護保険は 5 名の方に減免しておりまして、問い合わせが 1 件あるということで、それぞれ 6 件というのが現状でございます。
10 番議員	ただ今課長の方からそれぞれに 6 件、相談も含めてきているという話ですけれども先程の農政の方の関係でも継続支援事業ということで今度町が単独の所謂 50%に満たない皆さんを対象にした継続支援事業を行うという予算になっていますけれど、商工の方も含めてあまり申請者がいない

	というような発言が課長の方からあったんですけど、国保の関係では100万円、5割を超えた皆さんね、頂いた皆さんだっただけ対象になるわけですけど、そういった皆さんはきているのかどうかということも含めて、町長、私、1つ提案でありますけれども色々コロナ関係で様々な施策を国も町も行われているわけです。それでその都度色々文書も配って頂いたりしながら町民の皆さんに知らせているわけでありまして、まだまだその告知が不十分と、この間も私あるところで行ったら、全然知らなかったということで、なんとか行政の方でもね、住民の皆さんにこういった制度があるというようなことをもう少し広めて頂いたり、私以前、一般質問でも申しましたけれど、ぜひ窓口でねそういった説明のできる担当者といいますか、そういった方もおいて頂いて気軽に相談に来て頂くというような体制をぜひお願いしたいですがいかがでしょうか。
産業建設課長	はい、今窓口には産業建設課とそれから町民課にコロナウィルス対応の窓口といったことで貼っておくようにしております。また告知については広報、公民館報ですけどもこういったこと、それから防災無線でやっていますし、それからまた産業建設課のこの経営継続については個別の郵送をしております。そんなことで心がけているわけですけども、もっと連携をして1つのことに対応した時にまわり、周りっていいですか、他の課の制度の内容も併せて説明ができるよう、情報を共有していきたいということでお願いします。
10 番議員	まあ考え方っていうかね、基本的にはそういう気持ちでこれまでもやられてるというふうに私は理解しているつもりであります。そういう中でもまだ住民の皆さんに伝わっていないという部分があるわけでありまして、そこら辺の方策をね1つの資料的なものにまとめて頂いて住民の皆さんに届けて頂くとか、今産建課長言われましたけれど、各課それぞれ対応ということでなくてやはり窓口が1つでね、相談が気軽にできるような、そういう環境作りっていうものをもう1歩進めて頂ければと思うんですがいかがですか。
産業建設課長	よりしっかりと広報ができるように課内、課の中は勿論ですけども役場の中で検討していきたいと思います。以上です。
議 長	他に、質疑のある方はございますか。3 番 井出幸実君。
3 番議員	町民課長、ちょっとすみませんけれども、今年の予算は税金なんですけれども118,614千円。で見ても去年と比べても金額的におってる、一昨年から見てもある程度今年の方がおってるということをちょっと考えていて、ちょっと心配になるのはテレビや新聞でちょっと聞いたことがあるんですけど、コロナ関係で医療費が伸びているというふうに聞い

	ているんですが、長野県の中ではどんなようでしょう。
町民課長	はい、そういう報道はされておりますけれども町の方の関係につきましてはちょっと精査してございませんのでまた調べまして委員会等でお知らせしたいと思います。よろしくお願いします。
3 番議員	まあ小海、税金そのものについては、小海が出たから出てねえからということだけではちょっと税金の算定の中には出てこないと思います。いずれ保険者は県ですから、県の全体をコロナの場合には考えて行かないといけないからちょっとダメだろうというふうに思います。で、このままで行くと今年度は県がどっかから金を見つけてきてとか医療費を支払っていけばいいんですけど来年度以降にはある程度、長野県全体のコロナの状況によってある程度税金も変わってくると思っているんですけど、その辺のところは県からの話もないんですか。
町民課長	はい、今の所県からそういう指示といいますか話は来ておらないのが現状でございます。
議 長	よろしいですか。他に、これで質疑を終わります。
<u>日程第 6 議案第 3 9 号</u>	
議 長	日程第 6、議案第 3 9 号 「令和 2 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 4 ページ 9 款 繰越金 【歳出】 5 ページ 2 款 保険給付費 5 款 諸支出金 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 7 認定第 1 号</u>	
議 長	日程第 7、認定第 1 号

	「令和元年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。
議 長	決算説明資料 1 ページ… 1 1 ページ。2 番 渡辺均君。
2 番議員	1 0 ページの個人所得別の課税額、これがグラフで出ておるんですけども、数字で出ておるんですけども金額と併せて件数は出せないものでしょうか、ちょっとお願いできればと思ったんですが。
議 長	1 0 ページの方からですよ、井上総務課長。
総務課長	すいません、ちょっと質問の意味が理解できないんですが件数というのは例えば給与所得者だったら何人だとか、農業所得だったら何人だとかそういう人数でしょうか。あ、あの一当然出せると思いますのでまた調べて委員会の時にでもご報告するようにしたいと思います。
議 長	他はよろしいですか。1 2 ページ。2 番 渡辺均君。
2 番議員	8 ページのグラフなんですけれども、左側の棒グラフに色違いで、7 項目、8 項目色違いがあるんですけども、説明では5 項目しか出てないんですね、ちょっとこの関係がよく見えないんですけどどうなってるんでしょうか。
総務課長	あの一5 項目でいいと思うんですが何か違いがありますか。
2 番議員	棒グラフの線がそれぞれ5 項目以上あるように思うんですけど。
議 長	一番下の方がってこと？井上総務課長。
総務課長	はい、色の濃いの中から下はこれ一本という考え方で、町民税ですのでお願いしたいと思います。
2 番議員	一本で町民税ってことは同じ色で表せばいいんじゃないですか。
総務課長	そうですね、おっしゃる通りだと思うんですが、ちょっと印刷の具合なのかこのコンピュータのグラフの関係なのかちょっと分かりませんので、いずれにしましても一番下の一番濃い色と一番薄い色の境が境ということでご理解を頂きたいと思います。
議 長	1 2 ページまでよろしいですか。 【歳入】 1 3 ページ 1 款 町税 1 項 町民税 1 4 ページ 2 項 固定資産税 1 5 ページ 3 項 軽自動車税 1 6 ページ 3 項 軽自動車税続き 4 項 市町村たばこ税

	5 項 入湯税 1 7 ページ 2 款 地方譲与税 1 項 地方揮発油譲与税 2 項 自動車重量譲与税 3 項 森林環境譲与税 1 8 ページ 3 款 利子割交付金 4 款 配当割交付金 5 款 株式等譲渡所得割交付金 1 9 ページ 6 款 地方消費税交付金 7 款 ゴルフ場利用税交付金 8 款 自動車取得税交付金 2 0 ページ 2 項 環境性能割交付金 9 款 地方特例交付金 1 0 款 地方交付税 2 1 ページ 1 1 款 交通安全対策特別交付金 1 2 款 分担金及び負担金 1 項 分担金 2 項 負担金のうち 1 目 総務費負担金 2 2 ページ 2 目 民生費負担金 3 目 衛生費負担金 2 3 ページ 4 目 商工費負担金 5 目 教育費負担金 6 目 農林水産費負担金 7 目 農林施設災害復旧費負担金 2 4 ページ 1 3 款 使用料及び手数料 1 項 使用料のうち 1 目 総務費使用料 2 目 民生費使用料 2 5 ページ 3 目 生活環境費使用料 1 0 番 井出薫君。
10 番議員	1 節の住宅使用料ですけれども、家賃収入と未納額ということで載っておるんですけれども以前にも聞いたことはあるかと思うんですけれども敷金を頂いていると形が私は町営住宅の家賃の中であるように思うんですけれども、そこら辺はどうなっているかという点を教えて頂きたいですけれども。
町民課長	すいません、あの、どうなっているかというのは…内容がちょっと申し訳ありません。
10 番議員	聞き方が悪かった、大雑把で申し訳ないですけれども、まず頂いているかという点が一点、それから頂いているというふうであればそのお金はど

	こをみればいくら預かっているのかわかればという点を伺いたいわけ あります。
町民課長	敷金の関係、わかりやすいようにまとめましてまた確かな内容をお知 らせたいと思います。よろしくお願いします。
10 番議員	ぜひわかりやすく作って頂きたいんですけれども制度的に一般会計に載 せなくてもいいのかという点も伺いたいんですけれども。
町民課長	はい、敷金の関係につきましては歳計外という扱いになると思います。
10 番議員	まあ私あんまりこういうことを調べたことがないもので歳計外というこ とであればなんでそうなのかという点も含めてまた後日で結構ですから 教えて頂きたいと思います。
議 長	4 目 農林水産費使用料 2 6 ページ 5 目 商工費使用料 6 目 土木費使用料 7 目 教育費使用料 2 7 ページ 7 目 教育費使用料の続き 2 項 手数料のうち 1 目 総務費手数料 2 目 生活環境費手数料 2 番議員 渡辺均君。
2 番議員	廃棄物処理の手数料がかなり減少しているんですけれどもこれはリサイク ルだとか減容に関わる町の施策がどのように発揮しているのか、その辺 の関係をちょっと説明して頂ければと思います。
町民課長	はい細かいことはまた申しますけれども大まかに言いまして手数料の中 で中間処理の手数料が減少しております。これは古紙とかプラスチック の関係で中国の方で輸入制限がされておりました世界的にこの中間処理 の関係が落ちているというのが一番大きな原因になっております。
議 長	2 8 ページ 1 4 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 民生費国庫負担金 2 目 衛生費国庫負担金 4 目 災害復旧費国庫負担金 2 9 ページ 2 項 国庫補助金のうち 1 目 総務費補助金 2 目 民生費補助金 3 0 ページ 3 目 衛生費補助金 4 目 土木費補助金 5 目 教育費補助金 3 1 ページ 3 項 国庫委託金のうち 1 目 総務費委託金 2 目 民生費委託金

	1 5 款	県支出金 1 項	県負担金 1 目	民生費負担金
3 2 ページ	1 目	民生費負担金の続き		
	2 項	県補助金のうち	1 目	総務費補助金
3 3 ページ	2 目	民生費補助金		
3 4 ページ	3 目	衛生費補助金		
	4 目	農林水産費補助金		
3 5 ページ	5 目	商工費補助金		
	6 目	土木費補助金		
	7 目	教育費補助金		
	8 目	災害復旧費補助金		
3 6 ページ	3 項	県委託金のうち	1 目	総務費委託金
	2 目	民生費委託金		
3 7 ページ	1 6 款	財産収入 1 項	財産運用収入のうち	
	1 目	財産貸付収入		
	2 目	利子及び配当金		
	2 項	財産売払収入		
3 8 ページ	1 7 款	寄付金 1 目	一般寄付金	
	2 目	ふるさと寄付金		
	3 目	指定寄付金		
3 9 ページ	1 8 款	繰入金 1 項	特別会計繰入金	
	2 項	財産区繰入金		
4 0 ページ	3 項	基金繰入金		
	1 9 款	繰越金		
4 1 ページ	2 0 款	諸収入 1 項	預金利子	
	2 項	貸付金元利収入		
	3 項	受託事業収入		
4 2 ページ	4 項	雑入		
4 3 ページ	雑入の続き			
4 4 ページ	2 1 款	町債 1 目	過疎対策事業債	
4 5 ページ	2 目	臨時財政対策債		
	3 目	緊急防災・減災事業債		
	5 目	公共事業債		
	6 目	災害復旧事業債		
【歳出】				
4 6 ページ	1 款	議会費		
4 7 ページ	議会費の続き			

	48ページ 2款 総務費のうち1項 総務管理費 1目 一般管理費 10番 井出薫君。
10番議員	8節の報償費ですけれども研修等講師謝礼ということで95万載っていますけれども町長施政方針で職員研修ということでね当初100万載せたわけでありまして、そこら辺実際にやってみてどうなのかという点を伺いたと思います。
町長	はい、職員の研修ということなんですが、やってすぐに効果が表れるというようなことはそうはないと思いますけれど、やはり研修はやればやっただけの効果はあると私は感じております。
10番議員	まあぜひやればやっただけね効果があると思うと、そういう思う部分で具体的に1つ、2つと話が出れば非常に話としては議論になるわけでありまして、全体的に決算そのものが、こういうことを何回やっていくらかかったと、そういう予算書になっているわけです。私はやはり1つ1つの事業がこれだけの金をかけてどうだったという点を見直していくというのが決算議会の大事なところではないかというふうに思ってこの件を取り上げて町長に伺ったわけでありまして。確かにすぐ結果は出るか出ないかということではなくてやってどうだったということがやはり1つの私は決算の大きな役割だというふうに思うわけでありまして。そういった点でもし追加の答弁があるようでしたらお願いします。
町長	はい、講師等々或いは研修の内容についての資料ということであればそれはすぐにお出しできるかと思います。また、私自身が効果という部分について個人面談もしてるわけなんですけれど、ここ年々質の向上というものを目指しておりますので、そういうところに役立ってくるというのは実感しております。
議長	49ページ 一般管理費続き 50ページ 一般管理費続き 2番 渡辺均君。
2番議員	今の井出薫議員の質問に関連するんですけども、研修会を10回行ったと、研修会というのはそれぞれテーマを持ってどういう先生にどういう趣旨の職員のスキルアップを図るのかそういう目的制のもとに実施されて、その結果聞いた人が何人いて、私は以前、せめて研修後のアンケートくらい取ったらどうだということを質問した経緯がありますが、総務課長から聞くだけの研修もあるというような答弁を頂いてるわけですが、そういうことではなくてしっかり1回、1回のけじめをつけていくというようなことでこの10回分について実施要綱等を整理して出して頂きたいと思いますがいかがですか。

総務課長	10 回分をまとめることはできるんですけど、こういった内容を求められているか分かりませんがとりあえず出席者数ですとかそういったものはお示しできますのでまとめて出させます。
2 番議員	あのー1 回 1 回にそれぞれテーマがあると思うんですね、そのテーマに従ってそのテーマをこなしている先生を選んでも思うんです。そういったことを整理して頂きたいという趣旨ですがいかがですか。
総務課長	はい、研修に使った資料をすべてお見せします。
議 長	他に 9 番 的埜美香子君。
9 番議員	4 8 ページの需用費の中で高校生模擬議会ということで模擬議会開かれたわけですが高校生の意見が、まあ意見というかいくつか要望を出されたわけですけどなかで高校生の意見を実現というか何かやられたことがあるかどうかその辺お願いします。成果というか。
総務課長	はい、的埜議員さんも当然お聞きになったかと思うんですが、率直な意見として、お感じになったと思うんですけど、具体的にまあ即実行できるというような内容がちょっと乏しかったかなあという気はしております。ただ通学路が暗くてというような話が 2 人程からありましたので、それについては即調査を致しました。ただ言われてるところがですね、高校っていうのは小海だけの方が通って来てるわけではないもんですから、例えば小海から相木の間の通学路が暗いと、まあバスで行く人もいますけれども、そこを自転車で通る人もいるというようなことで言われてることが絞れない部分がございます、ただ学校周辺ですね街頭等については検討するという事で考えております。以上です。
9 番議員	今、総務課長おっしゃられた通りやはり私も感想として今言われたような意見を述べました。で、やっぱり高校生っていうのはなんていうかこう、大人になるちょっと前っていうか少し難しい時期でもありますので社会に向けたことって言うのが素直に出せない時期っていうのもあるのかなあって感じました。そういった意味では中学生っていうところからもまた意見も聞ければとも思いますのでそうでしょう、また中学生の模擬議会っていうのも考えてみられたらどうかなっていうのは感じています。どうでしょう。
総務課長	はい、今年は女性議会を行いたいということで今募集をさせて頂いております。で、今中学生というご意見ですが私の率直な感想として小学生の議会を開いた方が家族そろってやはり町の問題を考えて頂いているんじゃないかなあっていうような感想を持っております。そういう意味でまあ中学生もそれはそれでいいんでしょうけれども今までやった中で一

	番まともな質問事項が出てきたのは小学生模擬議会ではないかなあという感じがしております。また検討させて頂きたいと思います。
議 長	5 1 ページ 2 目 財産管理費 5 2 ページ 財産管理費続き 5 3 ページ 3 目 広報費 5 4 ページ 4 目 企画費 5 5 ページ 続き 1 0 番 井出薫君。
1 0 番議員	企画費の中で、いくつかそれぞれの項目の中であるんですけど、聞きたいのは親沢の移住体験施設整備とそれから大畑の方も今回ねやられたんですけどもその結果と現在どうなっているかという点を伺いたいと思います。
総務課長	はい、まず親沢ですけども整備はほぼ、ほぼといいますか全て終わっていますがやはりこのコロナの状況で外部からの皆さんが0です。こちらから来て下さいとも言えませんし、中々難しい状態にございます。ですからこのコロナが終息するまではとりあえずちょっと難しいかなという感触は持っております。それから大畑につきましてはつい先日補助金の交付決定があったばかりですのでまだ具体的には動きがございません。それで所有者と交渉しまして物件を取得しましたら整備に向けて動いていきたいということであります。以上です。
議 長	5 6 ページ 同じく企画費続き 5 7 ページ 5 目 地域振興費 5 8 ページ 地域振興費続き 5 9 ページ 地域振興費続き 1 0 番 井出薫君。
1 0 番議員	5 6 ページの方でちょっとお願いしたいんですけども下から5行目「憩うまちこうみ事業について本格的に協定企業社員等の受入を開始しました。」ということでありますけれども何か報告があればとおねがいしたいわけでありますけれど。
総務課長	はい、受け入れは徐々にこのコロナの騒ぎが今第2波になってますけれども少しずつ受け入れを行っております。大々的にはですね今の時代ですから、来る方も遠慮されていて中々申し込んで来られないというようなことがありますし最近では凸版グループが見えてますし、その前にはアルファテックスの皆さんがお見えになったりしていますし、少しずつではありますけれども進んではおります。以上です。
1 0 番議員	2 年度、今年度はね、コロナの関係ということでありますけれどもここ

	のいう本年度は元年度の話ということであり、どこかの報告の中で 200 何人受け入れたとかどうのこうのということが書いてあったふうに思うんですけども、そういったことをきちんと報告してもらおうというわけにはいかないものですか。
総務課長	はい、大変失礼しました。前にも一般質問でしたか、確かどのくらいの経済効果があったとか何人お見えになったとかいうことは 1 回にご説明をさせて頂いておりますが、また委員会の折にでも同じ説明をさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。
9 番議員	すみません、私も少し戻りますけど、移動販売のことにに関してですけど始める当初の予定よりだいぶ厳しいっていうことを中間報告の中でお聞きしているわけですが、最終的に何世帯が利用したかとか目的、どれくらい達成したのかっていうのは資料で出せますでしょうか。
総務課長	はい、まとめたものがございますのでまたそれも予算決算の時に資料としてお出し致します。
9 番議員	それとそれを今後どうやって増やしていくかっていう問題の 1 つで交通政策の委員会というか中でこの間もありましたが、今度来年度からワゴン車を増やして、それ主に買物支援っていうことだと思うんですけど、その絡みとの、買物支援がどうなっていくのかっていうことも併せて今後の検討課題になってくると思うんですけど、その辺また資料と併せて説明していただけますか。
総務課長	はい、ワゴン車対応というのは買物支援っていうのはちょっと私、今初めて伺ってますけれども、だとしてもやはり出かけたいと思う方とやっぱり来てくれた方がいいよって思う方がいると思いますので、その辺はどっちかやったからどっちかやめるっていうのではなくて、今後やはりそういった事情は益々お年寄りの方が増えていきますので、どちらも並行してやっていったほうがいいんじゃないかなあというふうには思っております。
2 番議員	チャレンジ支援金事業で 18 件申請があって交付決定が 17 件ですか、最終交付件数が 15 件、この実態についてはまた資料なんか用意して頂けますでしょうか。
総務課長	えーとですね資料…どういった資料… 1 件 1 件のやつを全部出せということですかね。
2 番議員	18 件のリストと金額とそれから活動内容の概略が示されたものがあればいいと思うんですが。いかがですか。
総務課長	検討させて頂きたいと思います。

議 長	59ページまでいいですか。途中ですがここで1時まで休憩としたいと思います。 (ときに12時01分)
議 長	再開致します。 (ときに13時00分) 令和元年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行っておりますが決算説明資料の60ページから始めます。 60ページ 6目 積立金 61ページ 7目 総合センター運営費 62ページ 2項 徴税費 1目 税務総務費 63ページ 2目 賦課徴収費 64ページ 3項 戸籍住民登録費 65ページ 4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 66ページ 2目 参議院議員選挙費 67ページ 4目 本村中村土村財産区議員一般選挙費 68ページ 5目 千代里財産区議会議員一般選挙費 69ページ 5項 統計調査費 70ページ 6項 監査費 71ページ 3款 民生費のうち 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 72ページ 社会福祉総務費続き 73ページ 2目 老人福祉費 74ページ 3目 やすらぎ園運営費 75ページ 4目 心身障害者福祉費 76ページ 心身障害者福祉費続き 77ページ 5目 あゆみ園運営費 78ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費 79ページ 保育所費続き 80ページ 2目 児童措置費 81ページ 3目 児童館運営費 82ページ 4目 結婚推進・子育て支援費 83ページ 結婚推進・子育て支援費続き 84ページ 3項 災害救助費 85ページ 4款 衛生費のうち 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 86ページ 2目 予防費 87ページ 予防費続き 88ページ 同じく予防費続き

	89ページ 2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費 9番 的埜美香子君。
9番議員	はい、12節の役務費の中の旧小海リサイクルセンター水質検査料ってあるんですけど、過去のやつを見ればよかったんですけど、この水質検査ですがいつからやっているのかお願いします。
町民課長	はい、このリサイクルセンターのこれ上流と下流で令和元年度に行っておりますがその前は行っておりませんので去年からこれ実施しております。
9番議員	どうしてやるのかっていうことをお聞きしたいんですが。お願いします。
町民課長	はい、令和元年度になりまして、地元の溝の原区本間区の皆さん、あ、溝の原区の皆さん、それから県の環境課長を交えまして打ち合わせというか座談会を初めてといいますか開きまして、その中で地元区から要望がありましたので去年、元年度から行っているという経過でございます。
9番議員	2年度も続けてやる予定なのか。お願いします。
町民課長	はい、続けてやる予定でございます。
議長	他に…。 90ページ 2目 塵芥処理費 91ページ 3目 し尿下水処理費 92ページ 4目 住宅管理費 93ページ 5目 町営バス運行管理費 94ページ 町営バス運行管理費続き 95ページ 5款 農林水産費のうち 1項 農業費 1目 農業委員会費 96ページ 2目 農業振興費 97ページ 農業振興費続き 98ページ 3目 畜産振興費 99ページ 4目 農地費 100ページ 5目 山村振興事業費 101ページ 2項 林業費 1目 林業振興費 102ページ 林業振興費続き 103ページ 2目 県有林受託事業費 104ページ 3目 林道費 105ページ 6款 商工費のうち 1目 商工業振興費 106ページ 2目 観光費 107ページ 観光費続き

	108 ページ 3 目 国際交流センター運営費 109 ページ 4 目 松原湖高原観光交流センター運営費 110 ページ 松原湖高原観光交流センター運営費続き 111 ページ 7 款 土木費 1 項 土木管理費 112 ページ 2 項 道路橋梁費 1 目 道路維持費 113 ページ 道路維持修繕費 114 ページ 道路維持修繕費続き 115 ページ 2 目 道路改良舗装費 116 ページ 道路改良舗装費 117 ページ 道路改良舗装費補助 118 ページ 道路改良舗装費繰越明許 119 ページ 3 項 都市計画費 2 番 渡辺均君。
2 番議員	都市計画基礎調査委託料、これはどういう中身の都市計画調査なのかちょっと教えて下さい。
産業建設課長	はい、お答え致します。都市計画基礎調査ですけれども 119 ページの下にあります、5 年に 1 度行われるということでして、その金額 2,948 千円のうちの 1,284 千円この補助金がありまして財源となっております。その内容でございますけれども、人口、産業、土地利用、建物、交通、地価、土地の価格等そういった内容を調査し、5 年ごとに調査するというようなものでございます。以上でございます。
議長	他に… 120 ページ 8 款 消防費のうち 1 目 非常備消防費 121 ページ 2 目 常備消防費 122 ページ 9 款 教育費のうち 1 項 教育総務費 1 目 教育委員会費 123 ページ 2 目 事務局費 124 ページ 事務局費続き 125 ページ 同じく事務局費続き 126 ページ 2 項 小海小学校費 1 目 学校管理費 127 ページ 学校管理費続き 9 番 的埜美香子君。
9 番議員	工事請負費でエアコン設置工事ということで 30 年から 2 年に渡ってエアコンの設置ということで今コロナ禍の中で学校もね夏休みにあるということで今となっては早く取り付けてよかったなあと思うんですけど、下にも説明書きのところで書いてありますが、これでなから、なからと

	いいですか全ての教室についたってということになりますか。お願いします。
教育長	はいお答えを致します。おっしゃられるつもりでおったんですけど、実は北校舎、まあ相木川に面しているからさほどではないだろうという形で予算化せずにおいたところですが、やはり最近の暑さというものが、今年に限らず去年からですけども、尋常ではないということで学校現場の方からは今年度はもう無理なんですけど、来年度以降理科室ですとか、家庭科室、音楽室、それからまだ小海小学校の方が、図書室の方がエアコンが入ってない状態です。それとあと少人数学級ということで空いている教室で、そこで算数の授業を展開するケースがございます。グループ分けして、そういった所にもそこにはエアコンが入ってない状況がございますので、いくらかまた、来年度の話にはなりますけれども予算査定通ればお願いしたいかと思ってるところであります。よろしくお願い致します。
議 長	他に、2番渡辺均君。
2番議員	ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど南牧北小学校の学びの教室というのは、中身を教えて頂けますか。
教育長	はい、実は小海小学校内の特別支援教室、自情障というような形でもって「おおぞら」という学級がある訳なんですけれど、そこですべてが完結するようなものであれば必要はないんですが、やはりもう少し専門的に特別支援を要するようなお子さんが出てくるケースがございます。そうした時に直近ですとこれまでは佐久穂の小学校の方へ通っていたケースがいくつかございます。で、それに対しまして最近多くなって参りましたのが川上村とか南牧村、または南相木というようなところで児童さん、そういう児童さんが段々出てくるようになりまして、そういった面考えてなるべく普通の日、終わった後に保護者に連れられていく形になるんですよ。週に1回とか。そうした時にできれば近くがいいですよという要望が出始めた中で、南牧村の方で用意が学校はできるからということでそういった教室を用意してそこへ通うということになりますけれど、小海の場合は通われるお子さん該当なかったんですが将来的には私は佐久穂へ行くよりは私は南牧の方がいいですというケースも考えられますので、ここの経費につきましてはその学校、その教室へ用意する備品類になりますけれども、その負担金を支出させて頂いたということになります。よろしくお願いします。
議 長	他に、128ページ 2目 教育振興費 129ページ 教育振興費続き

	130 ページ 3 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費 131 ページ 社会教育総務費続き 132 ページ 2 目 公民館費 133 ページ 公民館費続き 134 ページ 3 目 美術館運営費 135 ページ 美術館運営費続き 136 ページ 4 目 音楽堂運営費 137 ページ 4 項 保健体育費 1 目 保健体育総務費 138 ページ 保健体育総務費続き 139 ページ 2 目 小海小学校給食費 140 ページ 3 目 スケートセンター運営費 141 ページ 10 款 災害復旧費 1 項 公共土木施設災害復旧費 142 ページ 2 項 農林施設災害復旧費 143 ページ 11 款 公債費 1 目 元金 144 ページ 2 目 利子 145 ページ 12 款 予備費 決算書に移ります。 43 ページ 実質収支に関する調書 44 ページ 財産に関する調書のうち 1、公有財産 45 ページ 46 ページ 47 ページ 48 ページ 49 ページ 50 ページ 51 ページ 52 ページ 2、物品 3、基金 その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。 2 番 渡辺均君。
2 番議員	はい、タクシー券の利用が非常に利便性を増しているという形が一方で出てる半面で公共交通の利用者が減っております。この利用者のプラスマイナスがどういうふうこれから考えて行くのか、タクシー券の助成を増やせば増やすほど、公共交通、バスの利用者が減るという関係がもし正の関係であるならばここにどんなふうな形でメスを入れてったらいいか少し考え方をお聞きしたいんですけれども、いかがですか。

町民課長	はい、公共交通体系につきましては今年度は交通政策審議会ということで現在まで2回開きまして今後の交通体系をどうするかということで審議を続けているところでございます。朝晩のスクールバスにつきましてはずっと現行通り進めていくということは皆さん賛成して頂いております、昼間の利用客が少ない時間帯につきましては、どういう形が望ましいかということで現在審議を進めているところでございます。で、タクシー利用の場合は段々皆さんに事業の内容が少しずつ浸透してきているということで利用が伸びておると思います。現在町民のうちの2割くらいの、対象者のうち2割くらいの方が利用するような形になってきております。で、町営バスの方につきましては昼間はできるだけ小型化をして使い勝手のいい時間帯で、午前中少しありましたけれど買物に行くことも考えて少しずつ変えて行きたいという段階で進んでおります。で、まあタクシーが増えれば町営バスの利用者が減るという極端な傾向は見えてませんけれども、タクシーの利用の利便性を上げることはきっと交通弱者の皆さんにとってはいいことだと思っておりますので町営バスは昼間の時間帯できるだけ利便性を確保できるような方向付で小型化して、なるべくこの小回りが効くといいますか、皆さんが使い勝手のいい方向を目指していきますし、タクシー券の方はドアツードアでいけますので、そちらの利便性はまた並行した中で両方考えて行きたいところでございます。タクシー利用につきましては審議会の審議を待ちまして皆さんの意見が多いようでしたら今の枚数を増やすとか、年齢制限を考えていくとか、そういう方向で考えたいという段階でございます。
議 長	他に全体を通して質疑のある方はございますか。10番 井出薫君。
10番議員	すいません、ちょっと戻ってもらってっていう話で申し訳ないですけど、107 ページで2目の観光費ということですがけれども19 節の負担金、補助金、交付金という中で、それぞれの色々な事業に補助金が出ているわけです。団体にも出ているということで観光協会の関係で60 万円の補助金が出ていると。それで私観光協会では紅葉ウォークや氷上とトライアスロンや星祭り、フォトフェスティバル補助金というのがそれぞれ170 万、150 万、30 万とでているわけでありましてけれども、どうも観光協会ですべてやっているんじゃないというような形でありましてけれどもここら辺の運営の仕方を教えて頂きたいと思います。
産業建設課長	はい、お答え致します。それぞれのイベントごとに概ね実行委員会、それぞれの集う関係者が違いますので、異なりますので、それぞれのイベントごとと実行委員会形式でお金の流れの方もそのように、その会ごとに流れてます。で、観光協会の関係ですけども、観光協会につきましては

	確かにこの観光の事業としてはすべてに関わると言うんでしょうか、そういった役員ですとかもちろん会長さん、役員はそれぞれのイベントの時に何かしらの形で関わるということなんですけれども実際にこの事業そのものの実行部隊に観光協会になるということはありませんで、別な動きをしているということでございます。例えば花火大会のようなものがあるとすると今度は観光協会として補助金を数万円出すとかそんなような関わり方はありますが基本は別々のものでございます。以上です。
10番議員	あの一花火大会だとか、ぎおん祭りだとかね、それぞれあるわけなんですけれども、例えば紅葉ウォークと氷上トライアスロンと星祭り補助金とフォトフェスティバル補助金というのは実行委員長はね観光協会の会長さんがされてるというふうに予算書の中では書いてあるんですけれども、こういう実行委員会がそれぞれの事業によって参加メンバーが違うということでありましてけれどもそういったメンバーの実行委員の名簿、それからそれぞれの監査委員、監査がどうなっているかという点を示すような資料というものはある訳でしょうか。
産業建設課長	はい、そうしますれば実行委員会の名簿については会議の折に作成はしておりますのでまた提示をさせていただきます。それからそれぞれの会、なんですけれども事務局は商工観光係がやっているということで、それぞれその会議の折に承認を得て決算、決算っていうんですかね、収支の報告をしておるところでございます。以上です。
10番議員	あの一会議の中で了承を得ているということでありましてけれども、やはりそれぞれの団体の中で本来ならきちんと監査委員も置いて監査をしてやるというのが私は流れだと思うんですよね。そこら辺はそういうふうになってないということであればこれから考えていただくということにしまして私がなぜそういうことをいうかと言いますと黒澤町政になってからこういった分野での予算がかなり増えているという点からしますればやはり1つ1つの事業そのものが監査員をおいてしっかりとやるということが私は大切だと思いますし、それから合わせてぜひこの3年間でね予算が増えてきた中でこうした事業がどのように変わってきているかという点をまとめて出して頂ければと思いますけどいかがでしょうか。
産業建設課長	それぞれの監査ということなんですけれども確かに監査員もそれぞれ置いてるというわけではございませんが、ただ町の公金がそれぞれの会に補助として支出されているということで町の監査の方でもそれぞれ通帳にしましても、それから内容、書類に対しても受けているところでございます。当然課長もそれぞれの口座の管理者といいますか、通帳の名義人っていうんでしょうか取り扱いの代表になっておりますので、そうい

	った面では不正等ないはずと承知しております。それから、どのように変わって来たかということですが、これは年々お祭りにしても、花火大会にしましても、時々の内容、何周年、特別な会には内容として変わるんですけれども、それぞれ、そのものについては見にとか参加される方がいてそれでお祭りを開催する、トライアスロンについても選手がいて、それを受け入れる実行委員会、またスタッフがいるというようなことでして、中々その変化をね示すというのは難しいんですけれども、内容…この時にこのことを、特別なことをやったというのはまた説明ができると思いますので何か考えたいと思います。以上です。
議 長	他に、5 番 小池捨吉君。
5 番議員	はい、ちょっとまた遡って申し訳ないですが、27 ページのところ、あ、26 ページですね、26 ページの所で、道水路敷の占有料ということで載ってるんですけれど、ざっと中身はどんなようなものかちょっと教えて頂きたいですが。
産業建設課長	はい、お答え致します。こちらに示してありますのはNTT東日本、これは電柱でございます。中部電力も主に電柱、又は電線ということでございます。後、東京電力につきましては町の道路敷を占有するというようなことで㎡あたりいくらというような決めがありますので、その規定に準じて徴収するものです。個人についても同様に道路敷を占有する、これを面積当たりいくらということで徴収をしております。以上です。
議 長	他に全体を通して質疑のある方はございますか。10 番 井出薫君。
10 番議員	102 ページの林業費の関係で林業振興費の中で 19 節の中に元年度で初めて林政アドバイザー負担金ということで 400 万円を出してるわけですが、町長の元年度の施政方針を見ますと、森林環境譲与税などが新しくできるようになったんですけれども、南佐久中部森林組合と協力し森林整備計画の調査、策定に向けて準備を進めていくというふうに町長、言われているわけですが、1 年間でね、準備の段階ですからそれぞれこうだというのは中々難しいとは思いますが、専門の方に来て頂いてアドバイスを頂いたと、それで色々準備をするということで 1 年間過ぎ、またこの 2 年度でね、また人は変わりましたが、引き続きやって頂いてるという点であり、その事業成果なるものを報告してもらえればと思うんですがいかがでしょうか。
町 長	はい、林政アドバイザーにつきましては現実、エキスパートが来てやってるという事実はちょっと遠いものに思います。しかし、課と係長ですかと協力しましてその成果は如実に現れていると思います。そういったことでこの 400 万円を十分に活用して、それで森林整備をしていくとい

	う中身については何ら問題ないかと思っております。
10番議員	それなりにね1年の上頑張ってもらってるわけですから、方向性は出ていると思いますけれど、町長あの、施政方針でね林政アドバイザーを森林組合から派遣していただき町内の造林事業の推進と林地台帳の登録整備を進めますというふうに言われているんですよ、これはあれかな、産建の課長の方でないと分からないのか、まあこういった意味からすると、こういった部分は実際には済みましたよというものがあるんじゃないかと思えますけれど、具体的にはないわけですか。説明できない…ないっちゃー失礼ですけど、説明できないという状況なのかどうか。あるようでしたらお願いしたいと。
産業建設課長	はい、それでは102ページをお願いします。こちらにも13節に林地台帳システムというのが170万円載っていますが、このシステムをその前の年度から作成をしまして台帳に情報を登録する、そういうことを行っております。で、またこれは森林環境譲与税の交付もありまして、これから民有林の手入れをされてないようなところに対しても手を入れていくというような方向で、それを行っていくための準備段階ということとして当然ながら森林組合とも協力をしながらその作業を進めております。また19節に造林関係も実績が上がっておりますけれども、こちらの方に対してももちろん農林係の所に林政のアドバイザー、席を置いておりますので係長の指導の下に森林組合やそれからまた個人の方もそうですけれども情報共有、それから協力をしながら事業を進めている、そういう状況でございます。
10番議員	まあ今課長から具体的に報告頂きまして13の委託料では台帳、システムはできているとできたという認識でいいのかということと、合わせてできたシステムに仕事をしてもらっているというような認識でいいわけでしょうか。
産業建設課長	はい、より森林についてのデータ化、それを今までは紙ベースだったものを電子データ化してすばやく対応をできるような内容にしてありまして、これの活用についてはこれからということになります。以上です。
議長	他に、全体を通して質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。
<u>日程第8 認定第2号</u>	
議長	日程第8、認定第2号 「令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」を議題といたします。
これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。

【歳入】

- 1 ページ 1 款 国民健康保険税 1 目 一般被保険者国民健康保険税
- 2 ページ 2 目 退職被保険者等国民健康保険税
- 3 ページ 2 款 使用料及び手数料
- 4 ページ 3 款 県支出金
- 5 ページ 4 款 財産収入
- 6 ページ 5 款 繰入金
- 7 ページ 繰入金続き
- 8 ページ 6 款 繰越金
- 9 ページ 7 款 諸収入
- 10 ページ 8 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金
- 2 目 システム開発等補助金
- 11 ページ 3 目 災害特例補助金

【歳出】

- 12 ページ 1 款 総務費 1 項 総務管理費
- 13 ページ 3 項 趣旨普及費
- 14 ページ 2 款 保険給付費 1 項 療養諸費
- 1 目 一般被保険者療養給付費
- 15 ページ 2 目 退職被保険者等療養給付費
- 16 ページ 3 目 一般被保険者療養費
- 17 ページ 4 目 退職被保険者等療養費
- 18 ページ 5 目 審査支払手数料
- 19 ページ 2 項 高額療養費 1 目 一般被保険者高額療養費
- 20 ページ 3 目 一般被保険者高額介護合算療養費
- 21 ページ 3 項 出産育児諸費
- 22 ページ 4 項 葬祭諸費
- 23 ページ 3 款 国民健康保険事業納付金 1 項 医療給付費分
- 1 目 一般被保険者医療給付費分
- 24 ページ 2 目 退職被保険者等医療給付費分
- 25 ページ 2 項 後期高齢者支援金等分
- 1 目 一般被保険者後期高齢者支援金等分
- 26 ページ 2 目 退職被保険者等後期高齢者支援金等分
- 27 ページ 3 項 介護納付金分

	28 ページ 4 款 保健事業費 1 項 特定健康診査等事業費分 29 ページ 2 項 保険事業費 30 ページ 5 款 基金積立金 31 ページ 6 款 諸支出金 32 ページ 7 款 予備費 決算書に移ります。 実質収支に関する調書 11 ページ 財産に関する調書 12 ページ
議 長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。10 番 井出薫君。
10 番議員	29 ページでお願いしたいんですけれども、保険事業費ですけれども人間ドックの関係での人間ドックと脳ドックということで、小海町 1 件 3 万円の補助ということでねぐーっとやってきているんですけれども、脳ドックがこのところ 0 という状況ですけれども、どのようにこういうのを見ているかという点をお願いしたいと思います。
町民課長	この保険事業費の脳ドックの関係になります、脳ドックへの補助というのは、人間ドックは 1 年に 1 ぺんですけれども脳ドックは 5 年に 1 回、という制度にしております。で、単価がかなり脳ドックの方は高いということもありまして、その 5 年に 1 回ということと単価の関係で利用される方がごく少ないと思っております。
10 番議員	まあかねてからねやっぱり単価が高いということと 5 年に 1 ぺんということというのが 1 つのあれになっているというのはそうじゃないかと思うんですけれど、脳関係の発症っていうんですかね、脳梗塞とか色々な事例はあるわけですが、そういった件数がこのところどのくらい起きているかと或いは世代別にどのくらい起きているかという…年齢ですね、年齢別にどのくらい起きているかというような資料一つものはあるわけですか。
町民課長	はい、どの程度詳しくお示しできるかはちょっと分かりませんが、保険事業の方のまとめもございますので、そこら辺分かりやすいところ分かる限りでまたお示しできればと思います。
議 長	他に全体を通して質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。
日程第 9 認定第 3 号	
議 長	日程第 9、認定第 3 号

「令和元年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。	
【歳入】	
1 ページ	1 款 保険料
	2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料
2 ページ	2 項 使用料
3 ページ	3 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金
	2 項 国庫補助金 1 目 調整交付金
4 ページ	2 目 地域支援事業交付金 日常生活支援総合事業
	3 目 地域支援事業交付金
	日常生活支援総合事業以外の地域支援事業
	4 目 保険者機能強化推進交付金
5 ページ	5 目 介護保険事業費補助金
	4 款 支払基金交付金 1 目 介護給付費交付金
	2 目 地域支援事業交付金
6 ページ	5 款 県支出金 1 項 県負担金
7 ページ	2 項 県補助金のうち
	1 目 地域支援事業交付金 日常生活支援総合事業
	2 目 地域支援事業交付金
	日常生活支援総合事業以外の地域支援事業
8 ページ	6 款 サービス収入
	7 款 財産収入
9 ページ	8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金
	1 目 介護給付費繰入金
	2 目 その他一般会計繰入金
10 ページ	3 目 地域支援事業繰入金 日常生活支援総合事業
	4 目 地域支援事業繰入金 日常生活支援総合事業以外
11 ページ	5 目 低所得者保険料軽減繰入金
	2 項 基金繰入金 1 目 介護保険支払準備基金繰入金
12 ページ	9 款 繰越金
	10 款 諸収入
【歳出】	
13 ページ	1 款 総務費

	1 4 ページ 2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費 1 目 居宅介護サービス給付費 1 5 ページ 3 目 地域密着型介護サービス給付費 1 6 ページ 4 目 施設介護サービス給付費 1 7 ページ 6 目 居宅介護福祉用具購入費 7 目 居宅介護住宅改修費 1 8 ページ 8 目 居宅介護サービス計画給付費 1 9 ページ 2 項 介護予防サービス給付費 1 目 介護予防サービス給付費 2 0 ページ 2 目 介護予防福祉用具購入費 3 目 介護予防住宅改修費 2 1 ページ 4 目 介護予防サービス計画給付費 2 2 ページ 3 項 その他諸費 2 3 ページ 4 項 高額介護サービス費 2 4 ページ 5 項 高額医療合算介護サービス等費 2 5 ページ 6 項 特定入所者介護サービス等費 2 6 ページ 3 款 地域支援事業費 1 項 日常生活支援総合事業費 1 目 介護予防・生活支援サービス事業費 2 7 ページ 2 目 介護予防ケアマネジメント事業費 2 8 ページ 2 項 一般介護予防事業費 2 9 ページ 3 項 包括的支援事業任意事業費 1 目 包括的支援事業費 3 0 ページ 2 目 任意事業費 3 1 ページ 任意事業費続き 3 2 ページ 4 項 その他諸費 3 3 ページ 4 款 基金積立金 3 4 ページ 5 款 諸支出金 6 款 予備費 決算書に移ります。 実質収支に関する調書 1 5 ページ 財産に関する調書 1 6 ページ
議 長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。ここで2時15分まで休憩とします。

	(ときに 13 時 58 分)
<u>日程第 10 認定第 4 号</u>	
議 長	再開致します。(ときに 14 時 15 分) 日程第 10、認定第 4 号 「令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 1 ページ 1 款 後期高齢者医療保険料 2 款 使用料及び手数料 2 ページ 3 款 繰入金 1 目 事務費繰入金 2 目 保険基盤安定繰入金 3 ページ 4 款 繰越金 5 款 諸収入 【歳出】 4 ページ 1 款 総務費 5 ページ 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 6 ページ 4 款 予備費 決算書に移ります。 実質収支に関する調書 7 ページ その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 11 認定第 5 号</u>	
議 長	日程第 11、認定第 5 号 「令和元年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算書、及び附属書類で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【決算書】 (1) 収益的収入及び支出 1 ページ

	(2) 資本的収入及び支出 2 ページ 損益計算書 3 ページ 剰余金計算書 4 ページ上段 剰余金処分計算書 4 ページ下段 貸借対照表 5 ページ 【決算附属書類】 1 概況 6 ページ 2 工事 7 ページから 8 ページ 3 業務 9 ページ上段 4 会計 9 ページ下段 令和元年度小海町水道事業キャッシュフロー計算書 10 ページ 令和元年度小海町水道事業会計収益費用明細書 収益の部 11 ページ、12 ページ 費用の部 13 ページ、14 ページ、15 ページ 令和元年度小海町水道事業会計資本的収入支出明細書 資本的収入 16 ページ 資本的支出 17 ページ 収益的支出 18 ページ 未払金内訳 19 ページ 未収金内訳 20 ページ 上段 貯蔵品 20 ページ 下段 固定資産明細書 21 ページ 企業債償還額一覧表 22 ページ 水道料金及び使用水量年度別推移 23 ページ 30 年度と令和元年度の水道料金月別比較 24 ページ その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>○【質疑終了】</u>	
議 長	以上を持ちまして、議案、認定、陳情に対する質疑を終結いたします。
<u>○【常任委員会付託】</u>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第 34 号から第 39 号、認定第 1 号から第 5 号、陳情第 5 号から第 7 号は、会議規則第 39 条の規定により、

	お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程をお願いいたします。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。一般質問は9月7日、月曜日午前10時から行います。これにて本日は、散会といたします。 ご苦勞様でした。(ときに14時22分)

令和 2 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 7 日」	
* 開会年月日時	令和 2 年 9 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	令和 2 年 9 月 7 日 午後 5 時 2 2 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。 小海町議会第3回定例会、本日は一般質問であります。 議員の皆様には建設的な議論の応酬を期待いたします。 定刻になりました。ただいまの出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。
町 長	皆様、大変ご苦労さまでございます。私から、新型コロナウイルス感染症対策についてのご連絡あるいは説明を申し上げます。時系列によってご説明を申し上げます。 9月4日金曜日に、県の地域振興局から私のほうへ町内在住の方が新型コロナウイルスが陽性であったという一報がありました。そして同日3時35分より本部対策会議を行いまして、情報収集、確認、コロナ対策、また防災訓練などの対応について協議をいたしました。その旨を各関係者の皆さん、議員さん、区長さん、消防団の皆様へ連絡いたしました。翌日11時20分、また佐久地域振興局長から新しい情報があり、その日の14時から県のプレスリリースがあるということで、小海町関係の情報はないということで連絡がありました。その理由としまして、30歳の女性でありますけれども、小海町から通勤し、軽井沢のほうでお仕事をしているということで、その会社が検体を大阪へ送って検査をしていただいたということで感染が確認され、大阪の保健所から発表があったということで、カウントは大阪になるということで、佐久の保健所内ではないということだったんですが、プレスリリースの記者会見の後、ブリーフィングと申しまして、いわゆるぶら下がりですね、その折に詳細を質問されるそうです。そのときに小海町在住の30歳の女性で、県外で

	の検査の結果、陽性という内容を発表するという事になっておりましたので、その一報を私のほうへいただきました。同日15時に、第8回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開きまして、防災訓練は縮小し、役場職員のみの実施ということで、防災行政無線で内容等をお知らせするという事を協議・決定いたしました。3時40分、防災訓練縮小等により、再度、各区長さんへ電話にて職員の対応でご連絡をいたしました。19時30分に、防災行政無線により、町民の皆様へ新型コロナウイルス感染症発生及び状況に伴う防災訓練の縮小についてのお知らせをいたしました。翌9月6日6時30分、防災行政無線により町民の皆様へ新型コロナウイルス感染症の発生状況及びこれに伴う防災訓練縮小のお知らせを放送し、7時半、職員による防災訓練を開始し、避難所3か所で実施、総合センター・保育所・やすらぎ園設営、避難者受入れ、本部への報告・連絡などで訓練を行いました。そして9時半、片づけ、解散という流れになっております。この中で大阪という名前が出まして、非常にいろいろな誤解があったように思います。議員の皆様には、ただいま私が報告したのが事実でございますので、ご確認の上、よろしくお願い申し上げ、経過の報告とさせていただきます。
議 長	町長より新型コロナウイルス感染症に関する報告がありました。町民の中に感染拡大が起こらないように、町民が気をつけていきたいと思っております。それでは、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構であります。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
議 長	日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは、順次質問を許します。

第4番 井上 一郎 議員

議 長	初めに、第4番 井上一郎議員の質問を許します。井上一郎君。
4 番議員	4番 井上一郎です。通告に従いまして、一般質問を行います。まず初めに、昨年の10月に発生した台風19号は、我が町をはじめとする近隣市町村に甚大な被害をもたらしました。この台風は、風はもとより雨台風だったため、千曲川沿岸の各地にこれまた甚大な被害を及ぼしたのです。当然のことながら、下流に行くほどその被害は大きくなりました。我が町では、町と議会で災害現場視察を行い、その被害の大きさに驚きながら、また被害を確認したところでございます。町では、早速一刻も早い復旧・復興を図るとし、国や県と共に災害査定を行い、予算確保にと動きました。そして、今年の春一番より工事に入り、6月の雨季に入る前にと、懸命な努力により重要な部分の復旧はほぼ完了したかと思いますが、その進捗状況を教えていただきたいと思いますが、お願いします。
産業建設 課 長	おはようございます。お疲れさまです。災害復旧の進捗状況ということでございます。町のほうで採択されております公共災害につきましては、河川の災害、道路災害合わせて13か所採択されておまして、3月18日に入札、契約をしまして、現在、繰越事業として工事が順次進められております。工期につきましては、便宜的に令和3年3月31日となっております。13か所のうち6か所については、現場についてはおおむね終了しております。検査前ということでございますが、工事費ベースで約40%の進捗でございます。未竣工の箇所につきましては、おおむね12月末頃までには終了するというような予定でございます。それから次に、農林災害復旧工事の関係です。工事費ベースでは、まだ約10%の進捗率ということでございます。内訳についてです。農地災害、24か所ありますが、そのうち竣工している箇所は13か所でございます。農業施設災害復旧、これは12か所ありまして、そのうち竣工している箇所は4か所です。また、このほかに別途、頭首工を2か所、中村地区、そして宮下地区がありまして、これは未契約となっております。今回の一般会計4号補正におきまして1億7,000万円余りの増額を上程させていただいておるところでございますが、可決決定後には、設計ができ次第、入札を行いまして契約、工事を進めてまいる所存です。また、林道の災害復旧につきましては2か所あります。竣工している箇所は1か所ということになっております。それからまた、国で実施している千曲川、それから相木川等あります。車か

	らも見える部分があります。おおむね護岸も上のほうまで完成してきているということでございますが、工事そのものはまだ継続するというような報告をいただいております。以上でございます。
4 番議員	お聞きしましたところ、もちろん、かなり、40%とかいろいろ進んでいるところもありますけれども、まだまだ全部というところまでいっておりません。今、何と大型台風が九州地方に昨日から上陸しまして、深夜のうちに、今朝いろいろテレビを見ましたら、九州地方にやはり甚大な被害を残し、7時頃には対馬海峡のほうに進んでということで、今はもうこれ韓国の辺りを通過しているんじゃないかなろうかと思えます。いずれにしても、今回の10号台風は、この地方にはあまり被害はなかったわけですが、これからまた9月、10月は台風のシーズンになるわけでございます。今、一生懸命予算づけをしながら復旧しているわけですが、まだ復旧が終わらないところにまたこれから台風が来れば、2次災害というんですかね、終わらないところへまたさらに拍車をかけるようなことになります。そういうことで、工事が完全に終結するのはいつ頃か、ちょっとお分かりになったらお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。
産業建設課長	大きい台風が予想されるということでして、現在工事中の工事現場につきましては、そういう折があった場合には、なるべく被災を避けるように、受注されている会社に対して、できるだけことはお願いをしていく所存でございます。もしもなんですけれども、去年の19号台風の査定を受けた場所、工事中で、また今回、今年被災をしたような場合、そういう二重災害というものがあつた場合がございます。災害箇所未着手の場合には、前の災害の分も含めて、全体がまた新しい箇所として査定を受けるというようなことです。そして、工事の途中の現場が被災した場合、それについては、例えばブロック積みというようなことを想定した場合には、出来高を除いて、工事を行ったが壊れてしまったそういう部分と新しく今度広がってしまった被災部分、それを併せて新しい査定を受けて、方針が決定されるというようなこととなります。19号の被災地は多いわけですが、完全復旧がいつかということに対してですが、公共災害については令和2年度の12月頃、通常でいけば終了になる予定です。それから農林・土木の関係、先ほど頭首工のお話もさせていただきましたが、こちらが非常に工事費が大きいということ、中村、宮下2か所です。こちらは、取水時期が終わる11月頃に、初めて千曲川、相木川にそれぞれ入れるということになると思いますので、工事費が大きいことから、完了については令和3年度に繰越しになってしまうのではないかと見

	ております。なるべく工事は進めるわけですが、何分そのような大きい金額となっておりますので、こんな予定でございます。以上です。
4 番議員	そうということで、各工事の皆さんも一生懸命やっているわけです。なかなか今年は7月が、皆さんご案内のとおり本当に1か月間雨、おてんとう様が見えないということで、工事もなかなか思うようにいかなかったと思うわけですが、ぜひ皆さん協力しながら、また完全復旧に努めていただきたいと思います。 それでは、2番目の質問に入りたいと思います。介護保険事業施設とはということでお尋ねしたいと思いますが、私は、この施設の一つであるデイサービスのねむの木さんの一角のちょっと改装仕事をこの春させていただいたわけですが、そこで高齢者の皆さんと接する機会がございまして、その辺のところをちょっとお話ししたいと思いますが、皆さんは朝8時半頃になると職員の迎えの車で次々と入所してきます。皆さん、「おはようございます。今日もよろしく」と言って、皆さん大変明るい笑顔で来ます。中には歩くのが当然不自由な方もいらっしゃるしまして、職員が手を取って迎えるというようにしてございまして、大変いい光景だなと思って見ておりました。そして、私も仕事をしながら、庭で窓から皆さんの合唱、民謡から懐メロ等が聴こえて、非常に好感を持った次第でございます。昼食も出て、楽しい昼食を取りながら、一日を楽しくみんなで過ごして、夕方5時頃になると、また家に送りの車に乗り込むわけですが、皆さん、「またあしたな」と言って、手を振って帰っていきます。私はこれを見て、中には、なかなか高齢者であっても、一人で家に閉じ籠もるといえるのか、一日中テレビを見ている方もいるのではなかろうかと思うんですが、これはその家庭また個人の事情によって、全ての人がこういう施設を利用するということとはできないわけですが、そこで、今現在、このような施設は町に何か所あり、入所者数はどのくらいいて、その内容をお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。
町民課長	お疲れさまでございます。それでは、お答えをいたします。現在、町の地域密着型通所介護施設は、今おっしゃられたねむの木、それからやすらぎ園の2か所ということになっております。また、通所ですので、利用者数ということになりますと、今年の6月の時点で、全ての合計で95名ということになってございます。サービスの内容としましては、食事、入浴、排せつなどの介護の日常生活支援、それから日常生活動作訓練、それからレクリエーションなどとなっております。地域密着型と一般の通所介護との違いでございま

	すけれども、まず、定員が通所の場合は19名以上30名で、地域密着型は18名以下ということになっております。それから、地域的なことが違っておりまして、通所介護の場合は、利用者さんの住所に関係なくサービスが受けられますけれども、地域密着型のサービス対象は、原則として事務所のある市町村の住民に限定されます。また、通所につきまして、単位、それから費用的な面につきましては、地域密着型のほうが若干ですが割高になっているという違いがございます。以上でございます。
4 番議員	ねむの木とやすらぎ園、2か所ということで、95名の方が通所しているわけでございます。これからはどんどんこういう人も増えるんじゃないかなと思うんですが、定員というか、そういうようなものは別にあるんですかね。お願いします。限られちゃっているから、今のところ95、これ以上はどうなんでしょう。
町民課長	先ほど言ったように、定員のほうは決まってきておりますので、人数的には、現在いっぱいということでご理解いただきたいと思います。
4 番議員	分かりました。私も身近で、この間ずっと仕事をさせていただいたので、見せていただいておりますが、定数がある程度決まっているということになれば、これから増えていけばどうか、ちょっとその辺もまた検討していただきたいわけですが、とにかく施設で働いている職員の皆さんが高齢者の世話をするというので、大変なことだと思いますが、皆さん、本当に年寄りをいたわりながら大切に、送迎時、やっているのを見まして、当然、年寄りのことだから思うようにはいかないこともあろうかとは思いますが、大変な仕事であります。この職員というか、その人たちは現在足りているのか、ちょっとその辺もお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。
町民課長	施設の職員の関係でございますけれども、施設の人員、職員としましては、種類でいいますと、管理者、それから生活相談員、介護職員などがおります。そのうち、生活相談員の資格の要件として、介護福祉士の資格を持っているほうが望ましいとされております。それから、管理者及び介護職員の場合は特別な資格の要件という縛りはございません。さっき説明しました地域密着型に限らずに、特別養護老人ホームこうみの里や老健こうみなど福祉施設につきましては、全体的にまた全国的に、人手が少ない中で対応している状況でございます。福祉人脈は、慢性的に人手不足であって、常に募集している状況にあるというふうに言えるかと思います。以上でございます。
4 番議員	今こういう職業に就く人がなかなか少なくて、当然、介護福祉士というような資格も有しなきゃならんということでございますが、ぜひ欠員のできない

	ように、前もって募集なり養成をしていけばなと思います。それで、施設の内容もお聞きしましたが、今ですと国は、昭和22年から24年生まれの人たちを団塊の世代と呼んでいます。それが、そうですね、昭和22年といえば、昭和20年に終戦になりまして、戦地より、兵隊で行っていたお父さんたちがやはり日本へ、要するに復員して帰ってきたわけです。当然のことながら、昭和20年に終戦ですから、昭和21年、22年頃、子供さんたちが増えたということは当然のことだと思います。何と、その昭和22年生まれの人たちが2年後、国の定めた後期高齢者になるわけですが、そこで、数年後にはこの人たちがこういった施設を利用するとか、そういう人たちが増えてくるので、逼迫するんじゃないだろうかというような気もいたしますので、その辺につきましては、急に増やすわけにもいかないし、増やさなければ、内容の充実とかそういうようなことをどのように考えているか、それだけちょっと教えていただきたいなと思います。
町民課長	おっしゃるとおり、昭和22年から24年生まれの世代の方々、人数が増えてくるということがございます。施設、設備、内容等につきましては、十分な検討を加えた中で、充実を図ってまいりたいとは思っております。議員さんが改修工事をされましたねむの木さん、それから移転しましたなごみなど、こういう施設の建物については、現在、十分に広くて使いやすいものになっております。また、内容的に新型コロナウイルスの対策だけでなく、また熱中症対策も含めまして、エアコンの設備など、内容を随時対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。
4 番議員	今、広さ的には増えても対応ができるということで、このところ、この辺も暑くなって、当然、老人のばあちゃん、本当に暑さ寒さには敏感というか、逆に言えば、敏感でなくて熱中症になる方もおるんですけれども、ぜひ、エアコンというようなことは、最低限設備してもらいたいと思うわけでございます。ありがとうございました。 ここで、私がアドリブ的なことでちょっとお伺いしたいんですが、当然、事前通告はしておりません。そこで、私、まず町長にちょっと伺いたいんですが、もしこれが分かるようだったらと、そんなことですが、よろしいですかね。1945年8月6日午前8時15分、この日はどういう日であるか、またどういう時間であるか、ご存じでいらっしゃいますか。唐突な質問で、さすがの町長もちょっと分からないと思うんだけど、知っていたら。
議 長	井上議員、事前通告してある内容に関係のあることですか。
4 番議員	いや、これはちょっとないです。

議 長	関連があれば許しますけれども、そうでないと通告外の質問なんですけれども。
4 番議員	ああ、そうですね。分かりました。そういうことであれば、通告はしてございませんので。
議 長	関連あればいいですよ。
4 番議員	分かりました。失礼しました。じゃ、実は、これは要するにアメリカのB29が広島に原子爆弾を投下した日と時間でございます。そういうことで、ちょっとこれは余談というか、私の事前質問に書いていなかったことですので、省略します。 それでは、3つ目の質問に入りたいと思います。今朝の新聞によりますと、世界全体のコロナウイルス感染が何と2,690万6,338人とされております。ワースト3はアメリカ、ブラジル、インドとなっております。我が日本国は、今朝の時点で7万2,657名が感染しております。そのうち、長野県内は287名となっております。近隣である上田広域圏はレベル4、佐久広域圏はレベル3となっておりますわけですが、こういうことで、町でもコロナ対策は前から取り組んでおります。何回も会議や検討委員会も行ってきましたが、しかしながら、先ほどもお話がありましたように、当町から残念ながら感染者が出たということで、これから、今まで以上に、またこれを検討していかなきゃいけないんじゃないかと思っておりますので、その辺もどういうようにしていくか、町のお考えをお聞かせ願います。
町民課長	お答えを申し上げます。新型コロナウイルス感染につきまして状況でございますけれども、議員さんがおっしゃいますとおり、上田圏域、佐久圏域の発生動向としましては、7月29日に、県内で全域に感染警戒レベルが2に引き上げられまして、新型コロナウイルス注意報が発令されております。8月に入りまして4日には、佐久圏域、上田圏域ともにレベルを3に引き上げまして、警報が発令ということになりました。また、佐久圏域は、8月19日には一旦レベル2に引き下げられたんですけれども、8月25日に再びレベル3に引き上げられております。上田圏域につきましては、8月28日にレベル4ということに引き上げられ、特別警報が発令ということになっております。昨日9月6日現在では、佐久保健所管内の感染者が18名、うち4名が入院中、上田保健所管内では感染者が82人、うち30人が入院中ということでございます。町として、感染症の拡大防止措置としまして、役場の玄関ホールなどへの手指消毒用のジェルの設置、それからカウンターへのクリアパネルの設置等、対策を行っております。町民の皆様に対しましては、今までも回覧や全戸配布と

	いう手段で広報を行っておりますけれども、今後も、感染の動向を踏まえながら、速やかな情報発信を心がけていきたいという考えであります。よろしくお願いします。
4 番議員	町としては今懸命に、今言われたように感染予防に努力しているわけですが、これは、自分たち一人一人が当然それに注意しなければならないわけでございます。町としては、これ以上感染者は出してはならないということで、ぜひよろしくお願いします。最後に、残念ながら1人出たということで、これ以上出てほしくないわけですが、よく感染者が出た場合、感染者及びその家族、関係者などに、要するに風評被害というのがございます。いわゆる誹謗中傷ですね。こういうことが今言われておるわけですが、これは絶対あってはならないことではございますが、しかしながら、それも併せて、これについてどのようにお考えか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、よろしくお願いします。
町民課長	誹謗中傷問題につきましては、コロナウイルス感染による誹謗中傷をしない、させないことを呼びかけるポスターを作成しまして、役場庁舎のみならず、楽集館や保育所、病院、それから歯医者さんなどにも掲示をお願いしまして、広く町民の皆様に向けて情報発信を行っているところでございます。当町でも感染者が発生したということがございますけれども、これから誹謗中傷は絶対生まれないように、町民の皆様へ細かい内容で呼びかけてまいるということが一番の対策になろうかと思います。よろしくお願いします。
4 番議員	全くそのとおりでございます。我々は一人一人が自覚を持って、みんな一丸となり、真剣に新型コロナ問題に取り組んでいくべきだということを自覚しておりますので、一日も早い収束を願いつつ、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
議 長	以上で第4番 井上一郎議員の質問を終わります。 ここで、若干早いんですけれども、10時55分まで休憩といたします。 (ときに10時41分)
<u>第 10 番 井出 薫 議員</u>	
議 長	再開をします。(ときに10時55分) 次に、第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。
10番議員	10番 井出薫でございます。先ほどの井上議員に続きまして、新型コロナ対策という一般質問を通告してあり、議論するわけでありましてけれども、それ

	に先立ちまして、コロナに感染された方、皆さんのやはり早期の回復と、関係者の皆さんの御心痛に対し、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。 それでは、最初に、町の新型コロナ感染対策はということで5点ほど通告してありますけれども、前回の6月議会では、的埜議員が、新型コロナ対策で町民の生活支援についてと、こういって議論をし、私が新型コロナから営業と暮らしを守り、なりわいを続けるために、国・県の施策と併せ、町独自のさらなる支援策を議論し、幾つかの点で実現することができました。本定例会では、新型コロナの感染が広がっており、感染者は、先ほどもありましたけれども、国内で7万2,000人を大きく超え、亡くなった方も1,300人を超えているというような状況であります。拡大する感染が不安を招き、不安感またマスコミなどの報道やSNSなどにより、ええ、まさかと思われるような、正確でないうわさや情報が流され、ウイルスとともに住民の不安の感染も広がっております。9月議会は、こうした不安が少しでも解消されるように、新型コロナ感染対策を議論したいと思います。 最初でありますけれども、町施設利用の際の対応はということで通告しましたが、そのほか様々な事業も含めて、町はどのような対策をされておるのかという点を伺いたいと思います。
教育次長	どうもお疲れさまです。それでは、私のほうから生涯学習関係の施設、北牧楽集館、図書館、美術館について状況を説明させていただきます。 北牧楽集館については、玄関入口に新型コロナウイルス感染防止に対するお願いの文書を設置して、入口にてアルコール消毒、マスクの着用をお願いしております。また、体温の高い方、せきのひどい方の入館の御遠慮の文書もつけております。設置として、玄関入口、図書館入口、トレーニングルームの入口と各マシン、それから1階、2階のトイレ各箇所、アルコール消毒容器、消毒のお願いの文書を設置しております。各部屋においては、常時窓を開けて換気し、エアコンのある部屋は窓を開けながらエアコンを稼働させております。図書館についても、楽集館と同じ方法を取らせていただいておりますが、本については、返却された本はアルコール消毒をした後、2日間保管した後に本棚へ戻すことをしております。常時窓を開けて換気し、同じようにエアコンを稼働させております。図書館の受付については、館内のお客様が触れる箇所の消毒、職員はマスクを着用し、受付には飛沫防止のシールドを設置しております。美術館についても、消毒その他について同じような形でやっておりますが、小まめな手洗い、せきエチケットのお願い、それから作品展示ケース、壁においては、手を触れないようお願いする文書をしており

	ます。それから、お客様とは2メートル程度の距離を取っていただいて、会話をしないようすすめております。展示室が込み合った場合は、入場制限で100人程度の調整をしているところでございます。それから、緊急時の連絡先の記入のお願いということで、会場で新型コロナウイルス感染が発生した場合に、公的機関及び入館された方へ連絡を速やかに行うため、連絡先のカード記入の協力をお願いしているものでございます。同じく美術館においても、館内のお客様が触れる箇所の消毒、職員はマスクを着用、それから飛沫防止のシールドを設置しておるところでございます。以上です。
子 育 て 支援課長	おはようございます。では、私より、子育て支援、保育所、児童館の取り組みについて御説明させていただきます。 まず、保育所につきましては、ただいま教育委員会からもありましたように、まず文書等で、既にコロナのこういう感染症が進んでいる状況の中で、保護者の方には、必ず送迎の際にはマスクの着用をお願いしているところでございます。また、園児につきましても、必ず朝の検温をお願いして、必ず手帳に記入していただいて登園していただくということでございます。また、状況によりましては、小さい、未満のお子さん等は、保育所の中に入って部屋までお連れするという状況もございますので、そういうときにはマスクの着用に加えまして、必ず入口にアルコール消毒液を置いておりますので、そちらのほうでアルコールで手指等の消毒をお願いするということでお願いしているところでございます。児童館につきましては、やはり午前中と午後、利用される方の、後段にもまた出てまいります、状況が違うという中で、必ずまず職員によりまして大人の方、またお子さんも、必ず検温を検温器でしているところでございます。特に、午後の放課後のお子さんにつきましては大変大人数になりますが、一人一人、必ず検温をして、なおかつマスクの着用、その後、必ず、まずは手洗い場で石鹸によって手洗いをして入室して利用していただくという状況でございます。以上でございます。
教 育 長	事業について、若干の御説明を申し上げます。 教育委員会関係の事業、まず、生涯学習、社会教育関係ですけれども、今年度の場合、運動系の大会、例えば球技大会、それから分館対抗ソフトボール大会、バレーボール大会等につきましては中止ということになっておるところでございます。文化系の行事につきましては、例えば知恵の泉コンサートというものは年6回予定しておったわけなんです、出演者の都合により中止となった回もございますけれども、普段ですと、音楽堂で100名前後は入ってやっておったのを、会場を変えまして、例えば1回目、2回目は北牧楽集

	館のホールで行った関係です。当然、密集というものを避けるがために、定員として入れる人数も半数ほどに減らす形で実施しております。3回目が、これで今週末にあります、そちらは今回は、美術館を使ってやるという形、これも密集の状態を避けるためという形です。文化祭につきましても、現状は実施予定で動いているところでございます。 それから、小・中学校の行事関係につきましては、既に議員さんのほうにも御通知申し上げましたが、小学校でいいますと、運動会というものにつきましては規模を縮小ということでございます。来賓の皆さんはお招きしない、時間的にも午前中で終わりにするというような形。中学校の清流祭につきましても、同じように、日数を減らして参加人数を絞り込み実施ということでございます。修学旅行につきましては、小学校も本来ですと東京方面だったものを、方向を現在変えておって実施予定という段階でございます。中学につきましても、4月実施予定だったものを10月の初めに移動しましたが、本来の奈良、京都というところが大変多いということで、宿泊数も1泊減らし、1泊2日とし、方向も現状、上越、佐渡というような方向を検討しておるところでございます。今日の冒頭、町長から小海町で発生したという報告がございましたけれども、これを受けましても、現状は予定どおり進めていく方向でございます。ただし、これが例えば家族の方ほとんどが陽性だったですとか、違う箇所でクラスターが発生したというような状況が出てまいりますと、それにつきましては、また再度検討というのが今の状況でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	どうします、まだ報告、それぞれやられますか、各施設。いいですか。井出薫君。
10番議員	今、学校関係や保育園の関係のほうでも今準備されているということですが、大まかな話、基本的なところでは、やはりアルコール消毒からマスクと、それからシールドをかけたり体温、それから換気の問題、入場制限を設けた、いわゆるよく言われる3密という対策を講じているという認識を持ったわけでありまして、そういう対応を行政がされているということで、大まかな点では私は間違っていないというふうに思っています。 そこで、実は皆さんに紹介したいのですが、100年前のスペイン風邪、1918年ですか、大正7年から1波、2波、第3波ということで、20年頃まで続いたスペイン風邪でありますけれども、その時代の対応とそっくりだということです。それで、私、ちょっと紹介したいのですが、ネットでもって、長野県立歴史館というのがあるんですが、その中に歴史館ブログとい

うのがありまして、その中で古文書を紹介しているんですけども、100年前のスペインインフルエンザということで、笠井三郎さんという方なんですけれども、この方は南箕輪小の教員であったそうでありまして、この方が書いている文章が紹介されていまして。スペイン風邪は、先ほども申しましたけれども、大正7年3月から始まりまして、アメリカは第一次世界大戦のさなかであって、アメリカのカンザス州で肺炎と猩紅熱の病状を持った兵士が多数報告されたと。戦時ということであり、また病状も治まることからほとんど無視されてきたと。アメリカだけでなく交戦中だった諸外国にも流行していたのですが、自国の疫病流行の事実をどこも公表しなかったと。たまたま中立国だったスペインは、5月から6月にかけての間に国王や大臣を含む約800万人が新インフルエンザ——当時で新ですね——にかかったということを経験して、世界に流行状況が知れ渡ったということだそうです。日本へは、やっぱり4月に台湾へ巡業遠征した大相撲の力士が、台湾から持ち込んだというようなことが書かれており、このインフルエンザが、その夏にはさらに強くなって第2波として猛威を振るうと。それで長野県では、10月23日付で信濃毎日新聞の報道があったそうですけれども、現在の長野商業高校にも力士病という見出しを、当時、信毎は書いたそうです。そんな中で、まだ謎の高熱病ということで「力士病」と呼んでいたということなんですけれども、特に狭い空間に密集し、換気のない製糸工場で大量の感染者が出て、諏訪地方の製糸工場は大きな打撃を受けたと。1918年秋から19年冬にかけて長野県内で62万人の患者、死者は6,000人余りと言われているそうです。こういったことが報告されているんですけども、最後のほうで、当時の政府はマスクの使用、うがい・手洗いの励行、人込みを避けるなどの通告を繰り返していたというふうに報告されています。それで、またもう一つ紹介しますけれども、当時、内務省がいろいろな報告を出しているんですけども、これは昭和20年に出しているということで、このインフルエンザが一定程度収まった時期にまとめ的に出したという資料でありますけれども、やはり第1に電車、工場、劇場、興行、集会など、人が密集する場所を避けること、それから第2にうがい・手洗いの励行、第3にマスクの着用の啓発ということを言っております。そういった意味からしましても、まだそのほかにもいろいろあるんですけども、当時の資料を調べてみると、こういうことで、まさに、私、先ほど言いましたように、現在と言われている取組が同じだと、100年前と、というのが御理解いただけたのではないかというふうに思います。そういった中で、2番としまして、学校や児童館などでマスクのない環境を

	と、私、通告しましたがけれども、今度は今のコロナの話ですけれども、新型コロナウイルス感染症は潜伏期間が長く、また無症状感染者が感染させるという、これまでにない感染症だと。感染者を徹底的に隔離・保護する以外に有効な対策はないと思われる。これは小田垣孝さんといって科学総合研究所の代表の取締役をやっている方で、皆さん、ニュースでも聞いたと思うけれども、8割の外出を抑えると感染が何%減るみたいなことがニュースになったことをご記憶かと思うのですけれども、こういうことを方程式化してテレビでも有名になった先生でありますけれども、この先生が、感染者を徹底的に隔離・保護するには、検査をしてやるしか対策はないと、今度の新型コロナは、というふうに言われています。例えば、学校で生徒や先生、出入りされる皆さんの検査をし、無症状感染者などを保護し、校内に新型コロナ菌を絶対に持ち込まない、こうした取組をしたら、校内でのマスクの必要性は薄くなると。理論的な話ですけれども、町長、どう思われるでしょうか。
町 長	ただいま数件の事例、あるいは反省等々を含めた中で、薫議員さんにはいろいろ御教示願ったわけですが、その検査をすることによって防いでいくということは、確かに私もそうだと思います。ましてや学校や児童というものについては本当に宝ですので、そういうマスクをなくすということについては画期的な御発想ではないかというふうに思うわけですが、先日来、私が個人的なお話としてさせていただいている部分の中におきましても、検査自体は、今おっしゃるように本当に大切であり、必要であるというのは事実でございます。また、我々が本当に当てにするというか頼っておるのが佐久病院グループであります。その中において、関係者にそういった相談も私もずっとしてきたわけですが、現在のPCR検査の実情は非常にクラスターが起きたときにさっと対応したいということで、過度な検査は町のほうとしても避けていただきたいという御返事でございます。したがって、今、薫さんのおっしゃることは大変重要であり、必要なことであろうかと思いますが、そういう機関の中とよく相談した上で、実現という形になればなというふうに思っておりますけれども、手前どもも、その団体に過度な無理は言えないというのが実情でございますので、その辺をちょっと御理解願いたいと思っております。提案とか過去の例をとっても、これは検査のほうは必要になってくるかと思いますが、実情を踏まえた中でということでの返事をさせていただきます。
10番議員	私、先ほど申しましたように、検査を本当にやれば学校内でマスクは必要なくなるということは町長も否定されないというふうに認識しましたけれど

も、いろいろ佐久病院なんかで、いろいろ今の中で、これからさらに大きな発生があったときに、その検査体制を維持しなきゃならんと、受け入れなきゃならんというような事情があるということを経理長のほうから話があったわけでありましてけれども、次の3番へ行きたいと思うんですけれども、私は予防としてのPCR検査ということで、1つ、100年前は顕微鏡などの性能が今ほどよくなくて、ウイルスを見つけることはできない時代だったそうです。スペイン風邪が起きてからウイルスが見つかったのは、それから50年後だということを経理テレビでやっていましたけれども、そんな時代と同じ対応を、経理長が言われているような事情の中で住民の皆さんにお願いしておると。これはある意味、国や政府の施策でも、私はあるというふうに認識しております。国の施策は、いわゆる皆様御存じのとおり、濃厚接触者や感染が強く疑われる方を対象に現在は検査がされている。私は、そのためにウイルスの感染拡大と不安の感染が広がっているというふうに思うんです。

そこで、経理長、やっぱり私は思い切って目標を持って、一度に町じゅう全部なんていうことは当然無理な話ですし、目標をしっかりと持って、例えば学校、例えば児童館、保育園や介護、医療の現場などを計画的に、予防としてのPCR検査を町として始め、住民の皆さんの様々な不安の減少へかじを切るべきではないかというふうに思うんです。それで、今、佐久病院の内々の事情を経理長に言っていただきましたけれども、私もこれまでいろいろな場所で、私的な場所でも経理長にもお願いをしながら、実際に検査するといったら金は幾らかかるだとか、体制はどうだとか、そういうことをぐうっとやっぱり話をさせてきていただいて、経理長としても、それに対応してきていただいたという点では、私、感謝するわけでありましてけれども、実は経理長、予防は治療にまさと、これは皆さん御存じの、佐久病院の若月先生の基本的な考え方です。私はそんな言いたくないけれども、今のような考え方を持って医療機関がもし対応しているというふうなことであれば若月先生は何とおっしゃるか、本当に感じているところであります。それで、いわゆる先ほども言いましたけれども、感染が疑われる方、それから濃厚な皆さんの検査以外のことを行政検査外って言われるんですけれども、経理長、やっぱりテレビでやっていたんですけれども、民間でのPCR検査というのはうんと広がっているんです。それから、これは9月5日の新聞ですか、市立大町総合病院でも、無症状感染者検査受入れへと報道されていますし、さらにドライブスルー方式で唾液の検査をし、やるというようなことや、クイックPCR検査というのが今はもう出てきて、まだ機械が少なく日本じゅう全部というわけ

	にはいかんようでありますけれども、やっぱり最短で1時間で検査ができるというんです。私はやはりこういった点からすれば、やはり佐久病院をもっと励ましてもらい、小海分院でも何とかそういう努力をしていただくということと併せて、私はいよいよ駄目なら、町として民間のそういうPCR検査機関への依頼というんですか、そういったことを一歩踏み出すと。民間といえばちょっと不安なところもあるようではありますが、それは町長特有のやっぱり現場訪問もしてもらったり、そういった機関を、そういうことが分かるような人と一緒に調査をしてもらいながら、まず一歩、どこから小海町がやろうと、そういう行動を私は町長にやっていただきたいということでありましてけれども、いかがでしょうか。
町 長	御意見として承りますが、佐久総合病院の小海分院についても、私、御相談申し上げました。佐久病院の分院とすれば、いわゆる採取はして、ここではできないので医療センターへ送ってということですので、医療センターで受診した場合よりかなり時間がかかるという御返事をいただいております。何とかここにつくれないかと言ったら、近い将来にはちょっと厳しいという御返事でした。ぜひつくってくれという要望はしてあります。私、電話ですけれども、そういった形でお願いを申し上げました。 それから、今回、非常に実態が分かったというか、教訓になったというか、申し上げますが、大阪の検体を調べたということで、私、まことに申し訳ないけれども、本当にかかっているのかどうか、もう一度佐久の保健所でやってくれませんかという話も県のほうへ申し上げたんですが、それはできないということで、諸事情、私には分かりません。しかし、そういう御返事でしたので、時間もどどんたっていくし、それから濃厚接触者と言われる方も数名おったので時間がないというような話もしたんですが、やはり県の方針というものはそういうことのように、役場の中でも、緊急対策会議をどういうタイミングでどう開くかなんていうことまで大変であったというようなことでございます。したがって、このコロナについては、やはり地方の町は弱いなというふうに感じたのは私の実感でございます。そして、今、薫議員さんおっしゃるように町が立ち上がってということには、私はそういう機関を勉強したり、そして関係者との相談の中で実現可能なのかというのは模索するつもりでございますけれども、現場で今これをどうだという返事は、まことに遺憾ではございますけれども、私の口からどうだということとはなかなか申し上げづらい回答で、申し訳ありませんけれども、そういうことです。町を挙げてというものが果たして、私の考えは、必要な方はぜひそ

	ういう方向でやるべきではないかと思えますけれども、医療機関の混乱を避けたり、それから相手の諸事情等々を鑑みまして、そんな方向でやったらどうかということでございますので、大変貴重な御意見として承りたいと思っております。
10番議員	いろいろ町長も最前線で病院や何かとも相談もしたり、広域の中でもそれなりに努力されているという点での意見、発言が今されたと私は思えますけれども、先ほど言いました行政検査外、民間医療機関へのPCR検査というような、こういったことを模索していくというふうに私はとったんですけれども、そこいら辺はそういうふうに理解していいのかどうかという点だけ確認しておきたいと思えます。
町 長	冒頭より申し上げておりますとおり、町民の皆様、安心・安全な町でなければならぬというのは基本でございますので、模索するという中では、私は私なりにやりたいと思っております。
10番議員	ネットなんかで調べたって、民間のいわゆる個人医療機関といいますか、そういった皆さんがやっぱりコロナによって仕事がなくなっているということで、頑張ってコロナの検査ができる、そういうのを自ら準備をして、そちらにかじを切っているという医療機関が増えているわけです。それから佐久病院だって医療センターだって、コロナの影響でほかの医療が少なくなっているという部分は私は否めない部分があると思えますけれども、やはり個人医療機関でもそういった部分が増えてきているということでありますから、町長、本当に、例えば学校だけは子供たちや家族や先生、こういった皆さんをしっかり検査して、子供たちが何せ安心して学校で勉強できるというような環境を、そうでなくとも国のあれによって学校は長く休みをさせられたわけであって、子供たちを取り巻く環境というものにはいろいろな問題があるという点からすれば、私は少なくともまずはそこいら辺くらいは何とか第一歩、できるようなことを努力をしていただきたいということをお願いしたいと思えます。 それで、次に4番として、PCR検査の補助事業で妊産婦や高齢者など、希望する人たちにPCR検査のできる環境をとということで通告しましたけれども、いわゆるPCR検査を今より広くすることを、今、国は認めたんだよね、やってもいいと。これに対して、東京都や東京の世田谷、東京都の中でもかなり、幾つかの区が自分たちの懷で仕事を始めた。そういう中で、先ほどもありましたけれども、南牧村でも、県外から帰省時にPCR検査をする、こういう方に補助を出すということをされたようでありますけれども、

	京都などでも自治体独自の補助事業が始まっているということであり、実は京都の関係の資料要求を私しておきましたので、ちょっと説明をしていただければというふうに思います。
町民課長	資料つづりの1ページから資料を申し上げてありますので、御説明を申し上げます。1ページの右側に、概要ということでございます。対象者は京都府内（京都市を除く）に居住するおおむね38週の妊婦の方、対象の期間は令和2年4月から令和3年3月いっぱい。補助対象は、出産前に新型コロナの有無を確認するためのPCR検査に係る費用、上限が2万円と。検査方法につきましては、唾液等を用いたPCRの検査、簡易キットによる抗原検査は、精度等の点に課題があることから補助の対象外ということだそうです。留意事項としまして、1つ目に書いてありますけれども、妊婦の方に対して、その不安を解消するために、自由診療で検査する場合のみを補助の対象としますと。3つ目のところには、健康保険が適用となる新型コロナウイルスのPCR検査についても事業の対象とはなりませんということです。2ページの左側にありますけれども、本事業は1回の妊娠につき1回のみ補助の対象、括弧書きであります。濃厚接触者等、行政検査は除くと。補助金申請の流れとしましては、妊婦の方から交付申請を各医療機関に行って、医療機関から補助金の代理申請という形で府のほうへ行くと。提出書類が真ん中にありますけれども、交付申請書と本人の住所確認ができるものということです。京都についてはそういうことなんですけれども、3ページ以降については、長野県のほうで、やはり不安な妊婦の方への検査ということで、不安解消のために検査を希望する方を対象に実施する事業ができたということでございます。内容については御覧いただければいいかと思います。4ページにつきましては、検査の取扱いということで注意書きがございまして、右のほうのページには、検査を受ける場合のメリット・デメリットということが書いてございます。5ページにつきましては、検査の説明書ということで出されておまして、内容については4ページとほぼ同様という制度になっております。資料説明は以上でございます。
10番議員	私、まず最初に、この長野県の制度ができてどうなっているのかということがちょっと分からなくて資料をつけていただいたんですけれども、補助がどの程度というようなことが見えないんですけれども、そういった関係はどうなっているかというところが分かるようでしたら教えていただければと思います。それで、ただいま京都の関係を資料としてお願いしたんですけれども、実は10日ぐらい前になりますか、もう少し前ですか、テレビの報道で、

	京都の産婦人科で、職員が250人ぐらいいる産婦人科病院だそうでありますけれども、その病院の取組をテレビがやっぱり報道したんです。それで、私は京都かと思っていろいろネットでも調べてみたんですけれども、やはりその病院の取組として、病院の中に絶対にコロナ菌を持ち込まないというのをいち早く決めて、病院として、やっぱりそういう検査機器をしっかりとそろえ、職員はもちろん出入り業者、それから妊婦さん、こういった皆さんの検査を病院でやったと、そういうことをいち早く決めてやったというようなニュースがされて、私は京都の関係をちょっと調べてみたんですけれども、こういったことで資料もお願いしました。 それで、やはり先ほどから言いますように、地方自治体でこういうPCR検査をもっとやるべきだというような、そういったことを、やっぱり私は小海町からも声を上げていただきたいと。それで、この中にも書いてはいたんですけれども、私、こうやって町内を歩いて、そんな一気に大きくやれなんていうことは無理だけれども、少なくともやってもらいたいという人たちくらいには、町としても補助事業をつくってできるような体制ができないかなということ、やはり多くの町民に言われたわけです。それで、この頃よくテレビでも言われているとおり、今はコロナと熱中症と言っていますけれども、今度は冬になればコロナとインフルエンザというような話に私はなってくると思うんです。だから、そういうときに、妊婦さんも書きましたけれども、町民の皆さんの中で、ぜひ心配で心配でという皆さんくらいは少なくともできるような、そういう補助事業を町としても考える必要があるのではないかと。私は南牧のこの政策なんかも、お盆で帰れなかったとか、いろいろそういうことがニュースされましたけれども、そういう声をいち早く受けて、こういった施策を設けたという点では私は高く評価したいと思いますし、町としても、何かやはりそういった施策を講じていただきたいということ、これを改めてお願いしたいわけでありますけれども、いかがでしょうか。
町 長	先ほど来、いろんな例を出してもらってありがたく思いますが、世田谷、南牧の喫緊の発表についても、これは非常に賛否あるわけですし、賛のほうをやはり多く認めなきゃいけないと私は思っております。また、小海町で希望する方の受診ということでありますけれども、私も自分で体験した例なんです、なかなか私が検査をしてくれと言っても、それが通る問題じゃないことが分かっております。したがって保健所が認める、いわゆる保健所改革の辺からやらないと、この健常者、あるいは不安にある方を検査するというのは非常に高いハードルがあるわけですが、ただいま民間というような

	話もありました。教育の関係で言いますと、教育長からの報告で、北相木村は民間にお願いしたというような経過があると思います。それは、都会から東京を中心にこちらへ山村留学ということで来られるお子さんたちを調べてくれということだったと思いますけれども、それは検査する理由になる1つでございます。そういったものを一つ一つクリアしていかなければ、町民の皆さんを、希望があるからといって検査できるというようにはならないと思いますけれども、町とすれば、やはりそういう不安を抱かせるということは、これは非常にまずいことです。国にはちょっとどうかと思いますけれども、最低、県レベルの交渉、あるいは相談はしていきたいと思っております。
10番議員	先ほど来言っていますように、やはり民間での検査というのはかなり幅広くできるようになっています。ですから、やはり希望する部分、そうしたり、町がこういった部分はというようなものを見いだしていただきながら、町としての補助事業をまずつくっていき、地方からPCR検査の必要性というものを上げていくということは、私は非常に重要なことだというふうに思っています。 そういった中で、私は5番目として、国や県に対してのPCR検査拡充の要求をということで先ほど来言っていますけれども、この間、政府の新型コロナウイルス対策本部が、感染流行地域や医療高齢者施設などで幅広いPCR検査等の実施を都道府県に要請すると、大臣がそういうことを言われているわけでありまして、長野県からは何らかの指導とか要請はないのかと、あったのかと、もしあったとすればどのような指導があったのかという点をまず教えていただければと思いますけれども。
町民課長	現在のところは県からそういう指導といいますか、話は町のほうには届いてはおりません。
10番議員	先ほど、やはり自治体独自の検査拡充の取組が始まったと言ったんですけれども、改めてやっぱり問題は、これらの取組が全て自治体が自前で予算をつけなければ実施できないというところにあるわけです。それで、都会なんかへ行くと、もう何十億という予算を、世田谷区あたりでもつけているわけでありまして、そういう事情があると。都道府県にぜひ要請するだけでなく、国が都道府県にぜひやってくれというふうに要請しているんですけれども、そういうことでなくて、政府としてやっぱり全面的な財政措置を取るよう、私は求めていくべきだと思うんです。幸いにも安倍総理が辞められるということで自民党総裁選が今あるわけでありまして、この3候補とも検査

	の拡充ということは言っているんです。だけれども、金を出すということは言っていないわけです。やはりここに、今、安倍政治から次の総理になろうという人たちのコロナウイルス対策への姿勢が私は出ていると思うんです。そういうことでいいとは、町長ももちろん思っていないと思いますけれども、ぜひ、やはり地方自治体に、国がコロナの検査で全面的な財政措置というものを取るようにということをしっかりと求めていっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
町 長	先日より薫議員とは、いろんな場所での話をしているわけですが、現在のところ、民間を含めた中で1名の検査代が2万円から4万円というような中で推移しているということで、全員検査すれば幾らということは分かるわけですが、その前に、この14日に日本の舵取りをするリーダーが決まるわけですが、やはり三者とも、そのPCRの検査は必要であるということをやっています。これは私も、そういう立場として見させていただいた場合にうたっています。したがって、必要であるということは国も認めているわけですから、それなりの措置というようなものを求めるのは国民として当然だと思います。そういう中で、財政危機であることはもう慢性的になっておるわけですが、これをうまく何とかできないかというような要望のことは、議員さんも御承知のとおり私も長々と1票を持っているわけですが、今回は入れられないというような立場でもございますし、それは引き続き要望はしていくつもりでございます。また、この町においても、先ほど来議論しておりますけれども、必要なものはやるというような形なんですけれども、とにかく私も思います。検査機関がもう少し充実してくれないことには腰は切れないというのが実情でございますので、いろいろなものを模索しながら、そして今日の御意見を貴重な意見として賜ります。以上です。
10番議員	私はこの間、コロナ感染対策ということで、町民の皆さんの不安を、町として積極的に何らかの対策を講じながら減少させていくということを、町として、まず第一歩はできないかということでお願いをしてまいりました。議論もしてまいりました。そういう中で、町長は、やはり検査機関そのものが非常に弱体だと、もう少し充実しなければならないということを言われたわけでありまして、私はやはり、まさにそれがこれまでの安倍政治の結果だというふうに思います。ぜひ新リーダーが、言われるようなことが、地方自治体に向けても、やはりそういった努力ができるような環境づくりをやってくれるような方がトップになっていただければ結構でありますけれども、私から言わせればわずかな望みというふうに思います。そういった意味で、

	町ができること、町がやらなければならないこと、こういった観点から、この場に座っておられる町の幹部の皆さんの中で真剣的な御議論をいただいて、町はこういう方向で始めたかと言われるような結果がぜひ町民の目にも映るように、その努力を強く要望いたしまして、私の一般質問は終わりにしたいと思います。
議 長	以上で、第10番 井出薫議員の質問を終わります。 ここで、1時まで休憩といたします。(ときに11時47分)
<u>第7番 篠原 伸男 議員</u>	
議 長	再開いたします。(ときに13時00分) 次に、第7番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。
7 番議員	7番 篠原伸男です。新型コロナのパンデミック、異常気象による災害等々、小海町も知らない間に、いつの間にか巻き込まれてしまうような昨今の状況の中、町政の推進が大変いろいろの面で難しいんじゃないかと思いますが、ぜひ町民ファーストの信念の下に町政を進められることを望むものでございます。 それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。まず初めに、黒澤町長の組織管理についてお尋ねいたします。町長は、小海町役場という組織の統制、統率をどのようなお考えの下でなさっているのか、お尋ねいたします。
町 長	小海町だけでなく、他町村組織は全て同じ、長を頭につくられていると思います。そういった中で、この組織はある面では縦割り、そしてある面では職員全員が、これはアイデアマンでなければ発展はないわけでありまして、私はその一つ一つを探るべく職員との対話をまず行いました。そうした中で見えてくるのは、若い皆さんも非常によい考えを持っている方が多いということを実感した次第でございます。そして、各課、課長、係長、そして一般の職員という形になろうかと思いますが、そういった縦の流れをですね、これをスムーズにしていくということがこの町の発展につながるのではないかと思います。また、私を中心に、課長等々のマネジメントがこの町の将来を左右するものだと思っております。そして、この組織管理ということが今後とも非常に重要なものになっていくというのは、私は痛感しているところでございます。どんなに優秀な長が就こうが、一人では行政はできないと思っております。そういった中で、やはりこの組織の意思の疎通、そして

	やっぱりそれぞれの立場を分かり合えるというようなものを重視しながら進めてきておりますけれども、近年におきまして、災害、そしてこのコロナ禍というような中で、それが一層強固なものに求められているというふうに感じております。組織管理におきましては、やはり我々一人一人が自覚を持ち、そしてこの町のために動くんだという基本的な考えがなければ駄目です。そうしたものを共有するために、年に一度ですが、個人面談等を行い、意思の疎通を図っているところでございます。以上です。
7 番議員	確かに、町長おっしゃるとおり、町長、トップではありますけれども、独りでなせるわざというものは、やはり一つ一つ限界があるかと思います。そのためには、組織をいかに活用して、有効に、そしてまた、先ほど町長も申されましたように、流れをスムーズに持って行って、縦横の連携を取るかということは、大変私は必要でありますし、そのためにはやっぱりこの小海町を担っていくのは、町長の指示の下、担っていくのは職員であります。そういった中で、職員の研修というものは大変大切ではないかと私は思います。小海町にも小海町職員の研修に関する規程というのがあることはご存じのとおりでございます。その第3条で、新規採用職員研修、在職者研修、監督者研修が規定されてあります。ほかにあと5つほど、特別研修等が含まれておりますが、今回は具体的な3つの例を挙げて、議論をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。新規採用職員には、服務規律や実務に必要な基礎的知識を、そして在職者に対しては、公務員倫理や高度な知識等の研修をし、公務員としての自覚、職務執行上の応用能力の養成が期待されておるところでございます。さらに、係長以上の職員に対しては、監督者としての必要な知識の研修を義務づけております。昨年度も100万円ほど研修費で、決算見れば支出されてるわけでございますが、私には、この職員研修に規定されてる内容が100%なされているのか、甚だ疑問を持っておるところでございます。地域おこし協力隊の補助金が一昨年だか予算化されましたときにも、その補助要綱がなく、私が指摘して、そのときのたしか定例会中に定められた経過があります。最近では、法規審査委員会を開かずに、条例を議会に上程されたり、その決裁が法規審査委員会の規定に明らかに反しているのに、町長以下決裁をしている。最近では、NPO法人の問題があります。組織には、私は不祥事を未然に防ぎ、管理監督を行う仕組み全体を指すガバナンスがあると思います。そのガバナンスの強化というのは、その都度その都度私はやっていかなければならないと思っておるところでございます。そういったことによって、職員の研修、そして職員を、先ほども申

	し上げましたが、職員には公務員としての倫理と、そして公務員としての知識というものが要求されているわけございまして、ここ1年の中で見ておりますと、ややもすると首を傾げざるを得ないようなケースでなされているケースが多々見受けられるんでありまして、町長、その辺のところ、その都度のガバナンスというものについてどのようにお考えか、お尋ねいたします。
町 長	今の篠原議員のガバナンスということでございますけれども、やはり物事を発案して、ゴールまで行くには、それぞれの経過措置がございます。その一つ一つで認めることを認める、駄目なことは却下するという行為がございますけれども、先ほどございました一度法規審査委員会をしないでということはそのとおりでございます、そのときにはおわびを申したわけですが、その後、そういったことは一切ないと私は思っております。また、やはり先ほど申し上げましたが、職員は一番の町のアイデアマンでなければならないということで、今決められていることはもちろんやらなきゃならない、安全・安心のまちづくりのために、それをするのは当たり前でございますけれども、さらに次の向上を目指すために、アイデアを出して、そしてそれを町民の皆様のために遂行していくということが基本でございます。その中で、私はその都度、書類、いろんなものに目を通してはいるわけですが、私の能力の及ぶ限りそれはやっておるつもりでありますけれども、人間誰しもそう全てが完璧ということは、私自身も言えないわけですが、そういった形の努力を最大限にしてやっていることは確かでございます。いずれにいたしましても、日本の国には法律というものがございまして、そういうものを遵守しながら、その施策に合っているかどうかというものを見極めていくのは私の仕事の一つと思っておりますので、そのようなことで進めてまいっております。
7 番議員	先ほど私も申し上げましたし、それから町長もおっしゃっておりますけれども、確かに組織というものは独りでどうのこうのできるのではなくて、町長不在のときもあろうし、それからまた、関わりができなかったりすることもある。そのために、私は体制というものがあるんじゃないかなと思うんですよ。そのために、職員の皆さんが仕事をしやすいように、こういう公務の世界ではよそよりも厳しく、そういうものが規範として確立されておまして、それらの下の体制づくりをして私は公務というものが進められることが、町民に対する公平無私の行政が執行できるものだと思っております。組織には、今、先ほど町長も職員が働きやすいように、縦横スムーズにと言

	ますけれども、しかし、そこにもう一つ、チェックするというものの機能がなければ、ガバナンスは成り立たないと思うんです。組織には、そして必ず指示、命令、監督が確立していなければ、組織というものは維持できません。町民との信頼関係を築いていくためにも、小海町のガバナンス体制を構築し、強化していくことは重要な私は取組だと思っております。ガバナンスが利いていなければ、組織内の監視体制が行き渡らず、不祥事が生じるでしょうし、町民の役場に対する信用も失うかもしれません。先ほど申し上げましたような例などによって、私は現にいささか町政に対しては不信感を抱いていることもあります。組織の意思決定をする場合、担当者は決裁権者に必ず稟議して、決裁権者の承認を得て、組織の総意を決定して物事を進めていくものだと思っております。担当者も上司の決裁によって、指示、命令、監督を受けて、事業を安心して、自信を持って私は進めることができるんだと思っております。小海町の職員の研修に関する規程は、研修の種類や科目を定めております。つまり、職員の資質を向上させるための基本が定められております。もちろん、時代は変わりますから、その時のニーズに応える研修も当然必要でありますけれども、職員研修は、規定にのっとった職員研修を実施するお考えはいかがでしょうか。事務のトップとしての総務課長にお尋ねいたします。
総務課長	お疲れさまでございます。ただいまのご質問でございますけれども、規定にのっとった研修につきましては、先ほど篠原議員おっしゃったように、初任者研修、それから中級者、それから管理職研修ということで、県主催の研修は毎年行っております。全員が参加するわけではございませんけれども、その時々、年齢に合った者を研修に派遣をしているということでございます。以上です。
7 番議員	県のほうの主催、あるいは広域でという研修会があって、その都度その都度、当然該当する職員というのは派遣されまして、研修に参加し、その資質を高めてきているところだと思います。しかし、それでは一般的過ぎるんですよ。小海町が小海町としてやっていくためには、やはり小海町独自の研修というもの、確かに昨年も10回ほどでしたか、それぞれ著名な方を呼んで、何とか独自性を出そうということでやっていく、それも確かに一理あるし、また、そのとおりだと思います。しかし、もっと根本的に大切なのは、私は、町でももっと公務員としてのレベルに応じた研修というものをまめにやるべきではないかなと思います。こう私見させて、私も今2期目の議員を務めさせていただいておりますけれども、定例会のたんに訂正とか差し替えと

	かというようなことが出てくるということは、明らかにこれは根本的なところに何か原因があるのではないかなと思っております。それには、先ほど私申しましたが、組織というものは必ず指示、命令、監督ということでありまして、一職員のものではなくて、その上の者の務める役割が大きいと思うんです。必ず職員が好きにできるものではなく、必ず決裁を取ってやるということは、決裁権者はそれなりのものを全部チェックしているかということでもありますから、ぜひ、今日ここに、本会議に参加している皆さんは、それぞれ管理職としての立場でありますので、その辺は、私はもう少し監督というものをしていく必要があるのではないかなと強く感じているところでございます。コンプライアンスということが叫ばれて久しいでございます。民間企業では、コンプライアンスを破れば、これでもうアウトであります。もちろん、公務の世界でもそうでありますし、法治国家においては、法令遵守は当然のことですし、そのコンプライアンスを維持するための管理体制が私はガバナンスだと思っておりますし、常にガバナンスを念頭にした町政を進めていただきたいであります。それが一般的な県とか広域の主催ではなくて、小海町独自の研修によって築き上げていかなければならないものではないかと私は思っております。「不易流行」という言葉があります。不易というのは、いつまでも変化しない、本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものをも取り入れていくことと私は理解しております。町政を進めていく上で、変わらないものは町民の福祉向上に対する行政の姿勢でありますし、そして時代の変化のご利益をしっかりとつかんで、町民のための町政を実行していただくということが、私は小海町役場の皆さんに与えられた使命だと思っておりますので、ぜひ、これからはもう少し見直ししていただきまして、その辺のところに力を入れていただきたいというように要望しておきます。 次に、小海町チャレンジ事業についてお尋ねいたします。この事業の成果、それから評価をどのようになさっているか、お尋ねいたします。
総務課長	お答え申し上げます。この事業につきましては、令和元年度の初めての取組でございますけれども、15件の事業がございました。細かく言いますと、地域の活性化やにぎわいの創出につながる事業が8件、ダブっておりますので、1件につき2つの事業区分に分けておりますけれども、地域の魅力を発掘し内外へ発信する事業が11件、地域資源を活用した創意工夫に富んだ事業が6件、それから波及効果や発展性が期待される事業が2件、団体等の自立促進が期待される事業が3件というようなことで、これ全部足すと30件ということに

	なるんですが、1件につき2つの事業区分に割り振っておりますので、そういった形になります。感想としましては、もうちょっと積極的に皆さんたくさんの方が取り組んでいただけるのかなというふうに思っていたわけですが、予算額1,000万に対してほぼ半分ほどということで、ちょっと少なかったかなと。もうちょっと、私たちの啓発活動も足りなかったかなというような感じはしております。ただ、やりたいという皆さんにとっては、この事業は画期的な事業であったというふうに評価はしているところでございます。今後も、なるべく皆さんに広報しながら、積極的な取組をお願いしていきたいというふうに考えております。以上です。
7 番議員	私、成果とか評価とかいうことにつきましては、確かに1,000万の予算に対して半額ほどですが、これはみんなが参加することになれば一番いいわけです。しかし、この出されてきたものの実績報告の中に皆さん方から見て、これは将来の小海町にとってどうだろうというような観点で、小海町のまちづくりの中に役立つようなものがあつたかどうか、そういう成果、評価をお尋ねしたつもりでございましたが、ちょっと違った感じもしないわけではありません。小海町チャレンジ支援金交付要綱第10条の実績報告では、特産品開発等に当たってその成果品が上げられているが、どのようなものが成果品としてありましたでしょうか。この規則の中で読みますと、書類等を提出するようになっておりまして、その中の(5)に「特産品開発等にあつては、その成果品」というものが載っているわけですが、具体的にこういうものがというような成果品がありましたらご説明願いたいと思います。
総務課長	特産品につきましては、令和元年度の事業の中では、皆さんもご存じのとおり、今年、商工会の青年部の若い皆さんと役場の若い職員が協働でふれあい清流橋の上でビアガーデンをやりましたけれども、その折に小海町独自のクラフトビールということで、シソビールというのを開発しまして、それにつきましては比較的評判もよく、リエックスさんですとか八峰の湯のほうでもその販売をしたということで、特産品につきましては今回はこの1件ということでございます。
7 番議員	去年、トータル的には15件、いろいろありましたが、重なったということでありまして、支援金を頂戴したのが15件ということでございますが、そういった申請者の中に、昨年度に続き今年も、この事業は3年間支援金を受けることができるわけでありまして、同じことで今年もまたその内容で、昨年に続いて同じ事業をするので信用していただきたいというような件数がありましたでしょうか。

総務課長	内容は申し上げられませんが、2件、昨年に引き続きというものがございます。以上です。
7 番議員	2件あったということは、私は大変、極めていいことだと思うんですね。こういったことは金額がちょっとずつ減ってきますけれども、大事にしていかなければならないものだというように思っているところでございます。そして、成果品も幾つか出てきたとこでありまして、この支援金の事業というのは、要綱の趣旨で、「協働のまちづくりの担い手となる町民を支援するため、町の活性化に自主的かつ主体的に取り組む発想豊かで発展性のある取組に要する経費に対し」、支援金を交付するとうたっております。先ほど成果品についてお尋ねしましたが、これらのものについて発展性があると、町の皆さんはお考えでございましょうか。そして、もし発展性があるとするならば、こういった成果品につきまして、今後どのような形でこれらを活用していくのか、お考えをお尋ねいたします。
総務課長	初年度ということで、採択基準につきましては、やる気のあるところを評価をいたしまして採択した部分がございます。全てが全て発展性のある事業であったかということ、そうではないというものもございます。1年限りで終わってしまうものもございましたけれども、事業初年度ということで、町民の皆さんのやりたいという気持ちを優先させていただいたということでございます。発展性のある事業があるかということでございますけれども、幾つかはあるというふうに考えております。それにつきましては、やはりこれからは支援を惜しまないつもりでいるんですが、例えば先ほどのビールの関係でございまして、これは私、最近、クラフトビールというのは日本全国あっちこっちではやってきていまして、いち早い取組だなというふうに感じております。この取組が続いていって、小海独自のビールの開発というものがいけるんじゃないかなというふうにもものすごく期待はしていたところなんです、やはりコロナの騒ぎが出まして、ビアガーデンもできなくなってしまった。それから、小海の唯一の観光地でありますリエックスですとか、松原高原の八峰の湯、こちらのほうもお客さんが少なくなってしましまして、やはりクラフトビールというのは賞味期限が短くて、作ったら即消費しなきゃならないというようなこともありまして、今回、そのビールの製作委員会の皆さんは製作を見送っているというようなことで、ただ、この騒ぎが落ち着けば、またこういった活動やっていただけるというふうに期待をしているところでございます。それから、いろいろと直売所等を使って活動している食のいろいろの皆さん、この皆さんにつきましても、いろいろと開発を

	していきたい、それから伝統食を守っていきたいというようなことで活動されておりますので、こういった皆さんの将来性もやはりあるのではないかと。それから、今年1件、民間の加工業者の方が、やはり小海の特産品である鞍掛豆を使った何か商品を開発したいというふうにおっしゃっている方もおります。こういった活動は大変、小海にとってもぜひやっていただきたい活動ですので、何とかバックアップのほうをしていきたいというふうを考えております。以上です。
7 番議員	全部が全部うまくいけば、小海町ももうちょっと、違った意味で活躍していたかもしれませんけれども、これはこれでまた、全てがなんていうことは何事においても無理なことでありまして、こういうやる気のある人たちに対して、私は行政は惜しみない、やっぱり協力はすべきだと思います。そして、こういうものは試行錯誤を繰り返し繰り返しすることによって、初めて1つ、2つできるかというのが私は特産品だと思います。今もこのクラフトビール、コロナというようなことでありますけれども、ただ、こういうものの開発、やっていきたいというものにあって、皆さん方も1年のときに申請し、それで、実績を見てやった場合に、もうちょっと私は積極的にコラボ、協働して特産品というものを開発するのに、町が別途の予算取っておいて、強く関わってもいいんじゃないかなと。これから、中部横断自動車道ができたりしていったら、インターがそれたりしますと、多分この141号線の通行する量もかなり減ってくると思います。そういうときに、小海町にはこういうものがあるということ、小海町だけに限らず、これ南北相木交えたって私は良いと思うんですけれども、そういったものに関してもっと、とにかくやった場合には、議会の議決、予算の議決ということが必要でありますけれども、担当として総務課長、どうですか、腹据えてどんと構えてやるという気はありますですか。
総務課長	力強い応援の演説だというふうに受け取りたいと思いますけれども、おっしゃるとおり、いけるぞというものに関しては、今、チャレンジ支援金は総務課の仕事でやっておりますけれども、やはり特産品開発ということになりますと、産業部門で真剣に取り組む必要があると思いますので、今、議員おっしゃったように、ある程度形になってきたものについてはそちらへ移管して、町が全面的にバックアップをして、本当に小海の特産品だと言えるものを作っていければというふうに思います。以上です。
7 番議員	ちょっとこれから申し上げること、重なる、ダブるかもしれませんがね、この予算で1,000万から組んであります事業、この事業がただ町民の

	皆さんが単に事業をやって出すだけの補助金的なものであるというものだったら、私はいかがなものかなと首をかしげざるを得ないわけであります。今、町でも交流人口の拡大を目指しております。交流人口の拡大は、結局のところ、新しい人も来るけれども、リピーターをいかに確保するかということが私は大きなポイントではないかなと思っております。そのためには、小海町には小海町の特産品、小海町にしかないものというものを作り上げていかなければならないというふうに感じておるところでございます。小海町にしかないものということで、ハードのものは、これは町が主体でやらなければ、なかなか難しいと思いますけれども、ソフトのものはまさに町民の皆さんとコラボして、町がバックアップを、力強くバックアップをしてやっていくことによりまして、担当する方たちも私はやる気が起きてくるんじゃないかなと思っております。そういった意味から考えて、このチャレンジ支援事業の1,000万というものは決して高いものではなく、有効に活用していただきたいと思っておりますが、もうちょっとそれから先に突っ込んで、ある程度こういう事業というものをやっている以上は、こういうものが出てきたときに、組織として体制というものをある程度打ち立てておいて、臨機に対応できるような仕組みというものも考えていかないと、後手後手と、それから民間でやりたいという意欲を持った人が、「何だ、あんまり町は乗り気がないのかな」というようなことで、気後れしてしまうケースも私は出てくるんじゃないかなと思うんです。転ばぬ先のつえではないですけども、ある程度こういう特産品の開発というものは、無駄もあるかもしれませんが、そういうものに先んじて、組織とか方法というものを、せっかく渉外戦略係というものもできたわけですから、取り組んでいくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
総務課長	おっしゃるとおりでございます。まだ始まったばかりの事業でして、そういった体制がしっかりとできていないということは否定できないわけですが、今後、議員おっしゃったような形で、渉外戦略係中心にバックアップ体制を取って、なるべくやり始めたことが続くような形で考えていければと思います。以上です。
7 番議員	確かに、昨年から始めて2年目ということで、まだよちよち歩きの段階かもしれませんが、昔からの言葉に「鉄は熱いうちに打て」ということがありますように、私はその辺のところは先を見据えた形で、積極的に取り組んでいていただきたい。この小海町も信州、田舎であります。田舎で風光明媚なんていうのはどこ行ったってあることであります。水がきれいだ、空気が

	きれいだというのは、田舎へ行けば当然でありますし、そこに手を加えた人工品の特産品とか、そういったものが新たに加わることによって、私はあしたの小海町が出てくるのではないかなということでもありますので、ぜひその辺は、新しい係の出た下の中で、新しい観点に立って進めて、明るいまちづくりに努めていただきたいと思います。以上で私の一般質問は終わります。
議 長	以上で第7番 篠原伸男議員の質問を終わります。
<u>第 1 1 番 新津 孝徳 議員</u>	
議 長	次に、第11番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。
11番議員	第11番 新津孝徳です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。コロナ騒ぎに翻弄されている現在、町民の誰が、いつ、陽性となっても不自然でない状況の今、町長はじめ職員、議員はもとより、町民とともに一丸となって感染予防に努めている中、ついに今月4日の夕方に、小海町でも感染者が出てしまいました。心してはいても、いよいよ来てしまったかとの思いであります。これから秋、冬を迎え、インフルエンザの季節となります。ますます国民は不安を増大しての闘いとなるでしょう。一層気を引き締めての長期にわたる日常生活になる様相であります。幸いにもこの辺は密集地ではありません。お互いに最大の注意を払うことで、何とか感染から逃れたいものです。少し前のことですが、京都大学大学院の藤井聡先生も「東京一極集中緩和こそ最大の感染対策だ」と言っております。9月1日の信毎でも、「長野県も、県内に本社機能に移転した企業に対する助成金を来年の4月以降拡充する方針を示した。新型コロナウイルス感染拡大などの影響で地方移転を検討する企業が増える可能性に対応、助成対象も広げる」とありました。コロナで仕事を失った人は5万人を超え、さらに増えそうであります。こういった人たちがまるで畑違いの農家でアルバイトをしているといった記事も少なくなく、労働者の働き方にも変化が見えています。 質問に入らせていただきますが、最初に、Uターンして農業に従事する若者にも支援をしたらどうかであります。質問の要旨に出しましたが、Iターン・Jターンの農業従事者には就農支援金といった国の支援制度がありますが、Uターン者にはこれがない。コロナ禍により、国レベルでも県でも、先ほど述べたように考え方が変わってきている。ふだんの働き方改革とは違うと思っています。ここはチャンスと捉え、町でも受入れの準備をすべきだと思います。中山間地域で過疎の小海町であります。今までも人口減対策や多

	子世帯への助成、学生への奨学金等々の助成などの施策を行っています。どちらかという、将来への投資であり、こういった皆さんが町に戻ってくる保証はありません。しかし、Uターン者は私は違うと思います。現に家族で帰ってくれば、人口は増え、子供の数も多くなります。若い人が増えます。即いろんな施策の実績となるのです。でも、Uターンにもいろいろなケースがあります。本人のふるさとで働きたいと思う気持ち、両親、家族の健康不安への対処、自分の子供の健康等様々であります。しかし、Uターンを思う気持ちはあるが、一番心配になるのが、今までの収入が小海町に戻ってあるかとの思いだと思います。私は元来、何でも助成しろ、助成しろという考え方は好きではありません。全てに自己責任があるからです。でも、今はこのコロナ禍、これしかないくらいに思っています。町長の答弁を聞く前に、資料請求をしてありますので、現在の農業の在り方、それと新規就農の現状を産業建設課長に伺いたいと思います。
産業建設課長	それでは、資料のつづりの6ページをお願いいたします。初めに、その資料について説明させていただきます。 一番上にありますのは農家数の推移ということで、農林業センサス、これが5年に1回行われるということで、22年、27年の数字が載っています。農家数については、やはりおっしゃられるとおり、だんだん減っているということでございます。また、農家を業とする販売農家、この数もやはり減っている。一番右は、経営の面積についてもやはり減っているということで、このような傾向にあることが、人口減少とともに訪れているということでございます。新規就農者数が次の表の中にあります。平成28年度から、これにつきましては国が制度を設けております、一番下にあります新規就農者への助成制度、こういった方々を含むものでございます。28年に2人、29年1名ずつ、30、令和元年も1名、そして令和2年が2名ということでございます。そして、次の表でございます。農業次世代人材投資事業補助金ということで、これは国の制度の該当者が小海にどれくらいいるかということなんですけれども、これについて平成28年から30年まで4名、そして元年に1名、令和2年に2名ということでございます。下の注にありますとおり、28年から令和2年で補助金の対象になった実人数ということでして、こちらのほうが下の説明、制度の説明にありますとおり、150万円の、年間ですね。150万円の補助金を受けられるということです。準備型といいますのは、それは研修等の、農業に就農する前の研修でございます。これが2年間、最長で該当になる。そして、経営開始、農業を始めてから5年間該当になるというものでして、上の表の

	数字が多い感じが受けると思いますけれども、これについては5年間、小海の場合は5年間受けている方がいるということで、その年度ごと新しく就農したということではございません。ダブっている方がおられるということでございます。それから、新規就農者の制度、県の関係ですけれども、各種相談会ですとか、今、農業大学校等による研修の実施ということで、農業大学校で様々な、短期ですとか長期研修を実施しております。新規の就農者にあっても、ものすごく幅があるというのは、その意思、就農の気持ちに対する意識の差というのがありまして、ほかの仕事を辞めたから、じゃ農業でもという、比較的軽い気持ちの方から、もう農家へ1回入って研修をやったことがある、実際にやったことがある、そういう方々まで、幅広く存在いたします。そういった中で、やはりそれを業にするということの厳しさ、そういう部分もやはり研修の中では覚えていただかなければならない、そういうようなつもりで県の研修はあります。下に町の部分も掲載されております。雇用・定住促進、これは農業者に限ったものではなく、商工費に計上されているものですが、この中に農業者も含められますので、年間12万円で最長5年ということで、この補助制度をしております。補助制度については以上でございます。
11番議員	私は今、Uターン者には補助金がないと言いましたけども、この親元就農者支援助成事業というのは、これはUターン者にも適用ということでしょうか。
産業建設課長	親元就農支援助成事業というのがあります。これは、国とか県とかとはまた別の団体なんですけれども、長野県農業担い手育成基金というところの事業で用意はしてあります。ただ、こちらのほうが、希望すれば確実に受けられるというものとまた異なりまして、こういう団体なものですから、年間に受けられる、予算の制限というのがあって、何名ということもあります。それから、ほかにも条件というのがあるわけですが、その条件、親元就農制度の条件、これについては、対象者の親が認定農業者であること、ある程度の規模を持って行っているもので、これからも拡大していく計画を持っている方ということです。それから、人・農地プランといいまして、地域の農業関係の計画、これに中心経営体というんですかね、中心経営体といいますけれども、その地域の農業を引っ張っていってくれるようなそういう事業者であること、というようなことが申請の段階で判断されます。以上です。
11番議員	はい、ありがとうございました。ただいま課長から説明をいただいたわけですが、これ28年から令和2年まで、対象5人ということですが、

	この人たちの実績が今どうかというのはちょっと分からないんですけども、この状況を踏まえまして、私が今お願いしてまいっておりますUターン者へのこの助成ということ、これ全国数多くの自治体でも同様の施策をやっていると思いますが、就農希望者に小海町へ行ってみたいというインパクトを与えられているか、本当にこれは問われる策であると思いますので、その辺も含めまして、町長に答弁をお願いしたいと思います。
町 長	農業は、我が町のとにかく基幹産業であるということは間違いございません。そして、若い方が就農していただくということは、本当に我々も大歓迎でございます。そうした中、そういったいろんな施策があるということは、数々ございますけれども、町としてもですね、農業従事者に新たになるということについては、これは本当にね、ウェルカムでございます。したがって、様々な補助金等々についてのものを精査しまして、検討させていただきたいという考えでございます。
11番議員	私は、今回の質問で長々と前置きをしたのはですね、町長の答弁はやはり助成をするか、しないか、今、まだそこまではいきませんが、答弁に対していろいろ理屈を言うつもりはございません。でも、Uターンをしてですね、農業に従事する若者が増えれば、町長の公約でもあります町が元気になり、活気が出ます。町では大規模農家もあり、出荷量は増えているかもしれませんが、やはり望むところは、各集落に農業従事者がいて、荒廃農地を防ぎ、できる限りの文化の継承もして、集落の維持を図る。これも行政の大きな目標であります。町側と議会の対立が見える中でありますが、私は小海町を明るく前に進めるために、この提案をさせていただきました。ぜひとも、これからも、町長も今、前向きの答弁と取れますので、これからは検討を重ねていただきまして、実現にこぎ着けていただければありがたいと思います。 次の質問に移らせていただきます。町営住宅の管理及び環境整備について伺います。南町に建てた単身者用の住宅は、入居者の募集から間もなく全戸入居となり、安堵の気持ちでスタートできました。しかし、この住宅は、建てることから大変町民の注目を浴び、多くの課題の中、何度もの審議を経て完成した建物であります。その中で、境界の問題、草刈りの状況についても意見が当初からありました。町営住宅といえば町民課だと思うんですが、まず伺いたいのは、あの単身用の町営住宅は、今の時点で管理はどこでやっているのでしょうか。
町民課長	管理は町民課のほうでやっております。
11番議員	なぜそういうふうに聞いたかといいますと、私も当時に、当面は総務課でや

	っていくというようなちょっと聞いたような気がありましたから今お聞きしましたけども、これは当然のところだと思います。私が見たのは8月の31日ですが、建物の周りの草が伸びているのが気になりました。特に、東側の土手は大変でした。今年の春、竣工したばかりの新居であります。自分の家と思って見てください。新居に住み始めて半年足らずで周りは草だらけ、こんなことが普通あるのでしょうか。では、町民課長に伺います。管理や整備をするマニュアルはあるのでしょうか。よろしくお願いします。
町民課長	お答え申し上げます。町営住宅の例えば修繕に関しましては、基本的には入居者から連絡をいただいた場合に現場を確認し、必要な修繕を行うという流れになっております。また、同じ団地内、同じ建物内であっても、日当たりや湿気等の環境の違いによって住居の状況が異なる場合も出てまいります。必要な処置を講じて、環境の改善に努めることはもちろんでありますけれども、改善が望めないという場合には、家賃の減額などの調整も検討する必要があると考えております。周りの草刈り等の環境整備につきましては、少し対応が遅れた部分ございますけれども、町民課のほうで担当と考え方をまとめて、管理をしてまいりたいと考えております。
11番議員	マニュアルはなくても、それぞれ引継ぎで常にこういうふうにやっていくとか、そういうことがはっきりしていれば、もちろんそれでいいんですけども、やはり月に一度は見回るとか、そういうことはあるのか、ないのか。町の財産を大事にする、そしてまた、入居者に気持ちよく入っていただきたい。完成後、見せていただいたときの内部はすばらしいものでした。周りも含めた環境整備が必要だと思いますが、その辺についてはいかがですか。
町民課長	環境整備等につきまして、定期的な見回りという決めはしてございませんで、入居者の方からの連絡を待つという部分が多いかと思えます。入居される皆さんが快適だと感じられるような環境づくりを実施するためには、修繕が必要な場合などに早急な対応、これはまず必要だと考えております。また、現在、害虫による入居者への被害を抑えるために、年に数回消毒などの対応を行っております。また、支障木による日照の問題や湿気によるかびなどの比較的対策費用がかかってしまうと考えられるケースには、要因を十分調査して、適切に対応していく必要がございます。また、町営住宅の中には老朽化が進んでいるものもありますので、より快適に居住していただけるよう、周期的に行う修繕、突発的な修繕、保守点検などの必要事項を整理し、計画的な修繕に努めてまいりますとともに、今、ご指摘がありましたとおり、定期的な見回り等の管理、環境整備について、また徹底してまいりたいと思

	っております。
11番議員	やはり、内部等については、入居者からも連絡があると思います。それは当然やっていかなければならないということはあると思いますが、やはり普通の人間、やはり外部から見る人が多いと思います。そういう一般の人の見方という、いろいろ意見が来るのもそういうところではないかと思うので、その辺も、ただいま課長答えられましたように、できればやって、外観もよく見ていただきたいと思います。ちょっとした気遣いで、入居者はよくも悪くも感じます。小海町の町営住宅はすばらしいと、入居者に言ってもらえるようにしてほしい。そういう話が出れば、次々と入居希望者も出てくるのではないかと思います。まず、予算のことは当然ありますが、地面の落ち着きを見て、舗装や花壇の設置等はあるのか、課長に伺いたいと思います。
町民課長	今のところ、具体的な予定はございません。
11番議員	では、同じ質問を町長に、すいませんが、どのような気持ちでおられるのか、お伺いしたいと思います。
町 長	安全・安心というものをお届けするのに、やはり不都合があれば、これはすぐに改善しなければいけないというようなことがございますけれども、安全が確保でき、そして快適に住んでおられるということであれば現状を守っていきたい。それから、居住の皆様のご意見が、これはいかななものだというようなことが多少でもあればですね、これは対応するのが町の責務だと思っております。
11番議員	いろいろな考えがあると思いますので、予算ももちろん含めながら、また対応のほうを考えていただきたいと思います。あらたに町に住んでいただいている方の好印象につながるような管理運営を望んでいきたいと思います。先ほど申しました管理等の点につきましては、ほかの町営住宅も同じことあります。先ほど課長からも出てまいりましたけれども、古くなってきてもそれなりの手入れや、日当たりのことなどいろいろあります。周りの立木による障害等も常に監視し、それぞれの地主があると思いますので、そういう皆様と相談するのも大事な管理の一つであります。芦谷の特賃住宅A棟も、内部はそれなりに修繕されていますが、外部を見ると、本当に惨めなほど塗装の傷みが目につきます。定期的に見回っていれば、誰でも感じるのではないのでしょうか。これは町長に伺いたいと思います。特賃住宅A棟の外部の改修の件については、どうお考えでしょうか。
町 長	私も現在の居住が特賃住宅の近所というようなことで、通って見てるわけですが、年数が相当たっております。そして、土地の関連もございまして、

	そのものがまず第一となろうかと思いますが、まだ今のところ発表できる段階ではないんですけども、それが決まれば、皆様にも正式にいろんな部分について、改修を含めたもの、あるいは解体するのかというようなことになろうかと思いますが、はっきり決まり次第ご報告し、そして行く先何年も使うという話になれば、それは改修の必要はあろうかと思います。
11番議員	行ってみていただければ分かると思いますが、階段の下、それから外部の鉄骨の柱等、本当に入居者がすぐ目に入るところであります。あれ、内部に比べましても大変見すばらしく感じると思いますので、その辺にも配慮をぜひお願いしたいと思います。 もう1点、町営住宅の管理、環境整備についても、町長の、先ほど課長には答えていただきましたけども、1か月に一度、2か月に一度、そういう外部からの点検という点については、町長はいかがでしょうか。
町 長	担当とはいえ、専門的なことが全部分かっているわけじゃないもので、やはり今、新津議員のおっしゃるとおり、外部のものから見ていただくということも、これは大切なことだと思います。そして、やはり安全・安心に使っていただくというのが基本でございますので、今のご発言をご意見として承っておきます。
11番議員	係の人がやはり見回ってチェックをしてですね、それで幹部に報告、そういうことになると、最後には町長、町長はやはりその専門でありますので、相談にも乗れると思いますので、ぜひともその辺もやっていただきたいと思います。新しくても古くても、それなりに管理され、入居者が気持ちよく生活できる環境整備をお願いいたしまして、私の質問を終わります。
議 長	以上で第11番 新津孝徳議員の質問を終わります。 ここで2時15分まで休憩といたします。 (ときに14時02分)
<u>第3番 井出 幸実 議員</u>	
議 長	再開いたします。 (ときに14時15分) 次に、第3番 井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。
3番議員	3番 井出幸実です。最初に、通告した質問事項に入る前に、今、町長は、新型コロナウイルス対策で大変なときであると思います。新型コロナ対策におきましては、町長自身頭を痛め、町民のために何をできるか、そして何が必要なことかと思い悩んで対策に当たられていると思います。新型コロナウイ

ルス対策において、今感じていること、心配していることがあります。新型コロナ対策で、国は国債が増発されています。公的債務残高は、GDP（国内総生産）の200%超えとなり、かなり逼迫しています。そのGDPですが、新聞に出ていたのですが、2020年4月から6月期を基に年率換算すると、前年度27.8%減となり、リーマンショック後の2009年1月から3月期の年率換算17.8%減を超えて、戦後最悪のマイナス成長となっているということです。今は日本は、世界で最も借金が多い国の一つになっています。リーマンショックでは金融不況と言われていましたが、コロナでは消費不況と言われています。弱者対策に力を入れるべきだと言われています。日本の個人金融資産は1,900兆円を超えているものの、かなりの割合が既に国債に向かっていると言われています。新型コロナによって、来年度、税金は大幅に減収となり、来年度予算編成に当たっては、また大幅な国債が増発されると予測されます。新しい税金新型コロナウイルス対策税の創設を国は考えているのかと考えてしまいます。地方公共団体としましても、税の減収と近い将来には地方交付税の減収も考えることになるのではないだろうか。しかし、コロナ対策は避けて通ることはできません。今は、目の前にある問題を一つ一つ解決していくことが大切なことだと感じています。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、認知症対策の町の対応について質問をさせていただきます。最近、つくづく自分自身思います。私はいいときに生まれたものだ。現役時代にはいろいろなことがあった。大変なこともあったが、結構充実していたし、おもしろかった。しかし、この年齢になると、数年の社会の急速な変化、流れは、人類史上初めてではないか。私の年代では、ついていけない自分がいることに気づきます。脳細胞がどんどん減退していくのを実感しています。しかし、どの時代に生まれるのかは選べないので、愚痴っても仕方がない、精いっぱいやるしかない、自分に言い聞かせています。人生100年時代と言われています。人生100年時代は大変結構なことだと思います。ですが、誰も老いに逆らうことはできず、介護が必要なよたよたへろろ期を迎えるのが自然なことです。前にも言いましたが、高齢者対策はこれからが本番を迎えるものです。町でも本腰を入れて、高齢者対策に力を注いでほしいものです。今回は、高齢者対策のうち認知症対策について、一助となればと思ひまして、質問をさせていただきます。今、認知症で三大認知症は、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症と言われています。物忘れ、うっかりは、年のせいだから仕方がないと気づかぬふりをして、度重なる健忘症状に、

	いよいよ私も認知症がはじまったかと不安を感じている人、日本は世界でもトップクラスの寿命を手に入れています。しかし、そこに大きく立ちはだかっているのは、熟年時代の生きがいを脅かす最大の脅威は認知症ではないでしょうか。老化現象では、体験したことの一部を忘れる、物忘れをしている自覚がある。認知症では、体験したこと全体を忘れる、物忘れをしている自覚がないということですが、一番は、自分は認知症になっているのか心配することができる人が認知症になっていない確かな人です。しかし、自分がいつ、一番なりたくない認知症になるかもしれないと、根拠のない恐怖心、そして自分がなくなってしまうことにかかれている人がたくさんいます。自分やほかの人が誰なのか分からなくなり、完全に駄目になって、自分の死と向き合えなくなることが怖いという人がたくさんいます。認知症は、発育過程で獲得した知能、記憶、判断力、言語などのもろもろの精神機能が、脳の細胞が死んだり、働きが悪くなって、独立した日常生活、社会生活や、円滑な人間関係が営めなくなった状態と言われています。アルツハイマー型認知症、脳出血や脳梗塞などが原因の脳血管性認知症が、認知症の80から90%を占めると言われています。脳血管性では、大脳の言葉をつかさどる場所が脳卒中などで傷つき、言語能力が障害されます。言いたい言葉が言えない、言い間違いをする、他人の人の話す言葉が理解できないなどの言語障害が現れ、コミュニケーションを取ることが難しくなる。アルツハイマー型では、脳血管性のように突然言語中枢が障害されることはないそうです。物の名前を思い出す能力が低下するために、代わりに「あれ」「それ」などが多くなりますが、言葉を発する量は保たれ、流暢に話すそうです。そのため、初期は老化による健忘症とほとんど区別がつかないようです。そこで、町民課長に伺います。三大認知症の説明、特にレビー小体型認知症の説明と認知障害患者について、町で把握している認知症の種類別の人員、認知度、要介護度別で人数が分かりましたらお願いをいたします。
町民課長	お答えを申し上げます。認知症を引き起こす主な病気としまして、今、議員さん挙げられたアルツハイマー病とレビー小体型認知症、この2つは変性疾患と呼ばれまして、脳の細胞がゆっくりと死んで、脳が萎縮する疾患でございます。アルツハイマー病は、大脳皮質連合野、海馬領域を中心に、βアミロイドというたんぱく質のごみ、続いて、タウ・タンパクが神経細胞内に蓄積し、神経細胞のネットワークが壊れると発症いたします。比較的早い段階から記憶障害、見当識障害のほか、不安、鬱、妄想が出やすくなります。このアルツハイマー病が認知症全体の約50%を占めております。レビー小体型

	認知症は、パーキンソン症状や幻視を伴いまして、症状の変動が大きいのが特徴でございます。認知症の約15%を占めております。もう一つ、脳血管性認知症は、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その部分の神経細胞が死んだり、神経のネットワークが壊れて、意欲が低下したり、複雑な作業ができなくなったりします。これも認知症の約15%を占めております。町の中で、この全ての認知症患者の種類、それから要介護度別というデータは、これ1件1件お医者さんからの診断書を詳しく当たらないと出てこない数字になりますので、町として現在つかめるデータとしましては、令和元年度の介護保険の申請者というのが62名おられます。そのうちに認知症が原因疾患で申請された方が62名のうち18名おられます。この18名の方の介護度の内訳につきましては、要支援1が1名、要介護1が5名、要介護2の方が6名、要介護3という方が3名、要介護4という方が3名、合計18名という数字が、現在つかめているデータということでございます。以上です。
3 番議員	令和、そしたら少し前ということですね。ただ、認知症の場合、私の知ってる限り、ある程度重症者になると、施設へ入れざるを得ないような家族の関係がございまして、入っているだろうなというふうには気がしているんですけども、ただ徘徊、後で話をしていきますけど、いずれ徘徊をしている人たちをいろいろ見受けるもんで、今言った数字だけで、うのみにできる部分がちょっとできないがありますので、またいろいろと研究をさせていただきたいというふうに思います。「ぼけてきたし、体もあちらこちら悪くなっている、この先が不安だ」と言う人、「認知になり家族に迷惑かけてしまうのは嫌だ」「ぼけてしまったら、無気力、無関心、生きていても何も楽しいことがなさそう」と心配している人がたくさんいます。そして、認知症だけはなりたくないとおっしゃっています。認知症は、発病してしまうと、元の自分を取り戻すことはなかなか困難なので、認知症にならないためには予防するしかありません。認知の原因は、生活習慣病にあると言われてます。栄養バランスのよい食べ物を取ったり、運動したりの日常生活だけではありません。食生活や運動と同じくらい重要なのが、人に会っておいしいものを食べたり、楽しい話をしたりすることです。こういう時間をたくさん持つことは、一生懸命脳ドリルをするよりも、ずっと認知症の予防効果があると言われてます。昔のように、お茶飲み友達をつくり、お茶会などを実施すればいいのですが、今では隣近所の付き合いも薄れ、そのような時間を取ることが困難な時代になっています。できれば、町で高齢者の話の場をつくって

	いくしかないと感じています。また、脳血管性認知症を引き起こす三大要因は、高血圧、糖尿病、脂質異常症と言われていますから、血圧をコントロールしたり、糖尿病や脂質異常症、心臓疾患などを適切に治療することで認知症はかなり予防できます。そこで、町民課長に伺います。町の認知症対策、予防対策、特にアルツハイマー型認知症の予防対策、高齢者の憩いの場について伺いをいたします。
町民課長	町の認知症対策、予防対策ということでございます。主なものを3点ご説明したいと思えます。まず、おしゃべりカフェの実施ということで、高齢者の居場所づくりや介護予防を目的としております。講師の先生による運動指導、脳トレーニングなどで、話題を問わず、お茶を飲みながら気軽にお話ができる環境を整えております。令和元年度では、こうみの里の交流スペースを会場にお借りしまして、10回開催しております。参加の延べ人数が115名で、対象は全町民ということでございます。次に、介護予防事業二輪草の実施でございます。高齢者の介護予防が目的で、様々な種類の講師の先生による体操、音楽療法、手芸、レクリエーション、頭の体操などを行っております。元年度は、やすらぎ園を会場に月2回、3グループで66回開催しております。コロナの関係で6回中止がございましたけれども、参加の延べ人数は899名、対象となるのは65歳以上の介護保険未申請の元気高齢者が中心となっております。もう一つは、「ここよネット」の実施でございまして、ここよネット登録者の方が行方不明になったときに、地域や関係機関へ事前に登録されております本人情報を提供して、捜索の場合の初動をスムーズに行うことが目的で、徘徊のリスクのある方の本人情報、家族、特徴、顔写真等の情報を登録するというところでございます。元年度時点では6名の方が登録済みということになっております。以上です。
3 番議員	認知症、これ1つの提案みたいなんですけど、ちょっと聞きたいんですけども、認知症を適切な治療をすれば、進行をある程度遅らせることができるという話も聞いております。私的には、本当かどうかちょっと知りませんが、治療をすれば治る人が結構いるという本も出ております。その辺のところを鑑みまして、早期発見するために健康診断、町でやっています健康診査の中で認知症の早期発見の検査等を行っているのかどうか、その辺を聞きたいというふうに思います。
町民課長	町の健診の中でございますけれども、特定健診というのはメタボの健診なので、認知症対策は行ってはおりません。総合セット健診の中では、問診票の中で最後のほうに認知症関係の記入されるところがございます。その問診を

	見て、その内容によっては、包括等で対応に入ることが健診の中で認知症対策と言えるかと思います。以上です。
3 番議員	総合セット健診の中で、その質問事項があるということですが、それは本人が書くんですか、それとも家族が書くんですか。
町民課長	書ける方は、基本的にはご本人にお願いすることになりますし、本人が書くというのが原則だと思います。
3 番議員	本人が書くということになりますと、私の父親のときにも、本人にある程度認知症が入っていて、本人に書かせても、自分じゃ認知症じゃないという理解をしておりましたので、その辺がなかなかしっかりした問診票は受けられないというふうに、問診は受けられなかったというようなことを思っているんですけども、いずれ町長ね、健康、あるといえそうなんですけども、ある程度健康診査、検診の中で、認知症の早期発見の対策を講じてほしいというふうに思っているんですよ。それを講じている自治体があると聞いています。ただ、ちょっと時間が、1人当たりに対する時間がかかるということですが、その辺について町として、ほかの実施してる町村に聞いて、対応していただければありがたいというふうに思っているんですけども、その辺はどうでしょう。
町 長	認知症につきましては、今、課長が言った、認知症になってる方が認知症であるかどうかは分からないと思います。したがって、周りが判断するというものが重要になってこようかと思いますが、そうした中での事業は大変なものになるかと思いますが、調査研究、承って進めたいと思っています。
3 番議員	世界一のスピードで超高齢化が進む日本、現在では80歳前後の人の約4人に1人が認知症の発病をしていると言われていています。認知症は、もはや国民病と言えるでしょう。私たちが生活している中では、認知症は対岸の火事ではない。事実、私の周りでも「物忘れが多くなり困る」という話はあちらこちらで聞くようになっていきます。一人で外へ出ていき、夜になっても戻ってこない、途中で迷子になって警察のご厄介になり、帰ってくるのはまだよく、家族、親戚一同で探し回ることになるおそれがあります。認知症には、徘徊や、夜中にどなり出して手をつけられないとか、ふん尿で部屋を汚すなどの話等もあって、介護している家族の皆さんのご苦勞が目の辺りに浮かんできます。鬱病になってしまう介護を担っている家族もいると聞いています。今回、町で実施していただきたいのは、徘徊する認知症に対する対策なんですけど、徘徊中に巻き込まれた事故などが原因で、家族に損害賠償が請求される事態に対応できる保険、認知症専用保険があるそうですが、町としてその保険に

	加入して、認知症の対策の一つとしていただきたいが、いかがなものでしょうか。現在、上田市や南信の町村で加入や検討をしているそうです。金額的には高額にならないと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。
町 長	認知症高齢者の個人賠償責任保険というようなものかと思いますが、内容のほうですね、有効かつ、この町でですね、よく使えるというような方向であればですね、これは検討の余地があるかと思います。
3 番議員	町長、申し訳ないですけども、今、ちょっと最後のほう、ちょっと分からなかったんですけども、私の気持ちとすれば、検討するでなくて、ある程度ほかの町村の話を聞いたりしながら、前向きにちょっと足を踏み入れてほしいというふうに思っているんですけど、もう一度、すいませんが、答弁お願いします。
町 長	そういった意味を含めた検討ということでお答えしたつもりです。ご理解ください。
3 番議員	はい、ありがとうございます。誰も認知症になりたくない、家族に迷惑をかけるし、自分を失ってしまうし、自分でなってしまうと対策を考えられる状態ではないし、認知症になってしまえば家族に迷惑かけることは必至です。そこで、行政の手助けが大事になってきます。認知症対策は難しく、大変なことだと思います。そこは避けて通れない問題と思っています。認知症は国民病なのです。町の一層の手助け、対策をお願いしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で第3番 井出幸実議員の質問を終わります。
<u>第 9 番 的 埜 美 香 子 議 員</u>	
議 長	次に、第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
9 番議員	第9番 的埜美香子です。今回、私は、旧小海リサイクルセンターについてということで通告をいたしました。ここで、1つ、通告の(3)の「残されたごみの処理について」というふうに書きましたが、ただのごみではないということで、産業廃棄物というふうに変えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。 3月の定例会の全協の中で、上村建設の倒産でそのままになっている産業廃棄物と建物の処理、処分を引き受けてもらえる業者が現れたという話を、私たち初めてお聞きしました。資料は配付されたものの、突然の話でしたので、質問もあまりないまま、今後の予定としては、地元住民への説明会を開催予

	定ということだけで、その場は終わってしまいました。コロナの影響で説明会も予定どおりには進まなかったようですが、予定より遅れて地元地区での説明会が開催されたとお聞きしました。そこでの話は後ほどお聞きしますが、そもそもどのような経過でこのような問題が起きたのか、資料も作っていただきましたので、これまでの経過とその時々の問題を説明いただきたいと思います。
町民課長	それでは、お答え申し上げます。資料つづりのほう7ページに、株式会社小海リサイクルセンターについての経過ということで資料を出してありますので、ご説明いたします。最初のところになりますけれども、平成5年11月に小海リサイクルセンターの設立登記及び定款の作成ということで、5者による第三セクター方式、上村五男様、上村建設、小海町、本間区、溝の原区ということでございます。6年の11月15日とありますが、産業廃棄物の処分業の許可を長野県のほうでされております。それから、平成12年3月には、溝の原区から町議会に、一般廃棄物の違法持込みについての投書がございました。右のほういっていただきまして、15年の7月には第10回の定時株主総会がございまして、取締役、監査役の改選ということで、町のほうは16年6月30日付をもって取締役を辞退しておりまして、本間区、溝の原区両区も監査役のほうを辞退しております。この時点で第三セクターは解消されたということになります。平成23年以降、県による行政処分が何回も行われてきてまして、使用停止命令ということがされてまいりました。28年3月に株式会社小海リサイクルセンター、それから上村建設株式会社のほうが自己破産の申立て手続をしまして、3月25日には県の行政処分が再びされ、8月19日には破産手続の開始の決定、破産管財人の選任、翌、一番下になりますけれども、29年の6月23日、作業が終了いたしまして、7月26日付で破産手続が終結され、10月5日には県によって行われました水質検査の分析結果が基準値を下回っていたということで、県はセンター沿いの三沢川上流、下流の2か所での水質検査ということです。この結果、基準値を下回っていたことから、小海リサイクルセンターへの県としての対応は完結するという意向が示されまして、現在に至ってることになります。年が明けてまして、平成30年の8月になりまして、溝の原区、それから県の現在の佐久地域振興局環境課、それから小海町の3者で話し合いを行っております。県としては、残置物の処分については株式会社小海リサイクルセンターの責任と考えておりまして、今後は町、地元区と協議する中で、マニフェストに基づいて排出事業者で対応するよう相談する方法など、県が協力することは可能でございますけれども、県

	費を投じることはできないという見解を示されております。破産しましても、精算はできず、施設の所有者は株式会社小海リサイクルセンターであって、手続上はごみの処分も裁判所の許可がなければできない状態であるということでございます。この間、残渣の処理については、よい方策を見いだせなかったということが一番大きな問題点であると考えております。以上です。
9 番議員	ただいま年表のざっと説明があり、私、その時々の問題も説明されるのかなと思いましたが、この年表を見る限りでは、公害の問題や騒音の問題、そういった問題が時々で起きたのかなと、そういうふうに見られるわけですが、その積み重ねがやはり今の状態になったことが、私はこの年表からは見て取れると思います。幾つか確認したいんですが、三セクでスタートしたのが平成5年で、三セクの解消が平成16年ということで先ほど説明されたので、それでよろしいかということと、平成16年三セクが解消されて以降、この年表では15年から23年までは何も記されていないわけですが、この間は第三セクターではなく、上村建設株式会社が廃棄物処理業者として小海リサイクルセンターを運営していたということよろしいでしょうか。
町民課長	第三セクターの立ち上がりと解消については、おっしゃられるとおりのことでございます。第三セクター解消後ということになりますけれども、平成16年6月をもって第三セクターが解消され、そこからでございますけれども、公共工事の激減などを背景にしまして、上村建設株式会社などの地元建設会社からの受入れが減少するなど、想定していたほどの中間処理業の需要はなくて、思うような売上げを確保することができず、借入金の返済などが会社の収支、資金繰りを悪化させて、平成20年のリーマンショック後はそのあおりを受けて、業績がさらに低迷したと聞いております。そういう厳しい状況の中で、平成27年12月に県が実施したダイオキシン検査の基準を満たさずということ、焼却炉の稼働停止命令、廃材の受入れ停止命令を受ける事態となったわけでございます。リサイクルセンター自体、年表の中でも、先ほど若干触れましたけれども、平成12年には溝の原区から違法の持込みについての投書があったこと。その中でも、右側の5行目にありますけれども、車の通行について、畑北線の通行車両についての苦情があったということ。そういう問題点といいますか、運営上の問題点は重なってきてしまっております。以上でございます。
9 番議員	そうしますと、15年から23年の、ここでいうと空白なんですけど、その間には何も問題なく来たのか、そこをお答えください。

町民課長	この提出しました資料につきましては、町で手持ちの資料を、その中からピックアップした部分でございまして、町にも資料があった中で一応作ったわけですが、15年以降は役員としておりませんので、細かな内容といえますか、資料的に十分そろっていないというのが現状でございます。
9 番議員	上村建設が倒産し、産業廃棄物と建物がどうしようもない格好で残されてしまった。そして、3月の全協で説明がされたように、ただいまの説明もありましたが、この産業廃棄物の処理と建物の処分を、新たな処理場整備と併せて処分してくれる業者が見つかったと。そこまでが議会の説明だったと思います。では次に、地区説明会ではどのような説明がされたかということをお尋ねしま。
町民課長	議員さんおっしゃいますとおり、今年になりまして、2月6日に旧リサイクルセンターの跡地に最終処分場と焼却炉を建設したいという業者が現れております。これを受けまして、関係する町内の2地区、それから佐久穂町隣接される区の役員さん等へ、その時点での計画概要の事前説明会を実施したわけでございます。溝の原区、本間区の2地区の事前説明会は、溝の原区については4月12日、本間区は7月19日にそれぞれの公民館で行っております。溝の原区民の皆さんは18名、17名ですか、それから本間区民の皆さんは30名のご参加があり、内容としては、企業側から事業の概要説明を行いました。その説明の内容としましては、最終処分場及び焼却炉の規模等の概要、施設建設のプロセス、事業化によりまして地元区及び町に貢献できる点、また、懸念される点についての対応などございました。説明の後、区民の皆様から出されたご意見としましては、溝の原区では、「旧リサイクルセンターの負のイメージが強い」ということ、「残されている現状の廃棄物をまず片づけてもらいたい」「町としての責任をどう感じておるのか」「地震や災害があったときが不安である」といったもの、本間区におきましては、残されている現状のごみについて、「町が親身になって対応するべきであった」、それから進入路として車の台数、振動や騒音についての心配、それから「地下水の汚染はどうなるのか」というご心配、「企業が倒産したときのリスクはどうするのか」と、説明会の時点ではそういったご意見が主に出されております。以上です。
9 番議員	地区の皆さんには、先ほど説明いただいた三セクでスタートした平成5年から27年も経過し、いろいろ地区の住民もさま変わりしていると思いますが、これまでの経過もしっかりと説明されたのか、お答えください。
町民課長	分かる部分でご説明はしております。

9 番議員	先ほどお答えにありました地区での質問や意見、また、この年表にありますように、平成7年辺りから公害の問題や騒音の問題、交通の問題、違法物持込みの問題と、どんどんと問題が大きくなっているように感じます。だからこそ地区住民の説明会を開催したと、私は思っております。ただいまありましたように、残された産廃のごみをどうにかしてほしい、安全面も心配だということ、また、町としてはどう考えているのか、進入路の心配、地下水汚染の問題はどうなのかということ、様々な意見が出されたと今お答えにありました。では、町長にお尋ねします。町長は、これまでの経過を見たときに、何が問題だったかとお考えでしょうか。
町 長	まず、第1に問題なのが、上村建設の倒産でございます。ああいったものを残して倒産してしまったというときに、その会社はどうにかしろと言うことができないというのが1つの問題でございます。次に、この残されたものを片づけて、あとそこに終末処理場を造りたいという業者が現れました。その業者の実態、あるいは方法等々を私のほうはようやくつかめた段階でございます。その前に、地域住民の皆さんに、その会社が住民説明会を行いたいということでございましたので、私は出席はしませんでした。というのは、その実態をよくつかみ、町の方針をしっかりと決めてから、住民の皆さんも説明会に出席したいという考えでありました。したがって、次回10月にはそれぞれの説明会があると思います。そういった中で、今指摘された数々の問題についてのお答え、それから不安等々が残らぬよう、私とすれば、この事業は町としては推進していきたいという考えでございますので、そうした考えの下、住民の皆様とお話をしていきたいということでございます。
9 番議員	町長は、倒産が問題だったというふうに今お答えになりました。実は、いろいろ私も調べる中で、議会との関係がどうだったのかなということを調べましたところ、町の例規集のですね、最後のほうに町議会決議・宣言というのがありました。その中に、「産業廃棄物の持込みによる処分場の設置を認めない決議」というのがあることが分かりました。平成2年に決議をされています。短い決議なので読み上げたいと思います。「産業廃棄物の持込みによる処分場の設置を認めない決議。小海町は町民憲章にあるように、緑に囲まれた自然を守り、美しい環境の町造りに努力しているところである。さらに、水質汚染については、千曲川上流の町として、その清き流れを守る責務がある。今、産業廃棄物の持込み処分による、環境汚染について、町民の関心が高まっている。産業廃棄物の処理は、法律上排出者の責任になっているが、現実には処理業者任せであり、その安全性をチェックすることは不可能に近い

ものである。町民自らの強い意志により、町の緑と水と町民の安全を守る上から、町外・県外からの、産業廃棄物の持込みによる、処分場の設置は受け入れないものとする。以上決議とする。」というふうにあります。この決議が平成2年7月3日です。その後、平成4年には一部見直しの決議がされています。「町の基幹産業である農家に堆肥を供給するための原材料として取り扱うもので、運搬、保管、生産工程において公害発生のおそれのない施設は「産業廃棄物の持込みによる処分場の設置を認めない決議」から除外する。」とあります。そして、工程、先ほどの年表を見てもらって、平成5年から三セクによる小海リサイクルセンターの一連が始まりました。これに併せて、平成5年に先ほどの決議もまた見直しがされています。「第3セクター方式により新製品の生産、再製品の生産のための施設の整備が確実で、その製品の生産のための原材料として利用され、生産された製品が確実に販売消費されるものと、建築廃材で、償却処分されるもので」とありまして、第三セクター方式が認められ、建築廃材も償却、再生処分されるものはいいいというふうに見直しがされております。同じような時期に、小海コンポースの堆肥製造施設も第三セクターで運用が始まっています。そして、年表にありますように、平成7年から、取扱品目、処理の問題、公害、騒音、汚泥と、平成12年までいろいろな問題が起きているわけです。そして、それに併せて、また決議の見直しがされています。平成12年9月に公害について、「必要とする法人と公害防止協定を締結して公害の防止に努めることとする。」そのことが加えられています。その後、15年に産業廃棄物のうち13品目について認められ、第三セクターが解消された後、平成17年には「第3セクター方式によらなくても実施できるものとする。」と、また決議の見直しがされています。この年表とリンクしていることは分かりました。その後は、この決議については見直しをされていません。ですから、私も知らなかったということになるかと思います。これらのことから、何が問題だったのかということが見えてきました。大きな点で、1つは、一旦こういった事業を始めると、稼働し続けるためにどんどんと物が必要になってくる。先ほど町民課長の話にもありました。だから、最初は、町外からの持込みは受け入れないと言っていたものが成り立たなくなって、どんどんと増やし持ち込まれた。それともう一つは、第三セクターで町や地区がチェックできるうちは、いろいろな問題があったものの、協定を締結しながらもそれなりにというか、対処をしてきた。チェック体制があった。しかし、三セクが解消され、目が行き届かなくなった。その後、ダイオキシンの問題が出てきました。そういうことが言えるのでは

	ないでしょうか。今の流れと問題を見たときに、じゃあ町が今提案してきていることで本当にいいのか、町長の考えを改めてお聞きしたいと思います。
町 長	町は、まだ提案はしておりません。これから決めることですので、これは今、地域の皆様にも私は町の姿勢というものはまだ言っておりません。次回10月から始まります地域住民の皆さんへの説明の中で、ご説明をするところでございます。しかし、現実的にあのごみがなくなるということも踏まえまして、それから数々の問題の提示がされていますが、何一つ、どれ一つ残っても、これは駄目の計画でございます。全てのものがクリアできるということで町は臨んでいるところでございますので、その辺のご理解はしていただきたいと思います。
9 番議員	これから決めるということなので、私の意見を述べさせていただきます。残された産業廃棄物の問題はどうかしてほしいということは、先ほどもありました地元住民の声であり、町としても大きな課題です。しかし、やっぱり、なぜよそのごみまでまた持ち込まなきゃいけないのかというのが問題になると思います。先ほども問題点として挙げました、一旦稼働し始めると、中身をどんどん増やさなくてはならない。大きな炉になればなるほど、ごみの量も増やさなくてはならない。しっかりした会社だから大丈夫なのか、いや、また同じような問題が起こるのではないのでしょうか。大きくなればなるほど、問題も大きくなるのではないのでしょうか。町長、旧リサイクルセンターに残された産業廃棄物の処理だけをお願いするわけにはいかないのでしょうか。そういった考えはあるのか、ないのか、お願いします。
町 長	長年の懸案でございますが、あの残されたごみというものが、責任のなすりつけ合いになってはいけないと思いますので、例えば今回の産業廃棄物業者がまず手を挙げていただきました。そのことについてはありがたいことだと思っていますが、やはり、そういったことの中のをさらに見直すという機会になったのではないかと思います。私が先ほど答えたとおり、その業者がたとえどんなちっぽけなことでも応えられない、あるいは住民の皆様の理解が得られないということでは、この事業はできないと私自身確信しております。そして、私自身もはっきり申し上げておきますが、住民側の立場でいることは間違いございません。町民でございますので、そして町長でございます。そういった確信の下でこの事業を進めてまいりますけれども、ただしですね、ちょっと例を話させていただきますと、佐久穂町が災害に遭いました。災害に遭いまして、2階建ての家があります。1階の部分は災害ごみで出せます、解体した場合ですね。しかし、2階の部分は一般廃棄物になるとい

	うことで、行き先のないごみが佐久穂町にはいっぱいございます。そういったものを、じゃ、どうやって解消するんでしょうということになれば、どこかにそういう施設がなければ解決できないのも、一つの事実でございます。したがって、優秀なですね、知恵と、それからまずは財、財力ですね、つぎ込んで、我々のリクエストが全て解決できるということになれば、これは町はやりたいと思っております。的埜議員の今、あのごみを町単独で全部片づけるという話になりますと、まださらなる調査がですね、地下にどれだけあるのかとか、あるいはどういうものかというものは分かりません。私も民間人だったときに、県の代執行に立ち会いました。したがって、内容等々については、少々の知恵はあろうかと思えますけれども、やはり基本は、考え方として今回の住民の皆様のお話をじっくり聞きまして、そして実行なさる会社が全てのものをクリアした時点で、あのごみは片づけたいというふうに思っております。単費で片づけるという話になれば、またこれは議会でも論議していただき、そして町の施策として進めていく一步になろうかと思えますので、ご理解のほどお願いいたします。
9 番議員	町長おっしゃるとおり、これから調査をしないと、費用的にもどれぐらいかかるか分からないし、これからだということなんですが、先ほど町民課長からもありましたように、基本は排出事業者のほうで処理しなければいけないということは県の指導からもあったように、そうだと思いますが、先ほどの一連でも分かるように、やはり町が産業廃棄物の持込みを認めたツケではないかというふうに私は思います。そのツケを片づけるのに、片をつけるのに大金がかかっても仕方がないことで、先ほど述べましたように、これまた業者が大きくなればなるほど、また犠牲が大きくなる、そういう問題もこれからはやっぱり考えていかなければならないと思います。町長からありました災害ごみの問題も、これから本当に全国的に災害が増えている中、心配されることです。小海では来年度から、一般廃棄物は佐久のクリーンセンターに持ち込むことも決まっていますし、ほかの廃棄物に関してもよそで受入れをしてくれています。今、それらに関しては問題ないわけで、これから出るごみ、廃棄物の問題とは一旦切り離して、旧リサイクルセンターに残されている産業廃棄物の処理だけをお願いする、町が責任を持って片づける、そういった方向で私は考えたほうがいいかなというふうに思います。そして、ごみの問題を考えるとき、ごみはやはり自分のところで処分をする、本当はそれが原則だと思います。町のごみだけを処理をする、それにはそんな大きな施設、設備は必要ないわけで、将来的には町の中で出たごみは町で処理をする、

そういったことも考えるべきだと思います。今、異常気象による災害が多発し、気候変動への危機感が高まる中、CO₂削減が大きな課題です。その中で、ごみの問題も大きな課題です。地球環境、温暖化のことを一人一人が真剣に考えなくては手遅れになる時期に来ています。ごみの削減は、溝の原地区や本間地区だけの問題ではなく、全町民規模で議論をしなくてはならない。一人一人の問題として捉えなくては、ごみは減らないと思います。ですから、佐久のクリーンセンターにお願いするからいいというわけではなく、これから町民みんなで考えなくてはならないと思います。そこで、紹介したのは、すいません、産業廃棄物のこととは別ですが、徳島県の上勝町です。ご存じの方もたくさんいらっしゃると思いますが、上勝町といえば葉っぱビジネスで有名になった町で、それとごみのリサイクル率が80%以上を達成させて、話題になった町でもあります。ごみの削減に欠かせない3R原則、リデュース・リユース・リサイクル（製造抑制・繰り返し使う・形を変えて使う再生）に、町を挙げて取り組みました。ごみステーションでは、13品目45分別に仕切りや棚で分けられ、町民が持ち込み、丁寧に分別される仕組みになっていて、ステーションが町民の交流の場になっています。葉っぱビジネスもそうですが、上勝町で住みたい、住んでみたいという人が増え、起業する人も何人もいるそうです。先ほどチャレンジ支援金や新規就農の話もありました。町の問題を住民で考える。もちろん、行き着くまでの苦労は簡単ではないと思います。しかし、問題意識を共有することで発展したのではないのでしょうか。小海でも今、ちょうど駅前の検討委員会の中でも、小海のいいところ、残したいところ、さらに発展させたいところを出し合い、駅の活性化、さらには町の活性化にどう結びつけるのかを話し合っているところです。その中で、ほとんどの人が小海の自然環境のよさを再認識し、外へアピールポイントとする、そのことが共通点の一つとして挙げられています。町でも一大プロジェクトの憩うまちこうみ事業を進めているわけですが、一番のキーワードは「小海の自然」だと思います。これをなくしてこの事業は成り立たないわけで、これから町が、また、町民が一丸となって町を盛り上げていこうとしていることとこの産業廃棄物の持込み、先ほど最終処分場と言われましたが、真逆のことで、やはり間違いなく小海のイメージダウンにつながると思います。町長、一番力を入れて取り組もうとしている事業に一貫性を持って進めるためにも、私は旧リサイクルセンターは町が責任を持って処分をし、今後、町外から新たな産業廃棄物は持ち込まない、そういう方針で進めるべきだと思います。改めて、今の町長の考えをお聞かせください。

町 長	貴重な意見、ありがとうございます。しかし、的埜議員にも1つお願いしたいんですが、現在のいろんなものの技術、それからあたかも処分場が悪者になるというようなイメージがお聞きできるわけですが、私は公平な立場で見ていきたいと思います。それは、住民の側に立った中で、いろんなものの処分に対する技術だとか、こういうものはこうなりますよというものをまだ十分に聞いてないわけです。その前に、じゃあやめろよという話はできません。したがって、このお話は、企業の皆様にも十分お話を聞き、そして地域の皆様にも十分お話をし、そして検討を重ねた中で結論を出していきたいと思っております。
9 番議員	町長言われるように、今と昔は違って、焼却炉等設備も高機能のものに変わってきており、ダイオキシンの発生なども出ないという、そういうように進歩してきています。それは私も分かっています。しかし、先ほども問題点として挙げました。一旦稼働し始めると、中身をやっぱりどんどん増やさなくてはならない、それが大きな炉になればなるほど、ごみの量を増やさなくてはならない、そういった問題がやはり繰り返し繰り返し起こってしまう。そういうことがあそこの旧リサイクルセンターの問題だったと、私は指摘したいと思います。黒澤町長があのリサイクルセンターの残処分に思い切ったことは大変評価できることで、きれいにできるチャンスをつくっていただいたと思いますので、地元にとっても不安なクリーンセンターの跡地を、産廃を片づけて、改めて町のごみの問題の議論の展開を町民参加で行う、そのような手続を進めていただくよう改めてお願いをしまして、私の一般質問を終わりにします。
議 長	以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。 ここで3時35分まで休憩といたします。 (ときに15時21分)
<u>第2番 渡辺 均 議員</u>	
議 長	再開いたします。(ときに15時35分) 次に、第2番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。
2 番議員	2番 渡辺均でございます。通告に従いまして一般質問を進めさせていただきます。私は今回、3項目について質問をさせていただきますけれども、まず1点目、大きくは議会が果たすべき役割、チェックというのはどういうことにあるのかということで、篠原伸男議員もコンプライアンスの話をされました

	けれども、議会の役割の重要な一つに事務手続の整合性、そこ法令遵守ということがきちんと履行されているかどうか、それを議会がチェックすると、このことが重要な役割の一つとしてありまして、つきましては、例えば3月議会で成立された旧たぬきやの利用に関する条例が、町民利用と料金などに関する不備が県より指摘され、6月議会で取り下げられて、改めてつくり直されたという経緯がございます。この制定に当たっては、法規審査が行われなかったと。これは、法令遵守に違反する行為でありまして、新聞に大きく報道されたとおりでございます。また、委員会の質疑で、私に対する答弁に一部守秘義務違反が行われまして、この件もその違法性が新聞に大きく報じられたことは皆さんもご承知かと思います。このような地方自治法や公務員法等を逸脱する行為が、これらの法令遵守を本来指導すべき立場にある総務課長自らが犯しているということについて、私は人事の刷新とそのことの処分の是非を問いかけてましたが、その後、その対応について、町側から反応、返事というか、対応が得られておりません。そこで、町長にお尋ねいたしますが、職員のこの件に関する処分については、おとがめなしということで判断してよろしいのでしょうか。
町 長	おとがめというものをどういう理解すればよいのか、ちょっと分かりませんが、経過を踏まえた中で、総務課長については口頭注意から、厳重注意を文書にて行っております、7月に。そういった面で、今後、こういうことがないようにということでございますので、その辺はご理解願いたいと思います。
2 番議員	文書で厳重注意ということで、理解させていただきます。あわせて、このような事態を、篠原伸男議員の中でも委員会等でいろいろ、差し戻しがあったというようなことで、若干職員の資質上の問題を問う質疑がされました。私もそれを感じておりまして、こういう不手際というか、に対して、総務課長の件も含めて、首長自身の責任というものについてはどのようにお考えなのか、ご判断をいただければと思います。
町 長	私は、常にその職員を管理監督する義務がございます。先ほどたぬきやの条例の件につきましても、7名の議員の皆様にはご賛同を得て可決したものでございますけども、さらにそれを理解を深め、よいものにすることによって変更させていただいたわけなんですけども、職員はそれなりにその時点で熟慮したものを出させていただいております。それが100%、これは落ち度であったかといえ、そういったものは私はまだないというふうに、まだ思っております。したがって、私のほうで厳重注意、あるいは重き注意をしたと

	いうことで、これはもうないものと思っておりましたけども、また質問でございますので、そういった返答をさせていただきます。
2 番議員	もちろん、職員の問題はあるんですけども、職員の管理統轄するその立場の管理不行き届きという面について、いささか問題があったんじゃないかと。私は、たぬきやの条例、後でも説明しますけども、職員の問題以前の問題として、条例制定に関わる手続、段取り、もろもろについて指導した側の責任のほうが大きんじゃないかと感じてる面が多々あるんですね。それは、職員の問題をというんじゃないくて、これを指導した立場の問題であるから、したがって、その指導上の可否を、責任を取るという形は必要じゃないかなと思って質問してるわけですが、そこはいかがですか。
町 長	私個人といたしましては、ないと思って、自分は判断しております。
2 番議員	ないというのは、いささか私も腑に落ちない返事、答弁かなと。有無の実際はともかくとして、事が生じたら、実際はともかくとしてですよ、やっぱりその責任は全てトップが取ると。新聞なんかで報道されているよその自治体の例を見ても、ここまで直接首長が関わっていないなという案件についても、不備があった場合には首長が何らかの責を負っているケースが多々あります。そういったことは全然お考えにならないわけですか。
町 長	ですから、先ほど来ご説明申し上げており、全てが納得してうまくいっていただきたいということで、私は努力をしたつもりでございますので、その辺についてはさっき答えたとおりでございます。
2 番議員	私は、職員のスキルアップ、それからやる気、そういったものをブラッシュアップするために何が必要かということについて、信賞必罰という言葉があります。是々非々で物事を判断し、よければ褒め、悪ければただすと、そういう人事政策の根幹が基本になるんじゃないかな、信賞必罰というのはですね。こういった、私に言わせると、そういった話が今後の職員の不正に対して、悪しき前例を生んでいくんじゃないかということを懸念するんですけど、その辺についてはどんなお考えでしょうか。
町 長	悪しき前例にならないよう、毎日、朝礼等で自分も申し上げたり、私自身もそういうふうと考えているところでございます。
2 番議員	はい、分かりました。これ以上の質問はしませんけども、もう1点、この件について、新聞報道で初めて知ったという町民が非常に多いでございます。私は、何か問題があっても、それは言いにくいことかもしれないけれども、町民の方々に直接町として語りかける、説明し釈明をするという謙虚な態度が必要かと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

町 長	どういう部分を町の方が初めて新聞で知ったのか、どういう部分を新聞で町の方が知ったということでしょうか。
2 番議員	冒頭で申し上げましたように、法規審査会を開かなかったことの違法性、新聞出ましたよね。それから、シシンブン、今も新聞出ました。こういう問題について、町民の方が「そんなことがあったかい」という話があったんで、これは違反が生じたら、やはり謙虚に、こういうことで間違えてしまいましたという態度が必要じゃないかと私は申し上げておるんですけども、いかがでしょうか。
町 長	いささかちょっと考えに齟齬があらうかとございます。後者につきましては、私は嚴重注意という形で処理をさせてもらったとお伝えいたしました。前者についても、先ほど私がお答えしたとおり、7名の賛同者の皆様に敬意を払い、そして反対の皆様にも十分ご理解していただきたく、あのままではちょっとご理解いただけないということで、再度出させていただいたということを、どこへ載せるとか、私のほうから町民の皆様に、これこれこういうことがあったというようなことは、これは私は、私のほうからの発表でやる必要はどこにあったかなというのは、いまだにそう思っております。
2 番議員	はい、分かりました。分かったというか、これ以上してもなかなか深まらないので、次の質問に移りますけども、議会の役割の2番目としては、施策内容が適正に、町の振興に資するようなプログラム、シナリオになっているかどうかと。これは、強いて言えば、税金の使われ方の検証にもなるわけですけども、この件について、4件の資料を請求しましたが、実は別な資料があるので、そちらを参照してくれということで記入がいただいておりますので、これは主要事業調書というもので少し検証しましたが、必ずしも全項目について記載されていませので、今回、たぬきや改修の件につきまして事例として取り上げながら、施策内容が十分に町の活性化につながるのかというような点を含めて、質問を進めさせていただきます。条例の改正の中でポイントは、利用者が企業だけでなく、町民にということが公の施設としての要件であると。その町民という記載が描かれてないんで、それを書き加える必要があるというふうな理解を私しております、それじゃ条例に「町民」を書き加えればいいのかというような形で、新しい条例がつくられました。しかし、条例の案文にただ「町民」と書き加えただけで、じゃあそれをどのように使うのか。町民はたぬきやの施設をどういう形で使ったら元気になるのか、そのような利用を促すシナリオ、これを用意して町民に周知し、利用促進が図られる必要があるんですけども、そういう町民利用

	のシナリオというのは今どんなふうになってるのか、これは総務課長でよろしいのでしょうか、お答えください。
総務課長	このコロナ禍の中で、これたぬきやの使用を始めようと思った途端にこのコロナの騒ぎが出てきておりまして、実際問題、企業の皆さんにもさほど使っていただけない今状況になっております。そんな中で、少しずつ企業の皆さん少人数でいらしていただいたりして、それから憩うまちの指導者の養成等行っておりますけれども、これは町民が利用してます、もちろん。指導者、町民です。一般町民の皆様がどういうふうにお使いになるかは、これは一般町民の皆様にお考えいただくことだと基本的には思っております。使うことはもう拒まないということで、条例でそういうふうに制定しましたので、今後は使ってくださいと、施設がありますから使ってくださいという広報をしていくわけですが、やはり今のこの状況下において、積極的にそれが進められない状況にあるということで、このコロナの終息を待って、本格的にやったらどうかということで考えております。
2 番議員	今、町民が自由に考えればいいという答えがありましたけど、これは非常に甚だ由々しき問題で、そもそも町民にこういう形で提供して、こういう福利厚生なり、健康増進なりがあるから、この事業費を投入して使うんだというのが本来の筋であって、町民の方が自由に使えばいいというのは、甚だ無責任に私は聞こえるんですけど、いかがですか。
総務課長	私は無責任ではないと思います。使用を、こういうふうに限って使ってくださいと言うほうがおかしいことで、町民の皆さんには自由にお使いいただいて、どんな形で使っていただこうが、規則を守っている限りは問題はないというふうに思います。
2 番議員	事業の立ち上げ方という手順、段取りはね、やはり小海の町ではこういった施設が不足していると、こういった面で町民の不満が出てると、だからこういった施設を使うんだと、そういう手順、段取りが基本的にあって、それをかなう、その受皿としてこの事業が使うんだという考え方でないと、取りあえずつくりましたから、町民の皆さん自由に使ってくださいというのは、私は甚だ無責任な考え方だと思っておりますし、コロナ禍で、コロナの問題があるから今は動かないにしても、少なくともコロナ終息後を見越して、町民の皆さん、旧たぬきやをこのように改装しましたんで、ぜひこんな形で使ってくださいというパンフレットなり、情報提供をすべきだと思うんですけど、もう一度重ねてお聞きしますが、いかがですか。
総務課長	渡辺議員さん、そもそも論の議論をしていただきたいと思います。たぬ

	きやの改修は、そもそも憩うまちこうみ事業で、憩うまちこうみ事業のために整備するということでご説明をし、改修をしたもんです。ただ、条例制定の中で、町民の使用について具体的にうたってなかったと、これは解釈の違いで、6月の議事録を読んでいただければ分かるんですけども、「町民除外」と言ったわけではないんです。町民の使用は全然制限してなかったわけですけども、言葉の端々の捉え方によって、「町民除外」という言葉が出てしまった。それを議会側が県のほうへ問い合わせ、町民除外と町は言ってるけれども、果たしてそれはいいのかという聞き方をしたんで、県のほうは「町民除外ということはまずい」と、「公の施設として整備したものに対して、町民除外しますということはまずいです」という見解があったわけです。ただし、「町民除外」という言葉はどこにも書いてなかったわけです。説明の中で、渉外戦略係が使用料のことについて収入ということと言った場合には、憩うまち参加企業からしか取ることは考えておりませんと。だから、町民からはお金を取ることは考えてないという説明をただけなんです。そこをちょっと理解していただいて、質問のほうをお願いできればと思います。
2 番議員	今の論理の展開の仕方と議会の認識とはかなりずれておりまして、結果的には条例改正に至ったわけですから、そこは謙虚に、町民利用ということについて、至らなかったというのが私は筋だと思ってますけど、この問題で言っちゃうとまた時間もなくなりますので、次にいきますけども、私は以前、町長に憩うまちこうみ事業では小海分院や診療所との連携を図って、まずは町民が憩えるサービスを提供すべきであるというようなことを提案したことがあるんですけど、ご記憶でしょうか、いかがですか。
町 長	渡辺議員の小海分院、あるいは佐久医療センターですか、と提携してということはお聞きしております。私もそうは思っておりますけれども、その中のメニューとして、あるいはインストラクターの件等々踏まえた中で、どういうふうに持っていけばいいかというものが生じてこようかと思えます。その点はまた検討させていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。
2 番議員	分かりました。町の有力な資源として、医療施設は町の一番大きな私は理想だと思っていますんで、ぜひこういうものを生かしながら、町の活性化のプログラムを書きいただきたいと思います。それで、ちょっと飛ばしますけども、たぬきや問題は、テレワークというような説明を当初されていましたが、ここに至って、コロナの問題で、テレワークというのは訳すと在宅勤務であるというような言い方されてお

	まして、逆に、この事業はサテライトオフィスというような呼び方のほうが適切じゃないかと私は考えております。私は、その提携企業の意向を聞きながら、町内の空き家をサテライトオフィスとして、月々何万かで、改修して、9社ですか、企業が今提携して。そういう企業に月齢で年間契約で賃貸すると、そういうようなサテライトオフィスのような利用の方法が適切じゃないかと考えておるんですけども、町長、サテライトオフィスの取組というのはどんなふうなお考えでしょうか。
町 長	このコロナ禍において、そういったものがなかなか世の中で掘り出されているということは、私も認識しております。それを積極的にですね、この町へ周知するというようなことについてはですね、慎重かつ、それから空き家の対策と申しましても、サテライトオフィスにするには改修も相当必要なことであろうかと思えます。したがって、会社の皆様との協議の中で、仮に今テレワークということだぬきやをやっているわけなんですけど、ここよりはどうかというようなものが見いだせた場合には、検討したいというふうに思っております。
2 番議員	私は、9社の連携が中身がどうなっているか分からないですけども、テレワークというよりは、私は企業が小海にサテライトオフィスを1件丸ごと借りて、企業従業員が自由に使えるというような仕組みのほうが適切じゃないかと考えます。 それから、次の問題として、今、G o T o キャンペーンやっているんですけども、私はG o T o ではなくて、C o m e T o キャンペーンをやったらどうかと、C o m e T o 小海キャンペーンです。特に、交流人口、関係人口、小海は多々もっております。これは産業振興課長にお聞きしますけれども、C o m e T o キャンペーンで、例えば小海町人会の方々に年に1回、2回帰省を、盆暮れに来てくださいよと、もちろん3密に十分配慮しながらですけど、あるいは北牧財産区のふるさとの森のオーナーに1回、2回来てくださいよというような戦略で、不特定多数ではなくて、関わりのある方々に新たな関わりを生み出すようなメニューをつくって、それをC o m e T o キャンペーンとしてDMかなんかで配信したら来てくれるんじゃないかなと。そういう方々に大畑の施設だとか、親沢の施設なんかも提供していく。もちろん、地元の旅館の方々にも提供していく、そんなことをちょっと考えたんですけど、産業課長、いかがですか。
産業建設課 長	今ご提案いただいた小海町人会ですとか、ふるさとの森のオーナーの方々といいふうにおっしゃられました。もちろん、そういう方々も含めて、多くの

	観光目的の方々においでいただきたいわけで、このコロナ禍で今動けない状況でありますけれども、その後にはそんな方法、広く多くの方に松原を中心においでいただきたい。そのような施策、何かしら広報等をしていきたいと考えております。また、C o m e T oにつきましては、どちらかという、お客様側に立てば、やはりG o T oでやろうと思われまますので、そんなキャンペーン、国に倣って、また町独自のものも併せて検討してまいりたいと思います。以上です。
2 番議員	ありがとうございました。ぜひ3密を踏まえながらですね、C o m e T o キャンペーンを具体的にメニューに載せていただきたい。そして、小海での消費需要を高めるということで、町にゆかりのある方々への町の情報発信につなげていただければと思います。 次に、駅前再整備の件に話を移ります。私は、この検討委員会の委員長として、計画を絵に描いた餅にしないことを肝に銘じ、内外で実践してる方々を交え、推進力が担保できる絵柄を書くということを肝に銘じて取り組んでおります。その中でですね、7月の27日に社協の理事会で、一般社団法人ふれジョブ長野支部長の宮尾さんよりその提案と報告書がありまして、その資料をお手元に配っております。この資料によりますと、このふれジョブというのは、かいつまんでちょっと話しますけども、国の予算を取って、自ら担い手のボランティアとして、一般社団法人ですけども、小海の駅前を使いながら、生活弱者の方々、障害者の方々を支援するというような活動を進めておりまして、既に3月、もっと前からかな、活動を進めておるのが1件。それから、その中に、こういった取組を推進する組織の立ち上げが要請されておりまして、社協と町と共同で、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書と、要するに国が予算を出して、県が担い手の組織を認めると、これにお金が出てくるという制度がございます。町と社協と小海居住支援協議会の3者で組織を立ち上げて、居住者を支援しながら地域振興と生活環境の改善を図ろうとする事業で、国交省から、住宅の整備が実践されれば200万から350万ぐらいの予算が、補助が用意されると。こういった社団法人が国の予算を使って町にやって来る。これは、駅前の振興に非常に有効な運動であり、メンバーではないかなと思っておりますんで、こういった組織の立ち上げについて、町長にぜひね、町としてのバックアップをお願いしたいなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。
町 長	大変能力のある方たちと存じておりますが、やはり補助金ありきの施策というのは長続きしないのではないかと、私自身も懸念してる部分がございます。

	す。したがって、内容をですね、よく、もうちょっとお聞きしなければ、手放しで協力するよと言うことはできない。慎重かつ丁寧だね、行っていかなければこれは駄目だと思います。そして、西さん、宮尾さん、大変ご立派な方で、先日も映画の件でもいろいろありましたけれども、そういった施策については大変すばらしいもんだというふうに思っております。されど、行政が手放しで応援とか、そういったものについてはもうちょっと議論、審議が必要ではないかと思しますので、今日の時点では、やはりいいことは分かってるよと、もう少し具体的な、そしてあと、やはり補助金ありきのものではちょっと行き詰まるんじゃないかというのは私は思っているところでございます。したがって、応援しないとか駄目だよということじゃなくて、もっと進んだ中のものを応援していきたいと思っております。
2 番議員	もちろん、補助金ありきの事業では、3年後、5年後どうなるのか、補助金がなくなった終わっちゃう事業に多々なりかねない。その反省は町で取り組んでる様々な事業にも共通していることであって、しかしながら、町も補助金をチャレンジにしても何にしても出しているということはあるわけで、この事業だけがとりわけ補助金ありきの事業であるかということの見極めは大事ですけども、結構長い活動履歴があるということと、それからもう1点評価しなくちゃいけないのは、国がいわゆるパイロット事業として、社会実験のモデル事業としてこれがある。これを予算を取得したということは、私は大変な成果だと思ってるんです。これ、長野県で初めての取組のような話なんで、南佐久町村のそれぞれの関係者も非常に期待してるんで、これはぜひ、小海の駅前の活性化にもこの受皿を1つ用意して、にぎわいの創出の一つの活動事例として取り組みたいと思いますんで、そこについてはぜひご協力をお願いしたい、前向きな検討をお願いしたい。私は、この事業を取り入れて、どういったまちづくりの支援活動につなげていったらいいかということで、3枚目の資料、最後のページの資料3を見ていただきたいんですけども、このぷれジョブさんの居住支援事業では、生活居住環境の悪い方々への居住環境の整備があるので、それに絡めて、町内の工務店、大工さんのビジネスを生み出していくというシナリオを書いております。結局、補助金ありきで言いながらも、結局は何らかの形で補助金というのは誘導政策ですから、これが1つの事業を導いてくれば、軌道に乗ればですね、生活環境の悪い方々への大変な恩典につながると。しかも、これは社協が入らなくちゃいけないということになってまして、じゃ、社協は今そういう余裕があるのかと。なかなか社協、今の取組だけでも目いっぱいな感じがしておりまして、こういう

	第三者を交えての取組というのは非常におもしろいんじゃないかなと思って、次第でございますので、こういう地元の大工さん、工務店さんを活性化に導くような事業を国の予算で取り仕切る、そこに町が多少ずつでも補助を出すという制度設計がなされれば、非常に有効な事業になるんじゃないかと考えておるんですけれども、ぜひ町長、この辺も含んでですね、検討をお願いしたいと思いますけど、いかがですか。
町 長	実際にこの資料等々、ありがとうございました。それから、匠の利用ということは、これ非常に大切なことだと思っております。これがですね、やっぱり今言う住宅を改修するということについては、国のお金だけでは、これ見てもね、足りないわけですよ。その辺をどう思っているかというのは、この内容をよく精査しないと分からない部分が相当ございます。それは、慎重かつ丁寧に持っていく。それから、これに付随しますが、グループホームというようなものも、また施策の中に取り込んでいきたいと私は思っているんですが、そういうものの絡み、あるいは考え等々をですね、やはり総合的にまとめるのが役場だと思っていますんで、そういう形で進めていきたいと思っております。
2 番議員	まさに総合的にまとめる作業が必要で、私は駅前の活性化のための要件として、駅というのはプラットフォームが必ずあるわけですし、プラットフォームというのは多様な考え方をを持った人がそこで乗換えする場所なんですね。多様な人が交わることによって、多様なアイデアが発生すると。私、先ほど町長が職員はアイデアマンだと言ったけど、私は必ずしも職員に豊富なアイデアがあると思えない。もっともっと多様な主体が意見交換することによって、もっと多様で積極的で前向きなアイデアが出てくるはずで、その辺を駅前に私はセンターをつくっていききたいと思っていますけど、それはまた答申の中で、私なりの見解を出させていただきますけど、少なからず、私は駅というのは公共交通の拠点でございまして、公共交通というのは足の、弱者の方が主に利用する。そういった拠点に診療所があり、それからユイ先生が支援するぷろジョブ事業があり、こんなことで1つ大きな駅前のにぎわいの柱にできるんじゃないかなと考えておりますんで、検討委員会の成り行きをまた温かく見守っていただきたいと思います。 それから、産業廃棄物の処理問題について、先ほどの辻議員も丁寧に事実経過を説明し、また意向を報告されましたけども、私は議会のチェック機能の3つ目として、事業内容の検証、そういったものをする必要性があって、検証するためには事業計画がはっきりつくられていなければいけない。その事

	業計画をつくるに当たって、例えば駅前の検討委員会というものを設定していただきまして、多様な意見を集めて、そこで整理をしてるわけですし、しかもその情報は全て公開してるという取組をしております。私は、産廃問題にしても、先ほど町長も答弁されてましたけど、町の立ち位置を明確にすると、それを住民に説明するということから始めるとおっしゃいましたんで、まずは町民及び地区住民、溝の原とか本間、直接的に関わりのありそうなどこのですね。そこに、町としてはこういう考え方で産廃の処理事業に、取りあえず残滓の処理に当たるんだと、処理に当たりながら、企業の論理としてはそこに最終処分場も用意して、これ一般廃棄物を含んだ話になってるのか、ちょっと確認できておりませんが、産廃処理をするんだというような絵柄があるのかなと思うんですけども、何はともあれ、計画の策定が必要で、その計画の手順について、町長どんなふうに考えているか、ちょっとお聞かせ願えますか。
町 長	的埜議員にお答えしたとおり、手順だとか段取りだとか、そんなもう段取りじゃないです。まだ始まったばかりで、決まってないものを答えろということと言われてると同じことなんですけど、先ほどの的埜さんの議論は分かっていただけでしたか。そういった中で、今始まったとこなもんで、住民説明会も1回ですか、やっておりますけども、2月にこの問題が持ち込まれたところで、町としての姿勢はまだ決まっておりません、まだ。それから、住民の皆さんから、幾つか疑問点、あるいは要望等々をいただいております。私は、それを全てクリアした中で、町はこれはやるよという結論を出したいと思っていますんで、その辺のご理解はよろしくお願いしたいと思います。またですね、1つだけ言わせてください。全てのことについて、私はその当事者が汗をかいていかないと、これは1つのものにならないと思います。先ほど渡辺議員、職員のアイデアじゃこれ駄目だという話なんですけど、私はそのないアイデアの中でも、やはり一つ一つ取り組んで、何かの方向を定めていきたいと思っております。また、職員にはそういうふうにさせていきたいと思っておりますので、渡辺さんもそういったことがあるのであれば、ぜひ職員にご指導願いたい。以上です。
2 番議員	私は、職員のアイデアだけでは駄目だと申し上げたんです。もっと幅広の多様な関わりのある人たちが、プラットフォームのようなところでクロスオーバーすること、例えばハイブリッド化ってそういう意味なんですけど、そういう場が必要で、役場の職員が役場の職員の範囲で話し合ってるだけではね、十分じゃないんじゃないのという趣旨です。それから、提案を今求められま

	したけど、例えば資料3のはまさに提案です。シナリオです。あるいはふれジョブさんを町のプラットホームの一員にして、それで駅前のにぎわいの一候補に、有効に働いていただくと、これも提案ですよ。ですから、決して提案してないわけじゃなくて、誰よりも私は提案しておるつもりですけども、不足するならもっともっと私も考えますけどね。Come To キャンペーンも提案だし。それで、今、町の方針は決まっていないという枠組みで話されましたけども、駅前の再整備の話も、町の方針は決まっていないから、まっさらで駅前を検討してくれという最初の問題提起ありました。であれば、この問題も、町の方針が決まっていないから、町の方針としてどんなことを考えたらいいか、産廃問題についてですね、あと溝の原の産廃処理事業について、まっさらで考えましょうという検討委員会を開いたらどうかなと。そういう組織の立ち上げ、そこから始めるということはいかがでしょうか。
町 長	ちょっと駅前とごみとごちゃ混ぜになっていて、ちょっと言ってることがですね、ごちゃ混ぜになっていてなんですが、私なりに精査してお答えします。産業廃棄物のそのものについての委員会をつくったということは、これはいいことだと思います。そんなふうに地域の皆さんとですね、つくって、そしてそういった方法で進めたほうがいいという話になれば、それはそのとおりでよろしいと思います。それから、駅前のことなんですが、駅前というか、もともとはアルルが困っちゃったというところから始まったこの話なんですけども、少なくともふれジョブさんは、あのエリアの、あるいはあそこについて私も画期的なことだと思っています。しかし、商店の皆さんが困っちゃってるんだら、自分でね、行政に頼ってきたから、一緒にやろうよと言うんだけど、当人がとにかく汗かかなきゃ私は駄目だと思います。そして、自分で自分なりにこの商売を進めていくんだという施策を出していただかなければ、これはちょっとね、ゴールには行かないかと思いますんで、渡辺さんその委員長でありますから、ぜひそんな方向を向けていただければと思っています。
2 番議員	商店の方が自ら汗を流すということについては、過日、ファシリテーターの先生から、それから商工会長からも、商工会独自で検討会を開いて、課題、問題を整理して、取組の方針を考えたいと、そういう新たな、しかも身銭を切ってやるという話なんで、私はその検討会、ヤブハラ先生がやはり関わるようですけども、大いに期待して、少なくともそういう動きを生み出したこと自体が、私は意味があるかなと考えております。それから、ごっちゃ混ぜにしているんじゃなくて、少なくとも駅前も産廃問題もまっさらで、検討委

	員会で問題、課題を整理し合って、町にとってどういう意味があるんだと、そういうことを検討しながらあるべき姿を書いて、そこに到達するためには今の残った残滓をどう処理するのか、どういった業者に頼んだらいいのか、そういうプログラムを検討したらどうかという趣旨で申し上げておりますんで、混ぜこぜになったような受け止められ方をしたら、私の説明不足なんですけども、そういう趣旨でございます。その中で、4点、5点ぐらいお願いがありまして、1つは、残された残滓をどう処理するかっていうのは、当然やるべきことがやられてなかったことです、言わばマイナスの状態をゼロの状態にすると、原状復帰というのはマイナスの状態をゼロにすると。だけでも、この処理事業、産廃事業問題を通じて、溝の原や本間、あるいは町自体がどういった産業振興につながっていくのかというような視点も踏まえて、この事業に取り組む必要があるんじゃないかなと。そのスタートとして、まずは溝の原・本間地区の振興を促すビジョンがあって、それを踏まえながら話を進めると。今、どちらかというと、従来の形だと、これをやると迷惑料、交通量が増えて迷惑かかるから、迷惑料払うよとかというようなレベルで対応するんじゃないくて、将来こうなっていくんだと、こういう地域をつくっていくんだということを検討していただきたいというのが1点です。この点は、町長よろしいでしょうか。
町 長	もちろん、そういった形で進めております。
2 番議員	2番目に、先ほどの委員会のようなもの、検討委員会のようなのを組織して、開かれる形で進めていただきたいと。これは、そういうことであればいいんじゃないかというような返事をいただきました。 次にですね、この計画ができた暁に、あるいは最終でなくてもいいんですけども、おおむねのプランができた段階で、このプランを幾つかの事業者に開示して、小海では残滓問題をこういう形で処理して、町の活性化につなげたいんだけどというもくろみを開示して、それをきちんと担ってくれる事業者をある面公募すると。私ネットで調べたら、産廃の事業者自体が農業振興やったり、廃熱を利用して町民福祉のための施設をつくったりと、そういう事業が幾つかあります。そういった事業者もおりますんで、この地区振興計画をお示しして、その中で描かれた絵柄を十全に担ってくれる事業者を選ぶと、そういう手順で事業者選定なり、事業者を決めていったらどうかと思いますが、町長、その辺はいかがですか。
町 長	その業者選択というような立ち位置にまだなっていないのが1つと、それから、当然ですね、これは透明性を大にしてみんなで考える問題ですから、渡辺さ

	んのおっしゃるそのことも意見の一つですから、その時点が来たら、ぜひそういうアドバイスをいただければと思っています。何より町民の皆様、関係者のですね、皆様のご納得いくものを示していただかないことには一步も二歩も出れないことですから、それが今、ようやくやろうとしている段階ですのでご理解ください。
2 番議員	うん、関係者の意見を総意をまとめてですね、事業計画にまとめていただければと思います。 それから、4点目ですけども、的埜議員も説明されましたけども、えてして供用開始以後に問題が発生するという経緯が、産廃処理事業に関わる県内にも3つ、4つ、今、裁判ざたになってる問題がありますけども、それが全部供用前は建前としていいこと言っていたけども、やってみて、何かだんだん形骸化してくると。したがって、町の場合も、先ほどの的埜の議員の話では、三セクで町が関わっているときには、それでも多少歯止めがかかっていたけど、それ以降は歯止めがかからなくなったような、事実関係はともかくとしてね、ある。したがって、運営主体の組立て方についても、検討委員会でぜひ十全な検討していただきたいと。 それから、5点目で、先ほど町長が1階は災害ごみでですね、2階が一般ごみだと。その一般ごみの処理、入れないと。まさにこういった問題がありまして、私も立ち位置としては、ごみ、産廃にしろ一般ごみにしろ、ごみも地産地消であるという原則はありますけども、処理については、やっぱり一方で収支の計算も出さなければいけない。収支を立てるには、ごみの量と処理コスト、その関数でございますんで、ある程度の広域的なところから集めないと、特に焼却なんかの問題は非常に大きな問題だ。それを新たな町民に負荷をかけることですね、税金、お金の面です。その辺の最適なカイを見いだすんですけども、そういった中で、私はこれを1つの産業振興の一事として捉える必要があるんじゃないかなと。今、町民課長が、町民課が一般ごみの所轄ですけども、場合によったら、産業振興であれば産業振興課のほうでも、これをどういうふうに事業の中で取り上げていくのか、町の活性化にどうつながっていくのか、そういった視点からも検討したいと思うんですけど、産業振興課長、その辺はどんな感じでしょうか。
産業建設課長	そういう段階になりましたら、また内部で検討させていただきたいと思います。
2 番議員	そういう段階というのはどういう段階ですか。
産業建設	何が、どういう方向がいいのか、選択を迫られるというような、そういう段

課 長	階になったところで考えていきたいということでございます。
2 番議員	課長さんから、この辺の質問で回答を得るのは難しいかもしれませんが、産業振興課としては、町の産業振興に何らかの資する産廃事業にあらねばなんない、これは駅前もそうですし、憩うまちこうみもそうだし、もろもろを含めて、町の活性化にどうつながっていくのかということの検討は不可欠な課題でございます。したがって、町民課は一般ごみではあるけども、産業振興という点からも、今段階からしっかりと計画に関わっていただいて、これが町の産業振興、あるいは溝の原地区の農業なり、本間地区の居住環境を整備していくというような絡みとか、様々な観点から地域の活性化につながるような取組を、その段階という曖昧ではなくて、前向きに取り組んでいただきたいなと思うんですけど、ぜひ、その辺は難しい問題なんでしょうか、いかがですか。
町 長	1つ、ちょっと渡辺議員にお願いしたいんですが、吉澤がちょっとここであたふたしたのは、産業推進課というものはないもんで、産業建設課なもんで、その辺はよく考えていただきたいと思います。ということで、今のご返事なんですけど、今の段階で産業建設課が答えられるというものでございませぬ。したがって、ぜひね、私に答えろということであれば、これは大きな問題になってきますんで、そういった形になっていった場合には、やはり人員も必要ですし、それから産業のほうでも顔を入れる、あるいは手を出すということがあろうかと思えます。そういった時点のところでご理解いただきたいということです。
2 番議員	そういう方向でなっていけばじゃなくて、そういう方向で進めていただきたいと私は提案しておるんです。それについてはいかがですか。
町 長	承知しました。
2 番議員	はい、ありがとうございます。以上、3項目について、かなり飛ばして質問させていただいたわけなんですけども、私は冒頭で、議会の役割というのは3つぐらいあって、第1に法令遵守がきちとなされているかどうか、いない場合には相応の信賞必罰の必要性があるんじゃないかということを問いました。それは、次に2番目に、事業の中身が「じっこう性」を伴う、「じっこう」というのは効果の「効」と実際に行う、「行く」という「こう」の2つがあるんですけども、そういったことがリアルに感じられる絵柄になっているかどうか。ありていに申し上げますと、親沢の施設にしても、それから大畑の施設にしても、私の中ではあれが有効に稼働するようなイメージがどうしても湧いてこない。じゃあ、地区の住民の人たちはどう思っている

	か。大畑なんかで二、三聞いた話では、極端な話、聞いてないような話もあるんですね。そういったことで、何が住民の声を聞くだとか、そういったことがむなしく感じちゃうわけです。ましてや、あそこで小海生活を体験して、小海に移住しようという話になるのかどうか、そういう施設を2番目、さらに3施設目、4施設目つくるのかどうか分かりませんが、こういった事業そのものが本当に効果があるのかどうか、その検証することが2番目の議会の役割。ついては、やっぱり事業内容を町民に分かりやすく、理解していただいて、利用を促すと。先ほど総務課長が、町民が自由に使えばいいんだと言うけど、今まで不便があって、施設がなかったんならつくればいいけど、果たして松原湖畔にそういうものをつくってほしいという、町民のリアルな要望があったのかどうか。こういう中身の、ひょっとしたらあまり町民が、あってもなくてもいいよなというような施設であるとすれば、これは税金の無駄遣いになる。造った以上は、うまく使わなくちゃいけないんで、私もまたアイデアを考えますが、そういう手順を事業計画でしっかり踏まえて、それを具体的なハード設計のほうに落とししていくと。町民が使う施設と企業が使う施設が全く同じであるかどうか、これもはっきりしません。こういったことで条例だけを変えて、県の指導に従ったと。でも、それは非常に中身が空虚だと私は思うんですね。そういう計画について、やっぱり議会としてはしっかりたださなければいけないということで、私は今日の質問を組み立ててみました。産廃問題についても、ぜひ駅前の検討会と同じように委員会をつくって、町民の声を集約して、また関係者の意見も総意にして、それを地区に説明して、町はこうやるから、地区もこの面は協力してくれと、場合によったら我慢してくれるかもしれない。そういった手順、段取りで、ぜひ町の様々な事業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で2番の渡辺均の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。 ここで皆さんにお諮りをいたします。もう一人質問者が残っております。5時を過ぎると思われそうですが、継続してやることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	続けてやりたいと思いますが、ここでどうしましょう、休憩入れますか、続けてやっちゃっていいですか。
	(発言する声あり)
議 長	休憩ですか。じゃあ、トイレタイムだけということで、4時45分まで休憩と

	いたします。 (ときに16時35分)
<u>第5番 小池 捨吉 議員</u>	
議 長	再開いたします。 (ときに16時45分) 次に、第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
5 番議員	5番 小池捨吉です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、当町にあります八ヶ岳山系に豊富な水源の活用について、私の考えを述べたいと思います。将来、この提案がですね、小海町の活性化につながることを願いまして、最初にですね、今年発行されました第6次長期振興計画の中で、町の概要についてということの中でですね、「小海町には次のような資源があります」という項目の中に、すばらしくおいして飲料水があることを載せていただきたいと思います。項目になかった水資源の活用について質問いたします。長期振興計画にもありますが、当地は、自然環境はですね、内陸性気候で、夏は涼しくですね、冬季は非常に寒いという土地であります。この自然環境をですね、大いに利用した町の活性化を図ることを提案したいと思います。昨今ですね、テレビを見ていましたら、天然氷が非常にね、日本でも不足しているということが出ておりました。老舗で通ったレストランとか高級ホテル、特にね、専門にやっているかき氷店ですね、これは天然氷を使用しているということであります。以前ね、松原湖でも氷を切り出しておりましたが、温暖化もあり、氷も厚くはならなくてということと、またですね、衛生面と冷凍技術の発達でもって、人工氷に押されて衰退していったというような現状だと思います。 最初に、私はですね、天然氷に定義があると思っておりませんでした。定義ということで、天然氷の定義はですね、厳しい冬に自然の寒さだけでじつくりと時間をかけて作った氷のことだということです。この地で育った我々としてはね、当たり前というのを感じております。氷はですね、時間をかけてゆっくり凍らせると、不純物を含まない、純度の高い氷ができるということとあります。我が小海町にはですね、天然氷を作るのに適した水源地が数あります。水のおいしさは硬度によって決まると言われております。硬度、要するに水が軟らかい、硬いかということです。硬度が低いほどね、口当たりがよくて、癖のないおいしい水ということとあります。小海町の水源地の検査結果を見ますと、天然氷を作るに最適な水質です。また、硬い氷を作るのに適した気温は、マイナス10度前後と言われております。この気象条件も

当地は最適であります。資料つづりのところでもって見ていただきたいですが、水源地と、それからその次のページのところにですね、水質の調査が出ておりますもんで、それについてちょっと説明したいと思います。これはですね、小海町の上水道の水源地ということで、主にはですね、小海の主流は上智水源と八岳の水源、五箇の水源が主流になっていると思います。この3か所の水はですね、非常に天然氷を作るには適していると思います。思っているのは、次のページのところでですね。原水水質試験ということで結果が出ておりますが、これを、もうちょっと大ざっぱでなくて、この前に、これ5年に1回とか何とか、全面的に検査するということでありますけれど、前のデータのほうが細かく出ていてよかったかなと思っておりますが、それはとにかく、そこで見ますと、このデータで見ましても、これは上智と八岳と、それからその合流地点の山の神のところの水を持ってきたということと、右の図はですね、五箇水源の水ですよということで、今年の6月から7月にかけて検査をしたという中身であります。いずれにしても、大腸菌は各とも不検出ということで、非常にいいと。それから、硬度についてですが、このところでは硬度ということではなくて、ペーハーということで、ペーハー値ということでもありますけれど、硬度についてですが、飲料水の基準値ということで、これはですね、基準値300ミリグラム以下に対してですね、五箇水源、それから上智、八岳の水源が大体8ミリグラムから10ミリグラムの間で、いずれも軟水ということで、この表ではちょっとまだ出てきませんが、ペーハーのところで見ますと、7.5とかそういうことでもって軟水ですということでもあります。それから、水の濁り度もね、基準値は2度以下ということでもあります。この五箇等もそうですが、両方とも0.07から0.05ということで、非常に透明度もよくて、きれいな水だということがうかがえます。水温のほうもですね、年間平均ということで、この表で見ますと、山の神のところが6.6度、それから五箇が9度ということでもあります。これは夏場というか、そこで測ったもんで、冬場になるとですね、もっと水温が下がるというデータが、前のデータでは出ております。そんなことでね、他の水源に比べて非常に条件はいいと。それでですね、数値的には今述べた数値ですが、水のおいしさは硬度によって決まるというふうに言いましたけれど、硬度はですね、水に含まれているミネラルのうち、カルシウムとマグネシウムの量を示すもので、硬度の低いほど口当たりがよいということで、先ほども申し上げましたが、癖のないおいしい水だということです。その硬度というのはですね、100立方センチメートルの中に溶けている酸化マグネシウムの量をミリグラ

	ムで表した数値ということでありまして、これは先ほど言いました八岳とか五箇は0.8ミリグラムということで非常に低いのですね、口当たりのいい水だということでもあります。このような水を使ってですね、天然氷を作ると、かき氷にした場合、ふわふわのかき氷ができるということです。以上のことからですね、当地は水と気象条件から見て、かき氷用の氷ができる条件を十分クリアしているし、ブランド品で売り出してもかなりいい氷だということが言えるのではないかとということでもあります。これは、いろんなデータから見ますと、氷を作るということで規格書がありまして、出荷する規格は縦が48センチ、横が75センチで、厚さが15センチあれば、規格品ということであるそうです。この中でですね、今月の5日のテレビで、山梨県早川町で、東京から来た高校生がアルプスでできた氷と八ヶ岳産の天然氷を使って、かき氷で地域おこしに挑戦しているのが放映されました。皆さんも一部の人を見たことがあると思います。いかに東京のほうでかき氷ブームが、魅力でやっているかということです。現在ね、かき氷は第3ブームと言われています。第1ブームについてはですね、昭和初期、和菓子屋とかそういうところでかき氷を出していたと。それから、第2部無についてはですね、たい焼き屋とか今川焼き屋とか、お祭りの屋台で扱っていたということで、それが昭和50年代ということだそうです。それで、現在第3ブームということで、これはですね、ふわふわ氷のかき氷ということでもあります。私はここでね、何でふわふわ氷とか天然氷に固執するかというと、氷の単価が全然違うということですね。普通の冷凍とか、人工で作った氷と比べて、非常に単価がよくて、もしやれば、小海でも勘定は合うなということで目をつけたんです。以上、申し上げたような状況でですね、小海町の現状として、企業誘致は難しいと、他力本願をあまり望んでなくて、少しでも自力で働く場所を確保しないと、先細りになりかねないというような現状だと思います。町内で1人でも2人でも働く場所を確保するのも行政の役目と思いますが、町長として、天然氷の製作についてはどのような、私が申し上げましたが、いかがでしょうか。
町 長	大変ご丁寧な説明、ありがとうございました。水、氷についても、私の知らぬところが大変説明していただき、ありがたかったわけですが、氷を作って産業にしようと、それから冬の働き口をつくるということは、大変これいいことだと思いますけども、細かなことについてですね、またちょっと調べてありますので、産業建設課長から答弁させていただきます。
産業建設課 長	それでは、最初に、資料のほうからよろしいでしょうか。9ページなんですけれども、先ほど議員さんのほうからおっしゃられました以前の検査結果と

	違うというようなことなんですけれども、今現在、今月の水道企業会計のほうで、水道系のほうで佐久圏域水道水の検査協議会、これは佐久市の中にある機関に水を検査するために出しているということで、原水、この一番上に「原水」と書いてありますのが水源地のことでございます。水源地は1年に1回、検査を行っているということで、今度、消毒等した後の、今度水道水については、これは毎月行っておるものでございます。それで、こちらの原水の結果書なんですけれども、検査結果というのが、検査項目が大変上のほうから下のほうまでございます。それぞれの項目が、これが検査結果ということで、右と左、上智水源と五箇水源、それぞれ異なった数値となっております。次、基準値と言われる数値が決まっております、ここには添付されておりませんけれども、これを検査結果、上回ってしまった場合には、右側の空欄のところに表示されるということで、みんな基準値を下回っている、何も記されていないということでもあります。先ほど大腸菌のほうもね、これは五箇水源のほうは、これ表の右側ですね、数字が出ておるんですけれども、こういったものは塩素消毒によりまして、飲み水のときは消毒ができるということですので、数値は出てしまっておりますが、大丈夫でございます。それからあと、このブランド品としてどうかということなんですけれども、私も実際にこういうものが事業としてどうなのか。先ほどの説明の中でも山梨の例があったというふうに言われましたが、私もインターネットでちょっと調べてみましたところは、やはり同じところだと思うんですけれども、山梨県の南アルプス八ヶ岳の天然水というようなことでヒットしまして、会社が出てきました。また、栃木県の日光のほうでもやはりそういうものがヒットした。氷は、やはりかき氷として消費されるのが一番メインというんですかね、主役になる氷というのはそういうことだと思います。また、ほかにも冷やすためのもの、それは天然氷をあえて使う必要もないのかなと思いますので、やりかき氷ということになろうかと思います。それぞれ会社で実施をしているということで、かき氷の販売も同じ会社で併せて行っている、作って、出口もそこで用意しているというようなことのようにです。小海町に豊富な湧水、そして冬の厳しい寒さがあるということで、確かに寒さを生かすと、そういう発想、持っているものを生かすという発想については、ブランド品を考えていく上で、とても大事ななことかと思います。以上でございます。
5 番議員	今、産業建設課長からこの資料の説明あったんですが、一般の人に分かるようにするには、これはですね、平成29年に出した資料なんですけれども、基準

	値、この項目のところは全て基準値がありまして、それでこのくらい、例えば五箇の水源だったらこのくらいの数値ですよと、この数値ですよという非常に分かりやすかったんだと思います。それでですね、今話したとおりに、たしか氷もですね、天然氷も山梨県とか、それから長野県も軽井沢で1か所作っている人の話あると思いますけれど、なかなか軽井沢も、こういう時期になって量が出ないというような話を聞いております。それでですね、私としてはですね、この天然氷製作する場所ということでね、今、町長のほうから、産建の課長からも話しありましたが、気象条件とか自然環境、道路等の条件から見て、五箇水源が一番いいではないかということなんですが、私の考えと町の考えは、私も提案でありますから、そんなにあれすることはないですけど、いずれにしろ、この辺で作ってはどうかということとですね。八岳とか上智についてはね、ちょっと場所的に、もし作っても、運び出すにちょっと困難かなというところが懸念されます。上智でも八岳でもね、今、町長はご存じだと思うけれど、工事用のモノレールやれば、幾らも出てくるは出てくるんですけど、取りあえずは五箇が一番手っ取り早いではないかと。それで、もし働く人もいれば、あの辺が一番、試験的にやるではいいではないかというふうな考えですが、その辺はいかがでしょうか。
産業建設課長	どちらかという、やはり五箇の水のほうがおいしい水に近いだろうというふうに思います。町で制作しました「お宝100選」というような冊子でも、五箇の水源取り上げられていますし、「信州の水50選」というのにも、やはり五箇の水が掲載されています。それは、おいしい水の定義というのは、その検査項目の下の方にあります、先ほど議員さんもおっしゃられましたカルシウム、マグネシウム等、それから蒸発残留物、ほかにも項目はいろいろあるんですけども、この数値が高い。先ほど低いほうがというようなお話もありましたけれど、おいしい水の定義でいくと、1リットル当たり10ミリから100ミリぐらいの間がおいしいとされています。上智と五箇を比較しますと、上智が7、五箇のほうが15、数値が高くなっております。それから蒸発残留物、これについても30から200というような、残留という言葉ですけども、味をおいしくする要素になるというふうに書かれておりまして、これが30から200ということで、数値的にはやはり大きい、こういう部分が評価されて100選になっているんだろうと思います。やはり、おいしい水は五箇の水であろうと、数値的にも言えると思います。以上です。
5番議員	それでですね、私はですね、天然氷を製造するには大体、池を造らなくちゃいけないということですが、その池の大きさは大きいほどいいんですけれ

	ど、取りあえずですね、五箇で試験をやってもらいたいということで、深さ70センチぐらいでもって、以前ね、シホンコウとかそういうことで、スケートリンクというか、あれやりましたよね、スケボー。そんだもんで、取りあえず平らなところだけつくって、シートでもってやったらどうかと。そうすると、例えばですね、何というか、70センチかその辺ですと、何かあっても、年寄りが行っても、そんな危険ではないというふうに考えますもんで、その辺を考えてはいただきたいですが、その辺はいかがでしょうか。
産業建設課長	氷の製造とか販売、こちらについて町が行うこと、これはちょっと何もない、ゼロからのスタートということになりますので、確かに働く場所というのは確保する、それはいつも考えなければいけないことですが、そのことについてはノウハウも含めて、ないところからすると、なかなか難しい、考えにくいのではないかと思います。若者の定住のためには、やはり仕事の場所必要なんですけれども、氷を切り出す作業はやはり冬でないと駄目、厳しい寒さに向き合う、そういうことが必要ですとか、これが季節が限定される。春秋や、夏の仕事にはどうしてもならない、つながらないということもあります。そういう面では条件が不利なんだろうなと考えられます。山梨や日光のように、水の関連企業があり、そしてその企業が氷についても取り組んでくれるというようなことであれば、それに対しての支援をするというようなことはできるんではなかろうかと思います。以上です。
5 番議員	今、課長のほうから話しありましたけれど、企業があつたり、いろいろもとがないからちょっと大変だというような話は分かります。私としてはですね、そんなに大々的に、最初ですから、大きくでなくて、まず天然氷を作って、この氷はいいんだということで、ロコミでもいいから、少しずつやっていかなくちゃ駄目だと思っております。そこでですね、私、天然氷の製造に働く人ということで考えておりますが、一部はですね、障害者を考えております。町でもですね、もし「ひまわり」がですね、NPO法人に移行されることになった場合は、就労支援も考えなければならないと思います。障害のある方も適材適所の職に就けばですね、すごい力を発揮することになります。将来、天然氷の職人を育ててですね、町の知名度も上げるというのもですね、行政の仕事だと思います。町長としての考え、この辺はいかがでしょうか。
町長	冬期間の仕事、あるいは障害者の皆様の仕事をつくるということは大変重要なことだと思います。されど、氷の製造に障害者の皆さんというのは、いささかちょっと危険が伴ったり、それから障害の程度というものが把握できれ

	ばいいんですけれども、そういった中ではちょっと厳しいんじゃないかというふうに思います。障害者の皆様の働き口というのは、また別個の考えのほうがいいんじゃないかというふうに今私は思っています。
5 番議員	今、町長のほうから、障がい者にはということですが、障がい者にもね、いろいろ程度があると思いますもんで、その辺を加味した中でということと考えております。そこでですね、天然氷を製造してもね、やっぱり、先ほど課長の話じゃないけど、知名度がないと駄目だということですね、確かにそのとおりだと思います。そんなことでね、氷を作って、知名度もですね、例えば八ヶ岳もいいですけど、白駒の池とか、その白駒の池の周囲にある緑一面のコケの滴とかなんとか、そんなようないろんな名前でもって画期的なイメージをつけたらどうかというふうに考えております。将来ね、なかなかできるかどうか分かりませんが、ブランド品として売り出すときにふさわしいような名前とか銘柄をつけていただきたいということで、これは仮定ではありますが、もしできたら、そんなことを私は考えておりますが、町長はどうでしょうかね。
町 長	なかなか実現するということは、今、捨吉議員おっしゃってくれましたけども、これは現実には相当厳しいというふうに私は感じました。
5 番議員	町長の言うことも分かりますし、課長の言うことも分かります。 最後にですね、独断と偏見ですけど、私としては、私見というかあれですが、ある程度大きな器というか、そういうところでね、氷の中に、氷というか、水の中にハチミツとか、またはレモンとかね、ワイン等をかき混ぜたりしてですね、削ればそのままかき氷で食べられるというようなこともできればと思っておりますが、これもですね、技術はいろいろありますもんで、天然氷を作るときにできればということで期待するとともにですね、これについて真剣に取り組んでくれる行政とか職人が出てくることをね、期待しまして、天然氷についての質問はおわりといたします。 それから、2番目のところに通告してありますが、京華学園についてということで、資料のところに地図だけ載せてありますもんで、それを見ていた中で聞いていただきたいと。それで、これはですね、八那池区の管轄でもってありますが、東京文京区にある学校法人京華学園がですね、来年6月に全面撤退するということで決まりました。この場所をですね、町の方も議員の方もですね、町民も関心があったりいろいろしたり、あそこを通ったりする人はご存じだと思いますが、長年林間学校として使用しておりました。資料つづりのところに地図はありますけれど、校舎とかそういうのはちょっ

	と分からないですけど、大体建物はですね、校舎、管理棟、物置とかね、グラウンド、テニスコート、あと前のほうに緑地ということであるんですが、面積とすれば3万3,000平米ということで約1万坪ということであります。長年林間学校として使用してですね、管理人も常勤であそこに管理してきた土地と建物であります。取り壊してね、更地にするのはもったいない部分もありますということで、電気とか水道とか、特にね、トイレはタンク式で、浄化水槽が設置してありますということで、これもね、先ほど話しましたが、道路のすぐ横を走ってることも魅力な土地ということでもあります。将来のね、利用として考えられるのはですね、先ほどもいろいろ話は出ておりましたが、憩うまちこうみで利用できないかと、これももし建物が壊さなければ、テレワークとかそういうのもということでもあります。それからですね、もし建物を壊したならば、トイレだけ設置して、先ほど申し上げました、要は便槽に流し込めばというふうに思っております。それでもって、町民の憩いの広場として、町民にですね、無料で使える公園、アウトドアを楽しめるところということで、佐久穂町の「元氣が出る公園」を参考にしようということ、お金は取らないでやることができないかと。それから、3番目の提案としては、希望、要するに横断道が決定した場合、どのルートに来るか分かりませんが、パーキングとしての活用できないかということでもあります。あと、独断と偏見みたいなものですが、周囲の木を少し伐採すればね、グラウンドもありますし、いろいろありますから、災害時のヘリポートにも変身できるではないかというような考えを私は持っています。以上のような話でね、あまりいろいろすると、私が言うと、我田引水だということでもありますもんで、以上のような状況を踏まえた中で、町としてこの施設を利用するとか、利用する検討をすることはできませんかね。
町 長	京華学園と八那池の区の契約ということで、6月が区切りだということで、先般、八那池の区長さん、副区長さんがおいでになっていただきました。その中で、契約とすれば、1年前にその意向を示してくれということで相談に来られました。その中で、全部のものを解体してお返しするという文言がありまして、相談はあったわけなんです、八那池区が管轄だということで、八那池の皆さんの総意を図っていただきたいと、それについては町は異存はございませんというご返事をいたしました。そういう中で、どういった形になってあるかはちょっとまだ存じていませんが、小池議員も地元のことで、もしご承知であれば、町は八那池の区の総意にお任せするということになっております。町があつた建物は使いたいとか、これをやりたいという意

	見はございません。
5 番議員	私とすればですね、この施設のところをですね、役場の職員もそうですし、議員の方もあそこへ行って見た中で、これは使えると、使えねえとかという判断もちょっとしていただきたいということで、町としてね、議員も含めた中で、もし町民も希望者があれば、一緒にそこんところを見て、どうだという意見もあればと思いますが、そんな意見、もしあったら聞かせてもらいたいです。
町 長	今のところ、そういった意見はございません。私のところにはございません。町へもないと思います。そういう中で、解体の費用というようなことになろうかと思いますが、どこが幾らで、ここが幾らでというものはなかなか算出厳しいかと思いますが、そういった面も含めまして、八那池の区の皆さんが決めていただくということが一番よろしいんじゃないかというふうに思っております。
5 番議員	先ほども申し上げましたが、私としてはですね、我田引水と言われがちなのでこれ以上申し上げませんが、最後にですね、将来に向けて、箱物とかそういうことはなくして、自然環境を残すということと、その辺を転用を考える中でですね、先ほど4つばかり申し上げましたが、先取りをすることを望みまして、この京華学園についての質問は終わらせていただきます。これですね、私の全ての一般質問を終わらせていただきます。
議 長	以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。 なお、今後の予定といたしまして、あす8日午前10時から現地視察を行います。視察箇所については、地域活動支援センター「ひまわり」、白駒の池、レストハウスふるさとであります。服装は作業着で、必要な方は長靴を持参をしてください。これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに17時22分)

令和 2 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 18 日」	
* 開会年月日時	令和 2 年 9 月 18 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 2 年 9 月 18 日 午後 1 時 55 分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんおはようございます。9 月 1 日に開会致しました、小海町議会第 3 回定例会、本日は最終日であります。議事日程にあります、各議案につきまして採決をお願いするものでありますが適切な判断と円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。只今の出席議員は 12 人全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第 1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第 1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの 3 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。なお、民生文教常任委員会より委員会報告として所管事務調査の報告がございました。お手元の 4 ページにお示してございます。ご確認をお願い致します。 その他、報告事項のある方は、お願いいたします。
議 長	以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第 2 「行政報告」</u>	

議 長	日程第 2「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	皆様おはようございます。本日、本議会最終日となりました。18 日間におよぶ第 3 回定例会大変お疲れ様でした。本日はすべての議案につきまして可決ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 報告事項としましては、先般、我が町初めての新型コロナウイルス感染症感染事例などもあり、大変緊張した時期もありましたが、特に感染拡大等もなく終息したことに大変安堵しております。この問題につきましてはまだまだ終息が見えませんが、G o - T o キャンペーンが首都圏にも拡大されるということでもありますので、引き続き緊張感をもって対応していきたいと思えます。以上です。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いをいたします。
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第 3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第 3、「議員派遣の件」を上程します。事務局長に朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの 5 ページ、6 ページに申し上げたとおり、議員を派遣したいと思えます。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの 5 ページ・6 ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第 4</u>	
議 長	日程第 4「井上一郎議員の議会運営委員会の委員の辞任について」を議題といたします。地方自治法 117 条の規定により 井上一郎議員の退室を求めます。

(井上議員退室)	
議 長	事務局長に辞任願の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	本件につきましては質疑討論を省略し直ちに採決することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。よって本件の質疑討論を省略し直ちに採決することとします。お諮り致します。井上一郎君の「議会運営委員会の委員の辞任」を許可することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。従って井上一郎議員の「議会運営委員会の委員の辞任」を許可することに決定致しました。ここで井上一郎君の入室を許します。
(井上議員入室)	
議 長	ただ今、井上一郎君の議会運営委員会の委員の辞任が許可されましたので報告致します。
<u>日程第5</u>	
議 長	日程第5「渡辺均議員の議会運営委員会の委員の辞任について」を議題といたします。地方自治法 117 条の規定により 渡辺均議員の退室を求めます。
(渡辺議員退室)	
議 長	事務局長に辞任願の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	本件につきましては質疑討論を省略し直ちに採決することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。よって本件の質疑討論を省略し直ちに採決することと致します。お諮り致します。渡辺均君の「議会運営委員会の委員の辞任」を許可することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。従って渡辺均議員の「議会運営委員会の委員の辞任」を許可することに決定致しました。ここで渡辺均君の入室

	を許します。
	(渡辺議員入室)
議 長	ただ今、渡辺均君の議会運営委員会の委員の辞任が許可されましたので報告を致します。
議 長	ただ今、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので新たに選任する必要があります。この選任の件及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任についてを日程に追加し順序を変更して直ちに議題にすることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。したがって日程第 6 として「議会運営委員会の委員の選任について」を日程に追加し、議題とすることに決定致しました。ここで暫時休憩とします。休憩中に各常任委員会を開きます。総務産業常任委員会は全員協議会室に、民生文教常任委員会は委員会室にお集まり下さい。 (ときに 10 時 11 分)
<u>日程第 6 「議会運営委員会の委員の選任について」</u>	
議 長	再開致します。 (ときに 10 時 17 分) 日程第 6 「議会運営委員会の委員の選任について」を議題といたします。先程の常任委員会のなかで議会運営委員会の委員が決定しておりますので事務局長に結果の発表を求めます。
	(事務局長発表) 総務産業常任委員会から 11 番 新津 孝徳議員 民生文教常任委員会から 9 番 的埜美香子議員
議 長	ただ今議会事務局長からの発表のとおり、新津孝徳議員と的埜美香子議員の 2 人を議会運営委員会の委員に選任することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。以上の 2 人を選任することに決定致しました。ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開きます。議会運営委員の皆さんは委員会室にお集まり下さい。 (ときに 10 時 19 分)
<u>日程第 7 「議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果について」</u>	

議 長	再開致します。 (ときに 10 時 29 分) 日程第 7、議会運営委員会の委員長、副委員長の選任結果についてを議題と致します。先程の議会運営委員会のなかで委員長、副委員長が決定しておりますので事務局長に結果の発表を求めます。
(事務局長発表) 議会運営委員長 第 11 番 新津 孝徳議員 副委員長 第 9 番 的埜美香子議員	
議 員	議会運営委員長に 11 番 新津孝徳君 副委員長に 9 番 的埜美香子君を選任することに決定しました。 それでは議会運営委員長 新津孝徳君に委員長選任の承諾及びあいさつをお願いします。
11 番議員	一言ご挨拶を申し上げます。先程議会運営委員会でも申し上げましたけれど、大変今厳しい問題の中ではございますが、やはり議会の流れを止めることはできませんし、その問題にもめげずにこれから皆さんの力をお借り致しまして委員長役を務めさせさせて頂きたいと思っております。どうかよろしくお願い致します。
議 長	続いて副委員長に選任されました的埜美香子君に承諾のあいさつをお願いします。
9 番議員	ただ今このような流れの中で急なこのような決定で複雑な心境ではありますが、あと半年間議会運営の方、しっかりと進めて参りたいと思っております。よろしくお願い致します。
議 長	それではここで事務整理の為休憩としたいと思います。11 時まで休憩とします。 (ときに 10 時 32 分)
<u>日程第 8 「議案第 3 4 号」</u>	
議 長	再開を致します。 (ときに 11 時 00 分) お手元に委員会の分担がありますけれども追加がありますのでまた改めてお配りをしたいと思います。暑いようでしたら上着を脱いで頂いて結構です。 日程第 8、「議案第 3 4 号 小海町議会議員及び小海町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。小池総務産業常任委員長。
(委員長報告—可決と決定)	

議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第３４号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第３４号を委員長報告のとおり、 可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第３４号は委員長報告のとおり可 決する事に決定いたしました。
<u>日程第９ 「議案第３５号」</u>	
議 長	日程第９、「議案第３５号 小海町松原湖高原観光交流センターの設置及 び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたしま す。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員 長より審査結果の報告を求めます。小池総務産業常任委員長。
(委員長報告—可決と決定) (委員会からの要望事項 １件)	
<総務産業常任委員会からの要望事項> 松原湖高原観光交流センターの運営にあたり、コロナ禍の中での開館とはなるが、入 館者、従業員共にしっかりと感染防止対策を行い運営すると共に安心、安全な温 泉として情報発信されたい。	
議 長	ただ今の、総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁 を求めます。
<総務産業常任委員会要望事項に対する答弁> ただ今の要望事項に対しましてお答え申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大防 止対策として、信州版「新たな日常のすすめ」に基づいて、感染拡大予防ガイドライ ンを遵守して、入館者、従業員の感染防止対策をしっかりと行い、安心安全な施設とし て運営を行ってまいります。	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第３５号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第３５号を委員長報告のとおり、 可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第３５号は委員長報告のとおり可 決する事に決定いたしました。
<u>日程第１０ 「議案第３６号」</u>	
議 長	日程第１０、「議案第３６号 小海町給水条例の一部を改正する条例につ いて」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託 してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。小池総務産業 常任委員長。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第３６号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。議案第３６号を委員長報告のとおり、 可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第３６号は委員長報告のとおり可 決する事に決定いたしました。
<u>日程第１１～１８ 「議案第３７号～認定第５号」</u>	
議 長	日程第１１、議案第３７号から日程第１８、認定第５号については一括

	して議題としたします。本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 井出幸実君。
	(委員長報告—可決・認定と決定) (委員会からの要望事項—3件)
	〈予算決算常任委員会要望事項〉 ・憩うまち事業の会計処理について、現在はさとゆめに委託されているため歳計外処理をしているが、事業実施主体が確立されるまでの間、歳計現金等により、適正な管理が行われるよう検討されたい。 ・地域おこし協力隊が、鞍掛豆腐を中心とした加工品製造の取り組みにあたり、材料が足りないということにならぬよう、農業振興を図り、生産者数や作付面積の増になるよう検討されたい。 ・新型コロナウイルス感染症対策により介護サービス事業所の通所介護費等の請求単位数が本来の報酬区分の2区分上位で算定される取扱いについて、利用者負担の増額分を町で補助するなどの対応を検討されたい。
議 長	委員長報告に対する質疑は全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。只今の予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
	〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉 ただ今の要望事項につきましてお答え申し上げます。 まず初めの憩うまち事業の会計処理について、現在はさとゆめに委託されているため歳計外処理をしているが、事業実施主体が確立されるまでの間、歳計現金等により、適正な管理が行われるよう検討されたいということですが、現在運営体制をどのようにしていくのか検討しているところです。町としましては、この事業に関わっている皆さんが新たな団体を設立して、この事業を担っていけるように支援をしたいと考えております。できれば、さとゆめへの委託が終わる来年度当初設立に向け努力したいと思っております。 次に2番目の、地域おこし協力隊が、鞍掛豆腐を中心とした加工品製造の取り組みにあたり、材料が足りないということにならぬよう、農業振興を図り、生産者数や作付面積の増になるよう検討されたいということにつきましては、 作付農家との情報交換を密に取りながら、選別段階の労力の軽減、豆腐など加

工品の販売促進、また新たな商品開発等を積極的に進めることにより、買取価格の適正化による生産者の栽培意欲の向上と生産量の増加を図って参ります。 次に３番目の、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の通所介護費等の請求単位数の報酬区分の２区分上位の報酬区分を算定する取扱いについて、利用者負担の増額分を町で補助するなどの対応を検討されたいということにつきましては、国が新型コロナウイルス感染拡大を受けた特例として、介護施設の事業者に認めた介護報酬の上乗せによる利用者負担を軽減する補助制度の導入については、制度の内容など実態を調査・研究し、他市町村の状況も踏まえて検討いたします。	
議 長	これより「議案第３７号 令和２年度小海町一般会計補正予算（第４号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 （討論なし）
議 長	これで討論を終わります。これから議案第３７号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第３７号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第３７号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第３８号 令和２年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。 （討論なし）
議 長	これで討論を終わります。これから議案第３８号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第３８を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第３８号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第３９号 令和２年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 （討論なし）
議 長	これで討論を終わります。これから議案第３９号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第３９号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 39 号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第 1 号 令和元年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 1 号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第 1 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 1 号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第 2 号 令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 2 号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第 2 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 2 号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第 3 号 令和元年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 3 号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第 3 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 3 号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第 4 号 令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入

	歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第４号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。 認定第４号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第４号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第５号 令和元年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第５号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。認定第５号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第５号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
<u>日程第１９ 「陳情第５号」</u> <u>日程第２２ 「発議第４号」</u>	
議 長	日程第１９、陳情第５号、 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」と 日程第２２、発議第４号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」については関連がありますので一括して議題といたします。陳情第５号については民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 古谷恒晴君。
	(委員長報告―採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)

議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから陳情第 5 号を採決いたします。委員長報告は、採択であります。陳情第 5 号を原案のとおり採択する事に賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、陳情第 5 号は原案のとおり採択することに決定しました。
議 長	事務局長に発議第 4 号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 9 番 的埜美香子 君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 4 号を採決します。提出者の説明の通り、発議第 4 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、発議第 4 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することとします。
<u>日程第 2 0 「陳情第 6 号」</u> <u>日程第 2 3 「発議第 5 号」</u>	
議 長	日程第 2 0、陳情第 6 号、 「国の責任による 3 5 人学級推進と教育予算の増額を求める陳情」と 日程第 2 3、発議第 5 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」については関連がありますので一括して議題といたします。陳情第 5 号については民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。古谷民生文教常任委員長。
(委員長報告—採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。

	質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから陳情第 6 号を採決いたします。委員長報告は、採択であります。陳情第 6 号を原案のとおり採択する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、陳情第 6 号は原案のとおり採択することに決定しました。
議 長	事務局長に発議第 5 号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 4 番 井上一郎 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 5 号を採決します。提出者の説明の通り、発議第 5 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することとします。ここで 1 時まで休憩とします。 (ときに 11 時 48 分)
<u>日程第 2 1 「陳情第 7 号」</u> <u>日程第 2 4 「発議第 6 号」</u>	
議 長	再開します。 (ときに 13 時 00 分) 日程第 2 1、陳情第 7 号、 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める陳情書」と 日程第 2 4、発議第 6 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に

	戻すことを意見書」については関連がありますので一括して議題といたします。陳情第7号については民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。古谷民生文教常任委員長。
(委員長報告—採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから陳情第7号を採決いたします。委員長報告は、採択であります。陳情第7号を原案のとおり採択する事に賛成の方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 3	
議 長	挙手多数と認めます。したがって、陳情第7号は原案のとおり採択することに決定しました。
議 長	事務局長に発議第6号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第4番 井上一郎 君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
議 長	これで討論を終わります。これから発議第6号を採決します。提出者の説明の通り、発議第6号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 3	
議 長	挙手多数と認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することとします。
<u>日程第25 「発議第7号」</u>	
議 長	日程第25、発議第7号、 「渡辺均議員に対する辞職勧告決議について」を議題と致します。

	ここで地方自治法第 117 条の規定により渡辺均議員の退場を求めます。
	(渡辺議員退場)
議 長	事務局長に発議第 7 号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。第 7 番 篠原 伸男 君
7 番議員	渡辺均議員に対しての辞職勧告決議の提案理由を申し上げます。今回私も初めて議員辞職勧告決議というものを提案させて頂きました。このことにつきましては初めてのケースでありまた同僚議員ということでありまして議長と当事者を除く、私達 7 人の議員は大変断腸の思いでありました。同僚の議員ということでありまして、それからその結果、熟慮に熟慮を重ねた結果、苦渋の決断として提案させていただいたものでございます。 では提案理由でございますが小海町店舗新築等助成事業実施要綱第 10 条の規定（提出書類の記載事項に虚偽があるとき）により、助成金の返還を命じられたことは町議員や町政全体に対する町民の信頼を大きく損ない、小海町議会の名誉を傷つけた渡辺均君に対し、議員辞職を勧告するためでございます。 渡辺均議員に対する議員辞職勧告決議 2020 年 9 月 9 日信濃毎日新聞報道「小海町議が不正領収書」町内に衝撃が走る。渡辺均議員「議員としてやってはいけないこと。」井上一郎議員「猛省している」と述べられている。 8 月 7 日に開催された小海町議会全員協議会において「渡辺均議員の民泊事業に対して、申請書通り活動しているか、助成金が適正に使われているか」と質疑され、町は「調査し、報告する」と回答されました。 9 月 8 日の小海町議会全員協議会で、町から 8 月に渡辺均議員、井上一郎議員から店舗新築等助成事業につきまして、調査・確認をしたことの報告がありました。その結果、実績報告書に領収書を添付しましたが、領収書に記載された金額が実際には額面通り払われていないことが確認できました。 この結果を踏まえて、弁護士・会計士に相談しました。「領収書というのは、最も大切なもので、不正な領収書を利用することは絶対にやってはいけないことで、法令等に則り、厳格に対応すべきで、これを曖昧にして

	しまうことは町として適正でない。」という強いご指導を頂きました。その結果、小海町店舗新築等助成事業実施要綱第 10 条により、返還命令を出す準備を進める報告がありました。 この席上、渡辺議員、井上議員から領収書について、実際の支払金額と報告した領収書金額が違っていることを認めた旨の発言がありました。なお、渡辺議員は降雪で屋根の葺き替えが終わっていないから終われば払うということで、すでに全額払ったと発言されました。 さらに、議員から「これは不正取得か」という質問に対し、町は渡辺議員からは 7 月に払ったと確認しておりますので、実績報告書に添付された領収書は虚偽のもので、不正になります。」のと答弁がありました。 席上、議員から「助成金の返還は町議員として、大変由々しき問題で、小海町議会が吹っ飛ぶ」旨の発言も出ました。更に、他の議員からは「議員は公の人間であり、自らどうするというものは自分でしっかり判断した行動をとっていただきたい」旨の要望もありました。 9 月 11 日の総務産業常任委員会で、申請書に記載された事業は終わっていることを確認した報告がありました。しかし、その他に申請書には載っていない工事―屋根の雪止めや作業路の砂利を敷く工事が残っていたとの報告がありました。申請した工事は終わったのに、渡辺議員は前述で追加の屋根の葺き替えが済めば支払う旨の発言をしておりますが、工事は別だから領収書通りに何故、支払いをしなかったか疑問が残ります。 9 月 15 日の全員協議会に井上議員は弁明書を提出し「議会運営委員長の職を辞す」発言がありました。また渡辺議員からは「二人で判断し、過去にもこういう事例があると判断し、許容される範囲だということで、OK した」旨の発言がありました。しかし、過去において小海町行政上、渡辺議員の発言内容の事実は何もありません。 二人が退席した後、小海町議会としてどのように対応するか協議しましたが、前例のないケースで結論が出ず先送りになりました。 翌 16 日、再び全員協議会を開催し協議した結果「小海町議会議員は議員として町民から付託を受けた立場と職責を十分に認識し、法令・条例等を遵守し、良識をもって行動しなければならない。また議員は、町政が適切に町民のために遂行されているか常にチェックしなければならない職責があり、常に品位と名誉を損なうような行為は慎み、不正の疑惑を持たれる一切の行為をしてはならない。」との結論になりました。議長・当事者を除く 7 人の議員は今回の渡辺均議員の行為は町民の信頼を著しく失墜させるばかりでなく小海町議会の名誉と権威をも著しく傷つけたことは議員としてあるまじき行為と言わざるを得ない。そこで自らの責めを負っ
--	---

	て、社会的道義的責任を感じ、自らの意思により直ちに議員の職を辞すことをここに勧告する。 以上決議する。 令和2年9月18日 小 海 町 議 会 ついでにあれですけれども、町にお願いがございます。小海町店舗新築等助成事業は令和2年4月1日に要綱を改正し200万円までは何回も利用できるようになり、利用者の皆さんの期待が高まっております。しかし、今度の件により、その要綱を変更することを検討するということがありました。領収書に加えて振込証明書等の添付そして、店舗と住宅が併用の場合の補助率が減少、また店舗等での営業収入の捉え方等、改正されるようですが、どうかこの助成事業を期待している人が多いのですから、この点十分配慮して行政を進めて頂くことを要望致します。
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
6 番議員	私は今回提出されました議員辞職勧告につきまして賛成の立場で討論を致します。9月8日の全員協議会で町側から渡辺均議員の自宅兼用店舗の改修工事に対して助成金の返還命令を出す方針が示されたことに始まります。この件についての詳細は信濃毎日新聞の報道やその後行われました全員協議会の審議で少しずつ明らかになって参りました。要は渡辺均議員の自宅店舗新築等助成事業を大工さんでもある井上一郎議員の会社が助成金を申請し、請負契約を交わし工事が始まったということであり、簡単に申し上げますと、その工事、完成、受け渡しが済まない中で井上議員が契約満額の領収書を発行し、その領収書を添付し、渡辺均議員が町に対し事業実績報告書を提出し、町の助成金を不正に受け取った次第のようであります。今回の件は渡辺さんと井上さんが議員でなければ、そしてこれが町の助成金事業でなければ普通の私法取引の中でお金の支払い等について、お互いの信頼関係で早まったり遅れたりすることは間々あることではあります。しかし町の助成事業は申請する際に要綱で細かく明記されており、実施内容について、職員の立ち入り検査や添付

	書類の精査など厳格に行われております。議員は町の行う予算化された各事業の施行に対し、常に適正に行われているかチェックをする立場であります。自ずと日頃より議員としての自覚と言動に対する責任についても自らを律していくことが求められる立場でもあります。この件が新聞で報道された以降も信濃毎日新聞の報道によりますと罪の意識はなかった、また社会通念上許されると考えていたなどの発言が紙面に見られます。私の感覚では 9 月 9 日に新聞に掲載された見出しでの「小海町議が不正領収書」「助成金 73 万円町返還命令へ」この大きな見出しがすべてであり、町民の皆さんが知り得る情報は信毎の新聞紙上であり、渡辺議員と井上議員のどちらの責任が重いか軽いかなどではなく、まして町側と議会による全員協議会の議論の中身など町民の皆さんが知り得る情報は皆無であります。確かに 16 日の新聞で井上、渡辺両氏の議員は責任の取りようの 1 つである、議会運営委員会の委員長、そして副委員長の責を辞し、その上委員も辞職されるなど反省する姿勢は見受けられます。しかし、領収書に問題はあったが、不正な額を受給したわけではない、また返還請求については、町側から返還の指示があれば検討したい。そして全額返還するかはまだ判断がつかないとも述べており、この先が不明瞭であり、流動的であります。町は今後助成金返還の期限を渡辺さんに通告するわけではありますが、これから先はあくまでも町と渡辺さん個人の問題であります。議会としてはこのような事案はスピード感を持って当たるのが常道であり、今回は町民の皆さんに対し議会の取るべき姿勢を明確に示すことが肝要であると考えております。議会として渡辺議員、井上議員への議員辞職勧告は相応なことであると考えますので、賛成の立場での討論と致します。
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 7 号を採決致します。提出者の説明の通り、発議第 7 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 1. 4
議 長	挙手多数と認めます。したがって、発議第 7 号は原案のとおり可決されました。ここで渡辺均君の入室を許可します。
	(渡辺議員入室後)
議 長	ただ今、渡辺均議員に対する辞職勧告決議が賛成多数で可決されましたのでご報告致します。
<u>日程第 26 「発議第 8 号」</u>	

議 長	日程第 26、発議第 8 号、 「井上一郎議員に対する辞職勧告決議について」を議題と致します。ここで地方自治法第 117 条の規定により井上一郎議員の退場を求めます。
	(井上議員退場)
議 長	事務局長に発議第 8 号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。第 7 番 篠原 伸男 君
7 番議員	本辞職勧告決議についての提案理由の説明を申し上げます。 小海町議会議員渡辺均君の申請していた小海町店舗新築等助成事業の実績報告書に添付した領収書について虚偽の報告をしたことは町議員や町政全体に対する町民の信頼を大きく損ない、小海町議会の名誉を傷つけた井上一郎君に対し、議員辞職を勧告するため。 井上一郎議員に対する議員辞職勧告決議 2020 年 9 月 9 日信濃毎日新聞報道「小海町議が不正領収書」町内に衝撃が走る。渡辺均議員「議員としてやってはいけないこと。」井上一郎議員「猛省している」と述べられている。 8 月 7 日に開催された小海町議会全員協議会において「渡辺均議員の民泊事業に対して、申請書通り活動しているか、助成金が適正に使われているか」と質疑され、町は「調査し、報告する」と回答されました。 9 月 8 日の小海町議会全員協議会で、町から 8 月に渡辺均議員、井上一郎議員から店舗新築等助成事業につきまして、調査・確認をしたことの報告がありました。その結果、実績報告書に領収書を添付しましたが、領収書に記載された金額が実際には額面通り払われていないことが確認できました。 この結果を踏まえて、弁護士・会計士に相談しました。「領収書というのは、最も大切なもので、不正な領収書を利用することは絶対にやってはいけないことで、法令等に則り、厳格に対応すべきで、これを曖昧にってしまうことは町として適正でない。」という強いご指導を頂きました。その結果、小海町店舗新築等助成事業実施要綱第 10 条により、返還命令を出す準備を進める報告がありました。 この席上、渡辺議員、井上議員から領収書について、実際の支払金額と報告した領収書金額が違っていることを認めた旨の発言がありました。な

	お、渡辺議員は降雪で屋根の葺き替えが終わっていないから終われば払うということで、すでに全額払ったと発言されました。 さらに、議員から「これは不正取得か」という質問に対し、町は渡辺議員からは7月に払ったと確認しておりますので、実績報告書に添付された領収書は虚偽のもので、不正になります。」のと答弁がありました。 席上、議員から「助成金の返還は町議員として、大変由々しき問題で、小海町議会が吹っ飛ぶ」旨の発言も出ました。更に、他の議員からは「議員は公の人間であり、自らどうするというものは自分でしっかり判断した行動をとっていただきたい」旨の要望もありました。 9月11日の総務産業常任委員会で、申請書に記載された事業は終わっていることを確認した報告がありました。しかし、その他に申請書には載っていない工事―屋根の雪止めや作業路の砂利を敷く工事が残っていたとの報告がありました。申請した工事は終わったのに、渡辺議員は前述で追加の屋根の葺き替えが済めば支払う旨の発言をしておりますが、工事は別だから領収書通りに何故、支払いをしなかったか疑問が残ります。 9月15日の全員協議会に井上議員は弁明書を提出し「議会運営委員長の職を辞す」発言がありました。また渡辺議員からは「二人で判断し、過去にもこういう事例があると判断し、許容される範囲だということで、OKした」旨の発言がありました。しかし、過去において小海町行政上、渡辺議員の発言内容の事実は何もありません。 二人が退席した後、小海町議会としてどのように対応するか協議しましたが、前例のないケースで結論が出ず先送りになりました。 翌16日、再び全員協議会を開催し協議した結果「小海町議会議員は議員として町民から付託を受けた立場と職責を十分に認識し、法令・条例等を遵守し、良識をもって行動しなければならない。また議員は、町政が適切に町民のために遂行されているか常にチェックしなければならない職責があり、常に品位と名誉を損なうような行為は慎み、不正の疑惑を持たれる一切の行為をしてはならない。」との結論になりました。議長・当事者を除く7人の議員は今回の井上一郎議員の行為は町民の信頼を著しく失墜させるばかりでなく小海町議会の名誉と権威をも著しく傷つけたことは議員としてあるまじき行為と言わざるを得ない。そこで自らの責めを負って、社会的道義的責任を感じ、自らの意思により直ちに議員の職を辞すことをここに勧告する。 以上決議する。 令和2年9月18日 小 海 町 議 会
--	--

議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
2 番議員	発議の第 7 号で私のことが質疑されて辞職の勧告が下されました。で、同じように一郎議員に対して全く同じ内容の提案理由が今話されまして、細かな点については色々ありますけれども、少なからず私と井上は、今仲男議員が話されました最後の全員協議会を開催して協議した結果、小海町議会議員は議員として町民から付託を受けたという並びから法令条令を遵守し良識を持って行動すると。町政が適切に町民の為に遂行されるかチェックする、或いは品位と名誉を損なうような行為は慎しみ、不正の疑惑を持たれる一切の行為はならないと。まさにその通りでございしますが、今回私自身は、自分の良心に照らし合わせながらこういった事項に抵触するような考え意識は毛頭持たず、従って井上議員との相談もそういった路線で行われた結果でございします。そのことと、手続き上のある面過失と言いますか、そういった問題について反論するつもりはございませんが、少なくとも町民の付託に答えるということについては一点の曇りもなく、この 3 年半くらい町会議員として取り組んで参りました。そのことは井上議員も一緒だと思います。従って今提案されました議員辞職については私は反対の立場で討論致しました。以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。
9 番議員	私は苦渋の決断ということではありますが賛成の立場から討論させて頂きます。私はこの件で町民の方々から様々なご意見を頂いています。「真面目にしっかりと仕事をしている業者まで疑われる。」「領収書の偽造が一番やってはいけないことだ。」また「議員だからこんなことができるのか。」というようなことまで、疑われるようなことまで言われています。そして「議会は何をやっているのか。」「もっと町民益になることを議会でしっかり議してほしい。」と議会の信用も失われています。町民の為に働かなければならない、こういった助成事業も町民の暮らし、応援の為に作った事業で、町民に広く活用され、なおかつ、公平公正に扱われなければならない、議員がこんなことを率先してやったら町民に示しはつきません。議員も勿論、利用して良いわけですが、利用しづらい制度になっているのなら、町民がより利用しやすいように提案するのが筋で問題を起こして要綱まで直さなければならない、そのようなことまで出てきてしまいました。決議にありますように議員は町民から付託を受

	けた立場と職責の認識、法令、条例の遵守、そこを基本にしなければならぬ。同じことを職員に対しても言ってきたわけで、そこはお互い厳しくやっていかなければなりません。そのことともう1点、先日行われました、中学校組合議会運営委員会に井上議員は議会運営委員長として議運の招集をしましたが、にもかかわらず議長や副委員長、私ですが、に相談もなく所用のためと欠席をされました。そのような行動も軽率であって、今だにそのことに関して何も無いままです。どうして今回のこのようなことが起きてしまったのかという問題自体には大きな課題として今も残っておるわけですが、このような厳しい判断をしなければならないことを私自身も深く受け止め賛成討論と致します。
議 長	他に討論のある方はございますか。10番 井出薫君。
10番議員	私も本案に賛成の立場で討論に参加していきたいと思います。提案者からの提案説明とダブルところもありますけれども私は今事件に対しての最大のポイントは2つというふうに認識を持っております。それは先程来討論されていますように、議員の本来の仕事という所からみてまずいではないかと。議員は行政が行ったことを条例や要綱、法令に則ってチェックをするという立場であるわけでありまして、それが今回はチェックをされる立場に回ったということ、そのものが重大な問題であると同時に、要綱に違反していないような発言がありましたけれども、あきらかに違反しているわけでありまして。これが1点。それからもう1つは、議員としての立ち位置を本当に理解しているのかということでもあります。どなたにご指導を頂いたかわかりませんが、議会運営委員長を辞める、委員長が辞めるから私も辞めるという、こういう姿勢が本当に今回の問題を深く理解しているのでしょうか。部分的にはまずかったということをおっしゃっていますが、その後の行動をみても分かる通り、結局議会運営委員を辞めなければならないという結果になりました。私は今回議会運営委員長や議会運営委員ということだけが問題になってはいますが、議会議員はそれぞれにその他に色々な役職があるわけでありまして。そうした役職の中でその1つ1つが今回のこの事件と影響を及ぼしてくると。他の議員に対する負担といいますか、そういったものに対してはもっとしっかりと配慮をして頂きながら、やはり本来の議員としての立ち位置を見ながら行動を行うという部分が私は反省そのものが欠けているところからも出ているのではないかと。この点を見た時にこの2点だけでも議会議員として失格であるということで本案に賛成したいと思っております。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから

	発議第 8 号を採決致します。提出者の説明の通り、発議第 8 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手同数) × 1. 2. 3. 8. 1 1
議 長	賛成が 5、反対が 5 ということでございます。同数でございますので、議長採決と致します。議長は本案に賛成と致します。したがって、発議第 8 号は議長裁決により可決となりました。ここで井上一郎君の入室を許可します
	(井上議員入室後)
議 長	ただ今、井上一郎君に対する辞職勧告決議は可否同数であり、議長裁決により可決となりましたのでご報告致します。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。 ここで議長としての発言をお願い致します。今定例会の会期中に町より店舗改装助成事業に係る助成金の不適切な扱いに複数の議員が関与しているとの報告があり、大きな問題となり、新聞報道もされました。そして当事者は委員会の委員の辞職、更には本日の本会議において辞職勧告案が提出され採決に至るという事態になりました。このような事案が発生したことはまことに遺憾に感じざるを得ません。そして町民に対してご心配と多大なご迷惑をおかけしましたことに深くお詫びを申し上げます。また小海町や議会の信用の失墜につながったことを憂慮する次第であります。一方、行政におきましては職員に対する嚴重注意、また訓告処分などの報告がありました。起きてしまった事例は元にはもどりませんが二度とこのような事態が発生しないように組織管理体制の充実、強化が求められるところであります。議会議員も町職員も綱紀肅正に努め、信頼の回復と適正な行政の推進に努めて行かなくてはなりません。町民の規範となるような議員としての役割、職員としての責務、それぞれの存在意義について原点に返りしっかりと認識をし、議員・理事者・職員が一丸となってよりよい町づくり、よりよい小海町を目指し、職務の遂行に努めて頂きますようお願いを致します。

○ 散 会

議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和２年小海町議会第３回定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 （ときに 13 時 55 分）
-----	--